

「子ども・若者の元気を応援するまち」

の実現をめざして



日本社会の少子化が問題として取り上げられるようになって久しく、子どもの数、親となる世代の数は年々減少しており、今後もさらに少子化が進むと予測されます。また一方で、高齢者の数は年々増加しており、これまで誰も経験したことのない、少子化・高齢化の社会になりつつあります。

このような社会を迎える中で、次の時代の担い手となるのは子ども・若者です。子どもたちは未来そのものであり、その健やかな成長は健全な社会の未来へとつながっています。

しかしながら、子育てをめぐるのは、家族形態の核家族化や地域での人間関係の希薄化などによる家庭や地域での子育て力の低下、さらに、保育所に入りたくても入れないといった待機児童の問題などが顕在化しています。

また、近年、所得・資産面での裕福層と貧困層の両極化といった格差の拡大により、子どもの貧困などが社会問題となっています。貧困は、子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。子どもたちの将来が生まれ育った事情などにおいて左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、対策が必要となっています。

こうした課題の解決に向けて、国におきましては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連 3 法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行されます。また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」や、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されており、地方自治体においても、地域の状況に応じた施策の実施を求められています。

本市におきまして、これまでに、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりの指針として、「子どもきらめき未来プラン」を策定し、重点プロジェクトを設け、ライフステージごとに施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成 25 年度に彦根市が実施した「子ども・子育て、若者に関する市民の意識調査」からは、子育て家庭や若者が、子育てへの不安や、悩みや心配ごとを抱え暮らしていることが分かります。

10 年後、20 年後の次の時代を切り拓くのは、今の、また、これからの子どもたちです。すべての子どもたちが夢と希望を持ち、そして元気に成長していけるよう応援する社会の実現をめざして、この度、乳幼児期から青年期に至る子どもや若者たちの育ちを第一に考え、その健やかな成長と自立にかかわる支援を一体的に捉えた「彦根市子ども・若者プラン」を策定しました。

このプランでは、「子ども・若者の元気を応援するまち ひこね」を基本理念とし、4つの基本視点を設け、各施策を展開してまいります。

また、プランの推進にあたっては、行政として必要な事業を精査するとともに、事業手法の点検・見直し、国・県の補助制度の活用による財源確保、適切な受益者負担などについて随時検討し、効果的・効率的な事業実施に努めてまいります。

さらに、基本理念の実現には行政だけでなく、家庭、地域、事業所、そして市民一人ひとりがそれぞれの役割を果たし、連携し取り組んでいくことが必要不可欠です。関係機関の力を発揮すべく、連携する場の設定や情報提供、広報の協力など、後方からの支援を行ってまいります。

皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

結びに、このプランの策定にあたり、熱心にご議論いただきました子ども・若者会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

彦根市長 大久保 貴

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の経緯	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 本計画における「子ども・若者」の定義	3
6. 母子保健計画	4
第2章 彦根市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く状況	7
1. 人口と世帯数	7
2. 婚姻・出生	15
3. 女性の就労	17
4. 保育の状況	18
5. 児童虐待の状況	24
6. ひきこもりの状況	25
7. ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況	27
8. 子ども・子育て、若者に関する市民の意識（抜粋）	29
9. 子ども・子育て、若者に関する課題	51
第3章 計画の基本的な考え方	54
1. 基本理念	54
2. 基本視点	55
3. 施策体系	56
第4章 施策の展開	57
1. 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり	57
2. 子ども・若者の育ちに応じた支援	62
3. みんなが共に育つための子ども・若者への支援	69
4. 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり	75
第5章 教育・保育環境の整備	80
1. 教育・保育提供区域の設定	80
2. 教育・保育の事業量の見込みおよび提供体制の確保など	81
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび提供体制の確保など	84
4. 「教育・保育環境の整備」に関する数値目標	91
第6章 指標	92
1. 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり	92
2. 子ども・若者の育ちに応じた支援	92
3. みんなが共に育つ子ども・若者への支援	93
4. 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり	93
5. 教育・保育環境の整備（再掲）	94
第7章 計画推進に向けて	95
1. 市の推進体制	95
2. 計画の進行管理	95
3. 市民・事業所・市との連携	95
資料編	97
1. 彦根市子ども・若者会議条例	97
2. 彦根市子ども・若者会議 委員名簿	99
3. 彦根市子ども・若者会議委員 各部会委員名簿	100
4. 計画の策定経過	101
5. 用語解説	103

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

近年、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。平成 25 年の合計特殊出生率は 1.43 となり、平成 17 年の合計特殊出生率 1.26 と比べて増加していますが、出産年齢の高年齢化などが一時的に出生率を押し上げている一方で、生涯未婚率の増加や出生する子どもの数の減少など、少子化が進行しています。このため、今後さらに結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き子ども・子育て支援対策の推進が求められています。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、インターネットの普及による有害情報の氾濫、ニートやひきこもり、いじめや不登校、虐待、子どもの貧困など様々な問題が顕在化しています。

これら子ども・若者を取り巻く環境の変化は、社会への不安・負担感の増加につながることも、地域が一体となり、子ども・若者の支援を行っていくことが必要です。

子育てに関する国の取組としては、平成 15 年に「少子化対策基本法」、平成 16 年にはそれに基づく「少子化社会対策大綱」、そして平成 17 年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体および事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組を推進するなど、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進してきました。さらに、子ども・子育てに関する社会環境の変化へ対応し、様々な課題を解決するために、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から始まります。

また、若者も含めた取組としては、平成 22 年に4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月には「子ども・若者ビジョン」が策定されました。滋賀県においても、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するため、平成 22 年3月に「淡海子ども・若者プラン」を策定するなど、子ども・若者に関わる取組は大きな転換期を迎えています。

このような状況を踏まえて、彦根市では「彦根市子ども・若者プラン」を策定し、次の時代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を支援していくため、乳幼児期からの保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、青少年の健全育成を図るなど、子ども・若者の支援を一体的に捉え、計画の推進を図ってまいります。

2. 計画策定の経緯

本市では、子どもを取り巻く支援施策を総合的・計画的に推進するための指針として市民ニーズを踏まえた各種施策の充実に向けた取組を進めてきました。平成 17 年には次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、「子どもきらめき未来プラン（彦根市次世代育成支援行動計画）」を策定しました。また、平成 22 年にはその後期計画を策定し、子どもの視点に立った子育て・子育て支援に関する様々な施策を実施してきました。

今回、「子どもきらめき未来プラン」が平成 26 年度で終了することを受けて、彦根市における子ども・若者を一体的に支援するため、「子ども・子育て関連3法」「子ども・若者育成支援推進法」などの趣旨を踏まえ「彦根市子ども・若者プラン」を策定します。

なお、この計画の策定にあたっては、「彦根市子ども・若者会議」を設置し、さらに、子ども・子育て支援新制度などに関することを審議する「子ども・子育て支援部会」と、子ども・若者育成支援などに関することを審議する「子ども・若者育成支援部会」の2つの部会を設けました。市民の生活実態や意見を把握するためのニーズ調査の質問項目の検討を行ったほか、「子ども・子育て支援部会」では、子ども・子育て支援新制度の実施に向けた、必要な事業量の確保策を検討するとともに、保育所における保育士の処遇の改善や、働きやすい職場環境づくりの必要性、放課後児童クラブでの指導員の資質の向上や処遇の改善、保育環境の整備などの問題提起がされました。また、「子ども・若者育成支援部会」では、「とりあえずの相談への対応」や「若者が社会への参加の足がかりをつかむ機会の提供」などの必要性が確認され、これらの意見も踏まえ策定するものです。

3. 計画の位置づけ

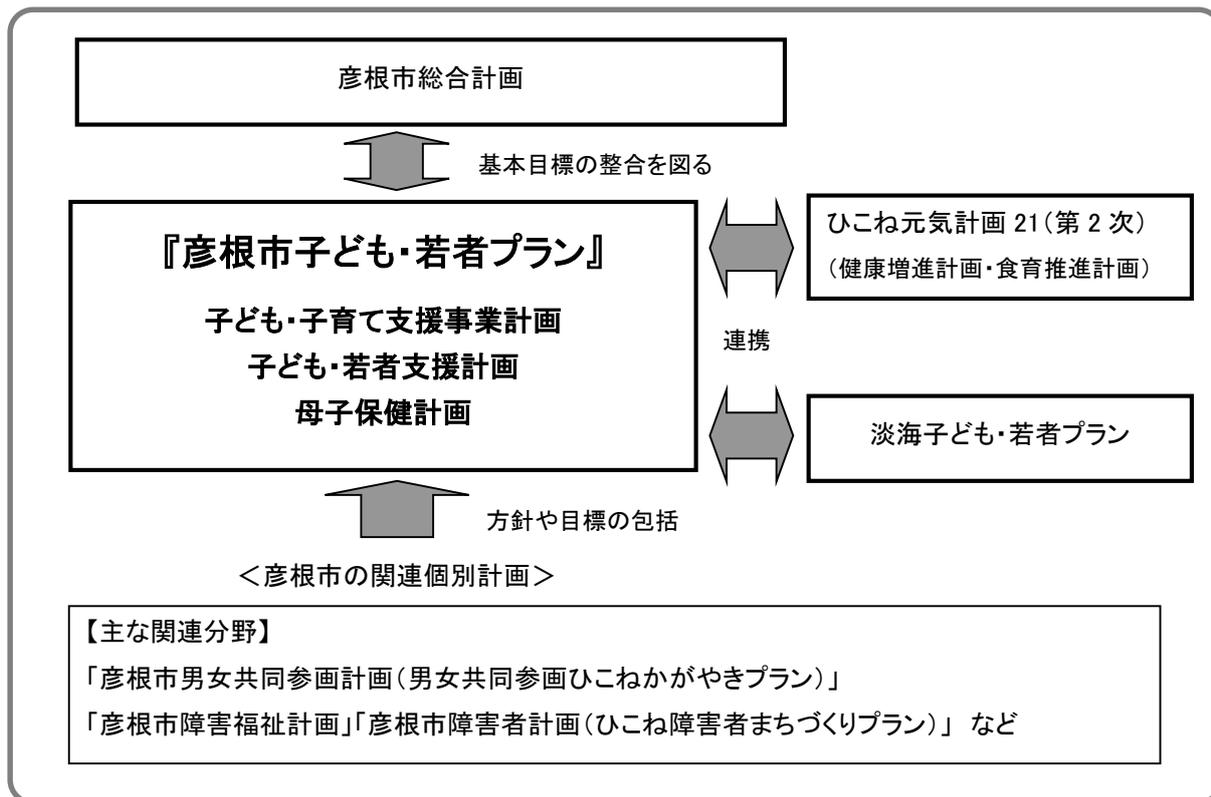
本計画は、「子ども・子育て支援法（第61条）」および「子ども・若者育成支援推進法（第9条）」に基づく法定計画として作成するものであり、本市における保育・教育および地域子ども・子育て支援事業、子ども・若者育成支援事業の充実のほか、母子保健事業、ひとり親への支援施策の展開など、子ども・若者を取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。

また、本計画は、国の定める「子ども・子育て支援法第60条に規定する基本指針」や「健やか親子21（第2次）」、滋賀県の「淡海子ども・若者プラン」などを踏まえ、施策の展開において整合を図ります。

さらに、「彦根市総合計画」を上位計画とし、「子どもきらめき未来プラン（次世代育成支援行動計画）」を踏まえるとともに、「彦根市地域福祉計画」「彦根市障害福祉計画」「彦根市障害者計画（ひこね障害者まちづくりプラン）」「彦根市男女共同参画計画（男女共同参画ひこねかがやきプラン）」「彦根市保育計画（待機児童解消計画）」「ひこね元気計画21（第2次）」などの分野別計画とも整合を図り、まちづくりの一環として、分野横断的に子ども・若者の支援を充実させていくものとします。

なお、本市の母子保健計画は、平成9年度に策定された「彦根市母子保健計画」を、平成17年度に「子どもきらめき未来プラン」に統合しており、平成27年度からは「彦根市子ども・若者プラン」にその内容を継承します。

■「彦根市子ども・若者プラン」と関連計画の位置づけ



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間です。

なお、母子保健計画の部分は、平成 36 年度までの 10 年間で計画期間とし、平成 31 年度において中間評価を行います。

5. 本計画における「子ども・若者」の定義

本計画が概ね 39 歳までの子ども・若者を対象とすることから、「子ども・子育て支援法」および「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本計画における「子ども」は 18 歳未満、「若者」は 39 歳までと定義します。なお、この定義には外国人住民を含みます。

6. 母子保健計画

(1) 変遷と背景

近年の少子化・高齢化や核家族化、女性の社会進出の増加など母子保健をめぐる環境は大きく変化しており、それに合わせた国・県の施策の動向も見据え、彦根市全体やそれぞれの地域の特性に即した母子保健対策の推進がますます重要になっています。

年	事業内容
平成 6 年	「母子保健法の改正」:身近な地方自治体が主体となり、妊婦および乳幼児について一貫した母子保健事業を実施することとなった。
平成 8 年	「母子保健計画の策定について」(平成 8 年 5 月 1 日児母第 20 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)に基づき、地域での計画的かつ効果的な母子保健対策の推進を図るため、各市町村において市町村母子保健計画を策定するよう通知があった。(努力義務)
平成 9 年	「彦根市母子保健計画」を策定。地域における母子の健康や生活環境のより一層の向上を図ることを目的に取り組みを開始した。
平成 11 年	国が少子化対策として平成 6 年に策定した「エンゼルプラン」を受けて、本市は「子育てひこねゆめプラン」を策定した。
平成 13 年	国は「健康日本 21 計画」の一環として、母子保健計画を見直した結果、健康指標などを目標値として設定した新たな計画として「健やか親子 21」を策定した。
平成 15 年	国は「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年法律第 120 号)を制定。 急速な少子化の進行により、従来の母子保健、児童福祉といったそれぞれの枠組みでの取り組み体制では、子どもと親の健康の実現を阻止する問題が解決できないことから、行政各部署の連携を推進することはもとより、企業、住民組織、団体などとの協働で次の世代を育てるといった新たな概念のもとに、さらなる総合的な取り組みを進めるため、自治体に行動計画の策定が義務づけられた。
平成 17 年	彦根市次世代育成支援行動計画「子どもきらめき未来プラン」を策定。 平成 16 年度に従来の母子保健計画を見直し、「健やか親子 21」の視点を取り入れながら、さらに計画を発展させ、「子どもきらめき未来プラン」の中に、母子保健分野計画として位置づけた。
平成 22 年	平成 21 年度までの 5 年間の前期計画を経て、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年を計画期間とした後期計画を策定した。
平成 24 年	平成 24 年 8 月、国が成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度が平成 27 年度から施行されることとなる。
平成 25 年	本市においても新制度の施行に対応するため、子ども・子育て事業計画を作成するとともに、子ども・若者の「育ち」を一体的・連続的に支援する総合的な計画を策定し、「彦根市次世代育成支援行動計画」やその中の母子保健分野も継承していくことになる。
平成 26 年	雇児発 0617 第 1 号平成 26 年 6 月 17 日(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)「母子保健計画について」、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性などについて検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進のため、「母子保健計画」の策定や見直しをすることが求められた。

(2) 母子保健計画が10年後にめざす姿（平成36年度末）

すべての子どもが健やかに育つまち「ひこね」

(3) 母子保健計画の目標

親や子どもの多様性を尊重し、切れ目なく母子保健サービスが提供されることで、安心して子どもを産み、育てることができるようにします。

(4) 母子保健計画の計画期間

平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

(5) 母子保健計画の進行管理・評価

計画に掲げた目標の達成に向けて、進捗状況をチェックし定期的に見直します。

また、「彦根市子ども・若者プラン」の中で毎年評価を行い、総合的な評価としては5年目の平成31年度に中間評価をします。

(6) 母子保健計画の課題

母子保健の現状や今後の予測に基づき、国の「健やか親子21（第2次）」の視点で課題を整理し、重点的に対応すべき課題を以下のように集約します。

課題	施策
保育・教育の充実(学校保健との連携)	学齢期・思春期のこころと体の健康づくり 「健康管理と生活習慣指導」「喫煙・飲酒・薬物対策」など
安心して出産・子育てができる環境づくり	妊婦やその家族への支援 「家族の育児参加を促すための支援」「妊婦健康診査費用の助成」など
	不妊への支援 「特定不妊治療費の助成」など
乳幼児の発達と保護者への支援	乳幼児のこころと体の発達への支援 「乳幼児健康診査の充実」「予防接種の推進」など
	保護者への支援 「精神面のフォローの充実」「母乳育児への支援」など
安全・安心なまちづくり	身近で安心できる医療 「小児救急医療体制の確保」など

【参考資料】各種法令による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳、女満16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
勤労青少年福祉法	勤労青少年	〔法律上は規定なし〕 ※第8次勤労青少年福祉対策基本方針(平成18年10月厚生労働省)において、「おおむね35歳未満」としている。
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者

資料:「子ども・若者白書」(平成26年版)

(参考)

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)	児童	18歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳未満の者 ※「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

第2章 彦根市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く状況

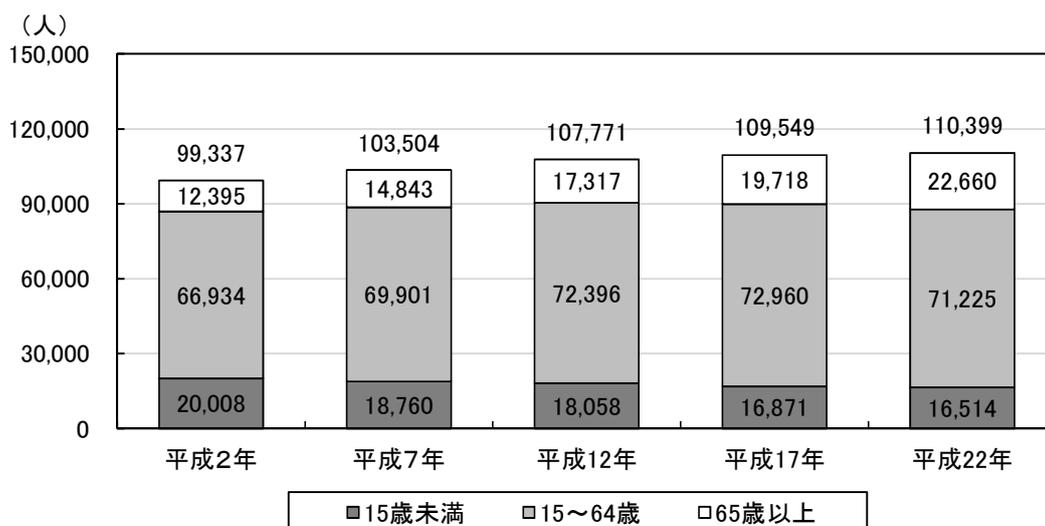
1. 人口と世帯数

(1) 国勢調査による総人口

平成2年以降、総人口は増加しており、平成22年では110,399人となっています。

また、65歳以上人口は増加している一方、15歳未満人口は減少しています。15～64歳人口は平成2年から平成17年までは増加していますが、平成22年には減少しています。

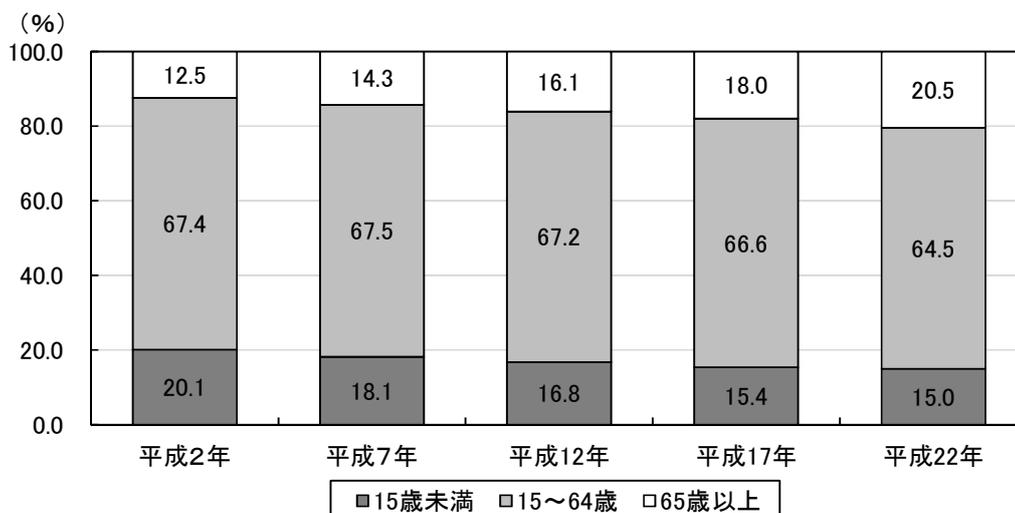
■総人口と年齢階層別人口の推移



資料:国勢調査

年齢階層別人口割合の推移では、15歳未満人口と15～64歳人口は、減少しています。一方で65歳以上人口は増加しており、少子化・高齢化が進んでいます。

■年齢階層別人口割合の推移

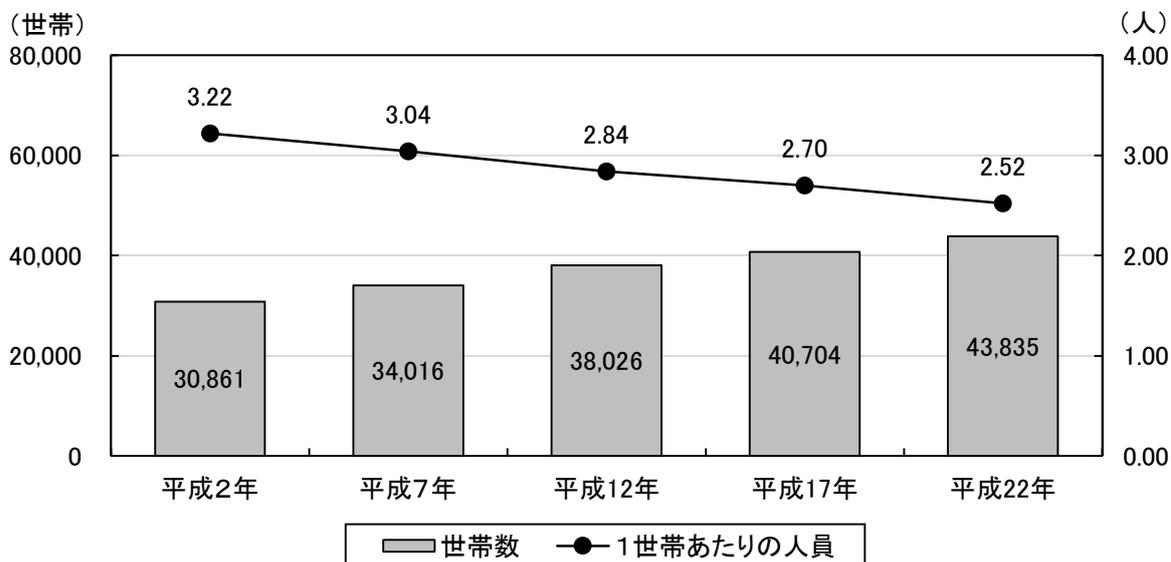


資料:国勢調査

(2) 国勢調査による世帯数

本市の世帯数は、平成2年以降増加で推移しており、平成22年では43,835世帯となっています。また、1世帯あたりの人員は減少しており、平成22年では2.52人となっています。

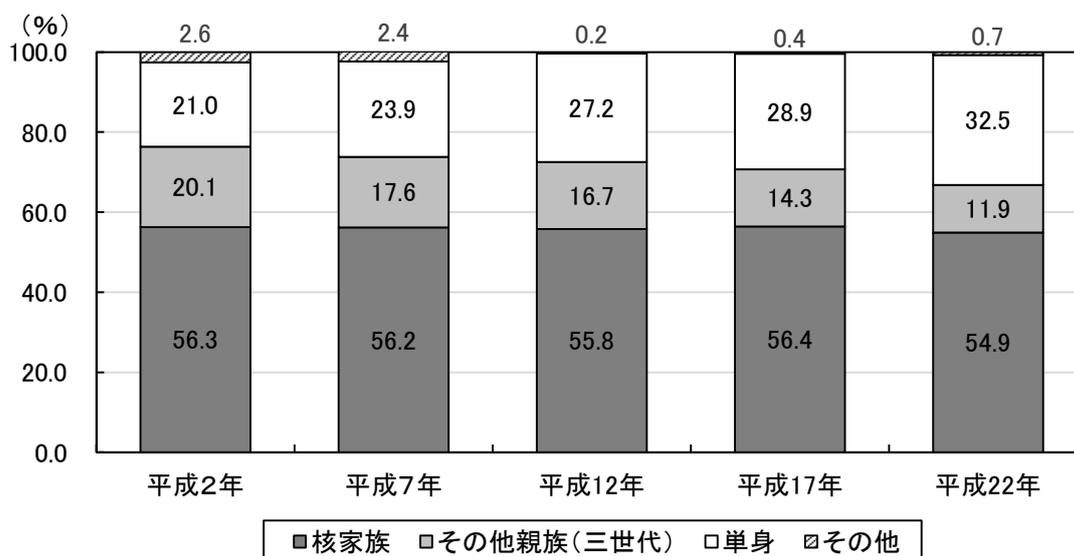
■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料:国勢調査

世帯型の推移については、平成2年には21.0%であった単身世帯が、平成22年には32.5%となっています。その他親族(三世代)世帯は減少、核家族は増減を繰り返しながら緩やかに減少する中で、単身者は増加しています。

■世帯型の推移



資料:国勢調査

(3) 国勢調査による0～39歳の推移

本市の0～39歳の推移については、平成12年以降減少し、平成22年は51,967人となっています。年齢の内訳では、「0～2歳」「3～5歳」の就学前児童は若干の増減を繰り返していますが減少しています。「19歳～39歳」では、平成2年から平成12年にかけて増加していましたが、平成17年以降は減少となっています。

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0歳	1,193	1,192	1,206	1,007	1,061
1歳	1,226	1,140	1,223	1,065	1,059
2歳	1,285	1,163	1,201	1,037	1,035
0～2歳	3,704	3,495	3,630	3,109	3,155
3歳	1,284	1,138	1,165	1,158	1,123
4歳	1,301	1,109	1,156	1,179	1,024
5歳	1,316	1,234	1,162	1,154	1,003
3～5歳	3,901	3,481	3,483	3,491	3,150
6歳	1,370	1,241	1,145	1,181	1,086
7歳	1,314	1,296	1,132	1,137	1,076
8歳	1,309	1,288	1,147	1,143	1,131
9歳	1,269	1,326	1,111	1,105	1,207
10歳	1,359	1,358	1,242	1,165	1,148
11歳	1,368	1,371	1,240	1,138	1,163
12歳	1,412	1,326	1,305	1,137	1,136
6～12歳	9,401	9,206	8,322	8,006	7,947
13歳	1,492	1,320	1,314	1,141	1,146
14歳	1,510	1,258	1,309	1,124	1,116
15歳	1,633	1,371	1,350	1,205	1,186
13～15歳	4,635	3,949	3,973	3,470	3,448
16歳	1,699	1,373	1,380	1,262	1,163
17歳	1,665	1,442	1,351	1,279	1,132
18歳	1,714	1,608	1,431	1,432	1,220
16～18歳	5,078	4,423	4,162	3,973	3,515
19歳	1,616	1,740	1,484	1,566	1,340
20歳	1,569	1,854	1,690	1,697	1,449
21歳	1,562	1,687	1,722	1,726	1,461
22歳	1,461	1,612	1,606	1,511	1,393
23歳	1,344	1,642	1,562	1,319	1,326
24歳	1,072	1,434	1,587	1,281	1,246
25歳	1,306	1,479	1,695	1,336	1,252
26歳	1,203	1,480	1,657	1,407	1,346
27歳	1,264	1,499	1,699	1,585	1,297
28歳	1,317	1,409	1,751	1,540	1,241
29歳	1,306	1,162	1,631	1,596	1,237
30歳	1,184	1,449	1,583	1,703	1,355
31歳	1,375	1,349	1,575	1,708	1,449
32歳	1,258	1,375	1,583	1,736	1,526
33歳	1,232	1,400	1,476	1,767	1,491
34歳	1,298	1,410	1,172	1,689	1,602
35歳	1,368	1,269	1,498	1,566	1,700
36歳	1,353	1,426	1,358	1,556	1,745
37歳	1,366	1,302	1,397	1,594	1,809
38歳	1,481	1,276	1,398	1,457	1,809
39歳	1,563	1,334	1,402	1,170	1,678
19～39歳	28,498	30,588	32,526	32,510	30,752
合計	55,217	55,142	56,096	54,559	51,967

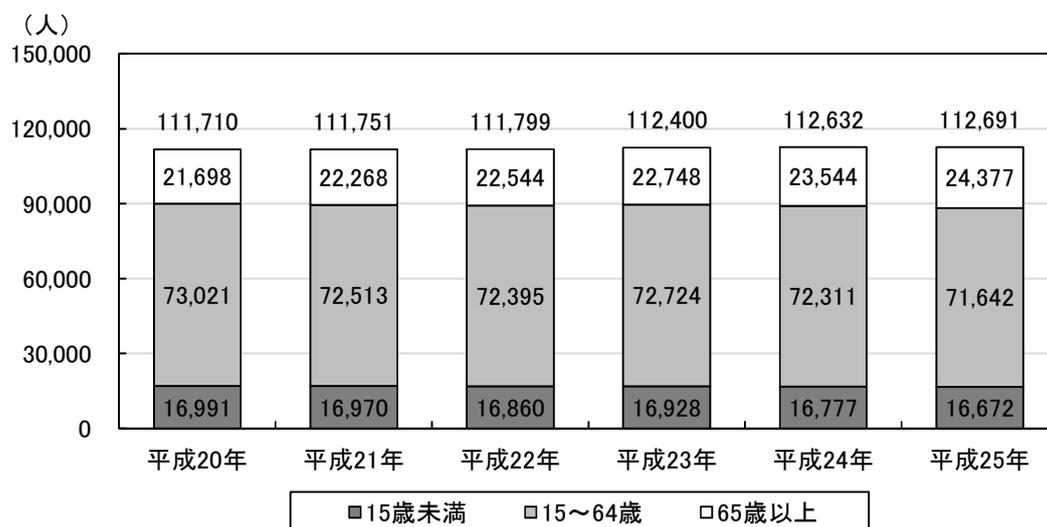
資料：国勢調査

(4) 住民基本台帳による総人口

平成20年以降、総人口は増加しているものの、ほぼ横ばいで推移しており、平成25年には112,691人となっています。

65歳以上人口は増加している一方で、15歳未満人口と15～64歳人口は減少しています。

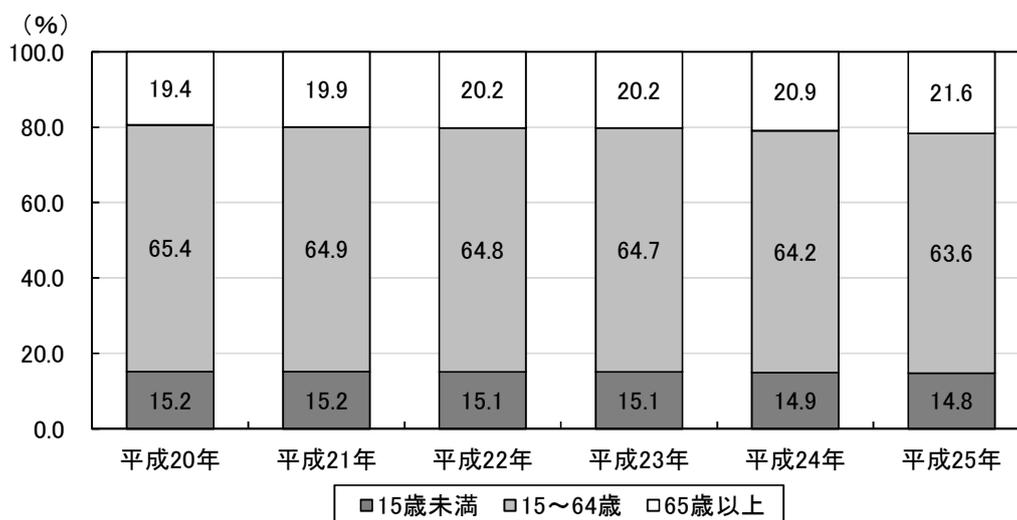
■総人口と年齢階層別人口の推移



資料：住民基本台帳《平成20年～25年》

年齢階層別人口割合の推移では、15歳未満人口と15～64歳人口は減少しています。一方で65歳以上人口は増加しており、住民基本台帳人口においても、少子高齢化が進んでいます。

■年齢階層別人口割合の推移



資料：住民基本台帳《平成20年～25年》

(5) 住民基本台帳による0～39歳の推移

本市の0～39歳の推移については、平成20年以降減少し、平成25年は51,106人となり、平成20年から平成25年にかけて3,309人減少しています。

特に、「19歳～39歳」では、平成20年から平成25年にかけて3,000人減少しています。

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	1,058	1,075	1,068	1,103	1,023	1,059
1歳	1,152	1,066	1,107	1,098	1,116	1,064
2歳	1,060	1,165	1,063	1,117	1,107	1,113
0～2歳	3,270	3,306	3,238	3,318	3,246	3,236
3歳	1,042	1,061	1,150	1,078	1,101	1,100
4歳	1,102	1,048	1,058	1,152	1,067	1,095
5歳	1,087	1,112	1,043	1,046	1,144	1,058
3～5歳	3,231	3,221	3,251	3,276	3,312	3,253
6歳	1,159	1,091	1,111	1,043	1,039	1,118
7歳	1,210	1,153	1,079	1,117	1,045	1,040
8歳	1,163	1,233	1,152	1,091	1,117	1,046
9歳	1,187	1,172	1,221	1,156	1,103	1,124
10歳	1,155	1,184	1,177	1,228	1,154	1,109
11歳	1,168	1,151	1,180	1,179	1,230	1,158
12歳	1,118	1,168	1,153	1,189	1,181	1,219
6～12歳	8,160	8,152	8,073	8,003	7,869	7,814
13歳	1,167	1,119	1,167	1,157	1,190	1,182
14歳	1,163	1,172	1,131	1,174	1,160	1,187
15歳	1,144	1,167	1,177	1,131	1,167	1,164
13～15歳	3,474	3,458	3,475	3,462	3,517	3,533
16歳	1,149	1,142	1,166	1,187	1,136	1,184
17歳	1,143	1,148	1,142	1,180	1,187	1,135
18歳	1,249	1,165	1,176	1,155	1,213	1,212
16～18歳	3,541	3,455	3,484	3,522	3,536	3,531
19歳	1,282	1,269	1,212	1,219	1,183	1,225
20歳	1,415	1,326	1,296	1,254	1,246	1,220
21歳	1,477	1,436	1,350	1,339	1,261	1,263
22歳	1,469	1,432	1,376	1,376	1,334	1,240
23歳	1,403	1,400	1,405	1,341	1,329	1,279
24歳	1,497	1,371	1,372	1,413	1,315	1,303
25歳	1,465	1,472	1,357	1,352	1,398	1,322
26歳	1,391	1,430	1,447	1,341	1,335	1,370
27歳	1,327	1,343	1,413	1,445	1,353	1,321
28歳	1,454	1,287	1,332	1,419	1,462	1,362
29歳	1,543	1,448	1,301	1,340	1,435	1,442
30歳	1,580	1,526	1,439	1,312	1,350	1,429
31歳	1,564	1,586	1,520	1,458	1,304	1,343
32歳	1,654	1,588	1,590	1,536	1,473	1,317
33歳	1,764	1,665	1,563	1,575	1,543	1,444
34歳	1,766	1,763	1,659	1,558	1,566	1,539
35歳	1,850	1,744	1,757	1,661	1,567	1,552
36歳	1,872	1,855	1,733	1,783	1,657	1,582
37歳	1,708	1,875	1,859	1,753	1,765	1,661
38歳	1,645	1,705	1,867	1,851	1,769	1,767
39歳	1,613	1,636	1,715	1,858	1,858	1,758
19～39歳	32,739	32,157	31,563	31,184	30,503	29,739
合計	54,415	53,749	53,084	52,765	51,983	51,106

資料：住民基本台帳《平成20年～25年》

(6) 就学前児童数の推移

小学校区別では、平成20年と比較して、減少幅が最も大きいのは城南学区で133人減、一方で増加幅が最も大きいのは旭森学区で110人増となっています。

■小学校区 就学前児童数

単位：人

小学校区	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H20-H25 比較増減
城東	365	343	317	330	327	301	△64
城西	358	397	411	409	396	378	20
城南	931	902	895	875	840	798	△133
平田	271	269	245	238	252	259	△12
城北	221	212	227	254	298	319	98
佐和山	564	531	549	572	566	578	14
旭森	723	779	766	830	809	833	110
城陽	225	222	214	221	211	198	△27
若葉	201	198	181	189	184	181	△20
金城	659	643	657	656	678	683	24
鳥居本	110	110	108	99	95	88	△22
河瀬	501	519	533	541	539	559	58
亀山	141	147	152	130	134	132	△9
高宮	570	619	623	635	612	638	68
稲枝東	442	435	412	408	389	378	△64
稲枝西	114	110	100	103	101	103	△11
稲枝北	95	90	99	107	102	108	13
計	6,491	6,526	6,489	6,597	6,533	6,534	43

資料：幼稚園・保育所関係統計資料(平成25年度版)《住民基本台帳による各年4月1日現在》

中学校区別では、平成20年と比較して、減少幅が最も大きいのは南中学校区で189人減、一方で増加幅が最も大きいのは彦根中学校区で126人増となっています。

■中学校区 就学前児童数

単位：人

中学校区	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H20-H25 比較増減
東	1,652	1,653	1,632	1,732	1,702	1,712	60
西	579	609	638	663	694	697	118
中央	930	912	902	894	930	942	12
南	1,498	1,469	1,442	1,415	1,369	1,309	△189
彦根	1,071	1,138	1,156	1,176	1,151	1,197	126
鳥居本	110	110	108	99	95	88	△22
稲枝	651	635	611	618	592	589	△62
計	6,491	6,526	6,489	6,597	6,533	6,534	43

資料：幼稚園・保育所関係統計資料(平成25年度版)《住民基本台帳による各年4月1日現在》

平成 20 年と平成 25 年の比較で中学校区別の年齢別就学前児童数をみると、南中学校区では 2 歳、4 歳を除く年齢で減少し、平成 25 年は 189 人減の 1,309 人、稲枝中学校区では、すべての年齢で減少がみられ、62 人減の 589 人、鳥居本中学校区では、0 歳、3 歳、5 歳で減少し、22 人減の 88 人となっています。

一方彦根中学校区では、5 歳を除く年齢で増加がみられ、126 人増の 1,197 人、西中学校区では 0 歳を除く年齢で増加し、118 人増の 697 人、東中学校区では 1 歳、4 歳を除く年齢で増加し、60 人増の 1,712 人、中央中学校区では 0 歳、1 歳、2 歳で増加し、12 人増の 942 人となっています。

■中学校区 年齢別就学前児童数

単位：人

学区	平成20年							平成25年						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
東	285	295	292	230	303	247	1,652	300	277	314	283	270	268	1,712
西	100	94	90	97	101	97	579	91	129	111	140	109	117	697
中央	138	147	146	152	177	170	930	164	149	159	147	160	163	942
南	234	268	216	247	237	296	1,498	187	197	234	202	244	245	1,309
彦根	214	197	166	178	152	164	1,071	228	199	214	190	202	164	1,197
鳥居本	15	16	20	23	18	18	110	9	16	20	6	24	13	88
稲枝	103	89	112	119	109	119	651	92	83	109	95	92	118	589
計	1,089	1,106	1,042	1,046	1,097	1,111	6,491	1,071	1,050	1,161	1,063	1,101	1,088	6,534

学区	比較増減						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
東	15	△18	22	53	△33	21	60
西	△9	35	21	43	8	20	118
中央	26	2	13	△5	△17	△7	12
南	△47	△71	18	△45	7	△51	△189
彦根	14	2	48	12	50	0	126
鳥居本	△6	0	0	△17	6	△5	△22
稲枝	△11	△6	△3	△24	△17	△1	△62
計	△18	△56	119	17	4	△23	43

資料：幼稚園・保育所関係統計資料（平成 25 年度版）《住民基本台帳による各年4月1日現在》

(7) 児童数の推移（将来推計人口）

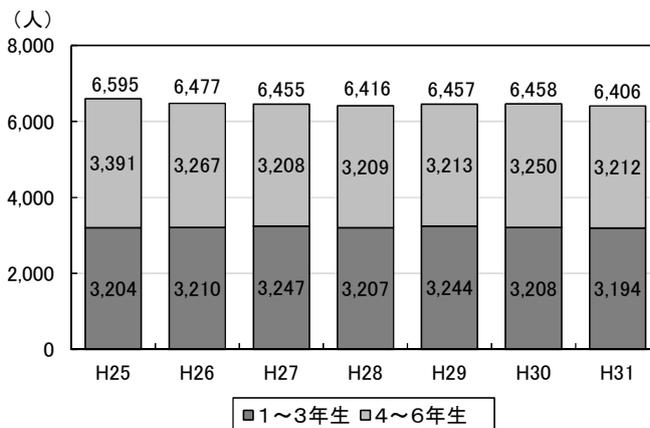
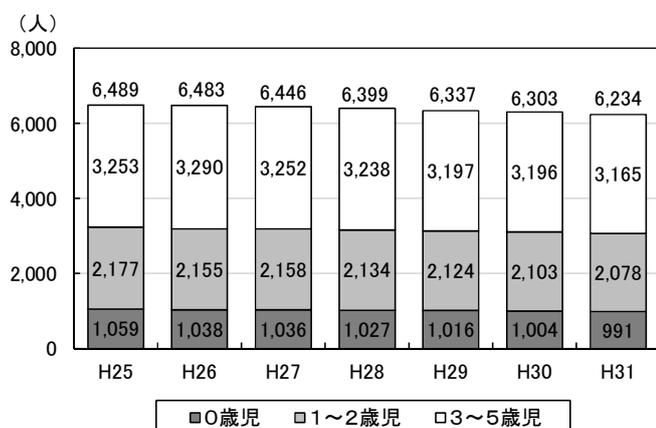
本市の将来推計に基づく児童数の推移については、減少することが予測され、特に就学前児童においてその傾向がみられます。小学生についてはほぼ横ばいで推移していますが、今後、就学前児童数の減少を受け、小学生においても減少になることが予測されます。

■年齢別児童数の推移

単位：人

就学前児童	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	1,059	1,038	1,036	1,027	1,016	1,004	991
1～2歳児	2,177	2,155	2,158	2,134	2,124	2,103	2,078
3～5歳児	3,253	3,290	3,252	3,238	3,197	3,196	3,165
合計	6,489	6,483	6,446	6,399	6,337	6,303	6,234
前年差	△69	△6	△37	△47	△62	△34	△69
H26との差	—	—	△37	△84	△146	△180	△249

小学生	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1～3年生	3,204	3,210	3,247	3,207	3,244	3,208	3,194
4～6年生	3,391	3,267	3,208	3,209	3,213	3,250	3,212
合計	6,595	6,477	6,455	6,416	6,457	6,458	6,406
前年差	△2	△118	△22	△39	41	1	△52
H26との差	—	—	△22	△61	△20	△19	△71



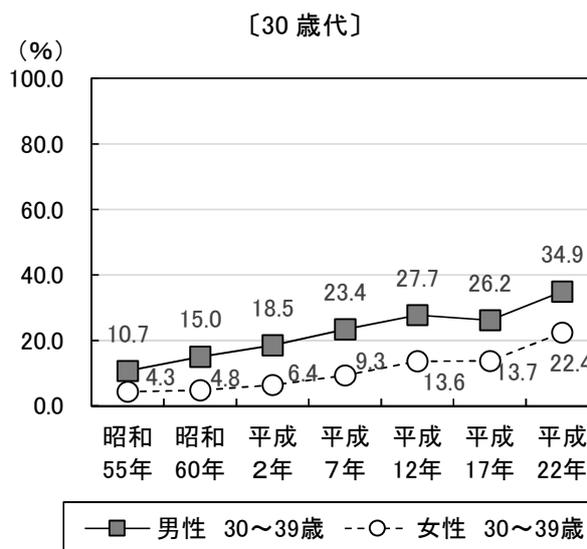
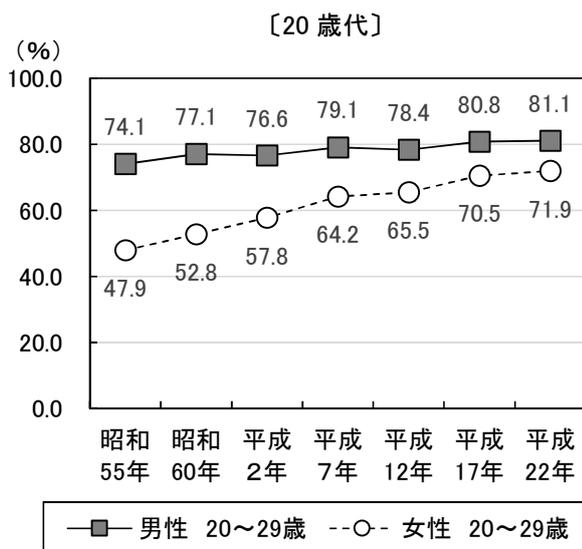
資料：彦根市将来人口推計の方法は、男女別・各歳別の人口変化率の実績値に基づいて推計を行うコーホート変化率法を使用。人口実績のデータは、住民基本台帳人口および外国人登録者数（H20、H25の各年10月1日現在）。

2. 婚姻・出生

(1) 未婚率

本市の20歳代、30歳代の未婚率の推移については、男性・女性ともに増加しており、平成22年には20歳代の男性が81.1%、女性が71.9%、30歳代の男性が34.9%、女性が22.4%となっています。平成17年と比較すると、30歳代の男性・女性ともに8.7ポイントの増加となっています。

■未婚率の推移

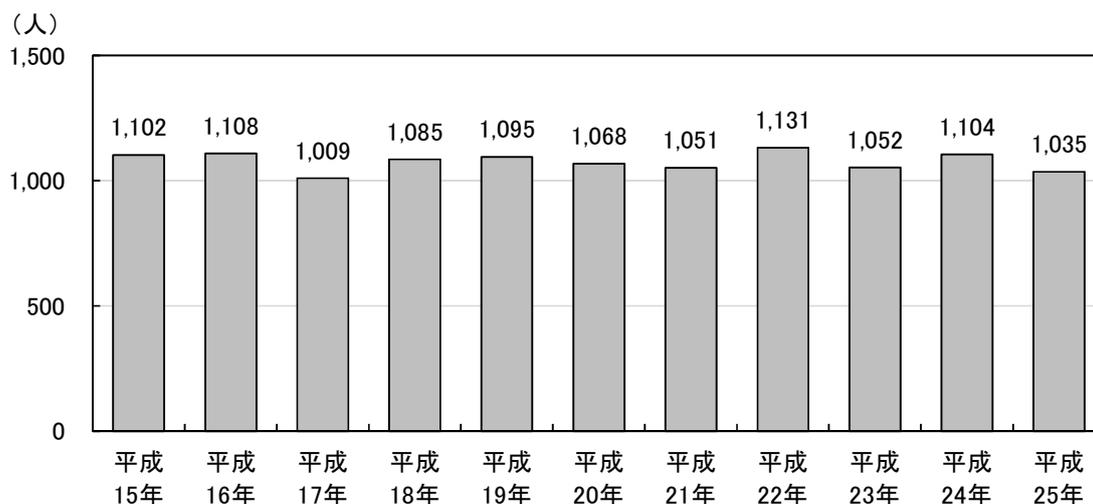


資料:国勢調査

(2) 出生数

出生数の推移では、平成15年以降増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、平成25年は1,035人となっています。

■出生数の推移

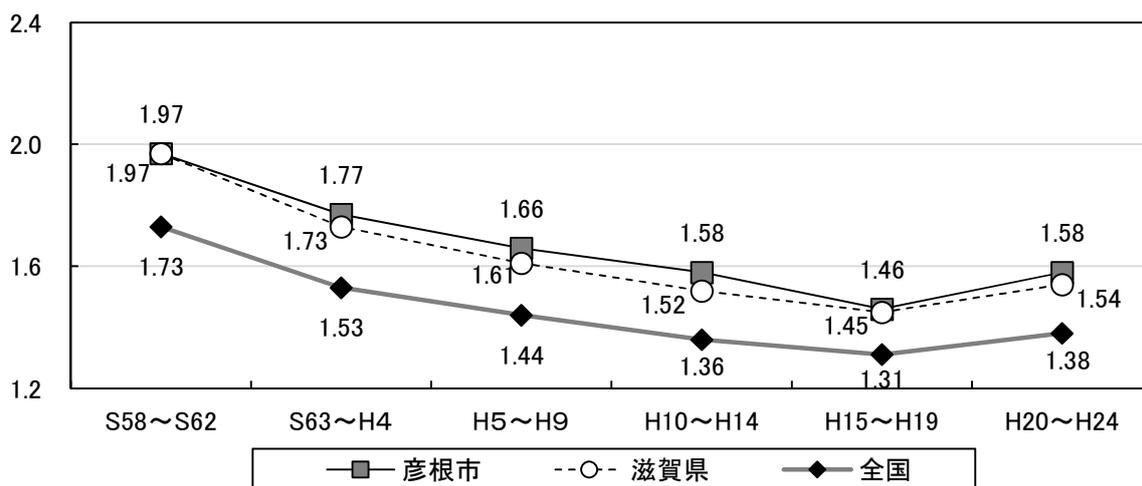


資料:彦根市統計書

(3) 合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率（ベイズ推定値）について、本市は滋賀県、全国をやや上回りながらも減少で推移していましたが、H20～H24は増加に転じ、1.58となっています。滋賀県、全国も同様に推移し、H20～H24は滋賀県1.54、全国1.38となっています。

■合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移



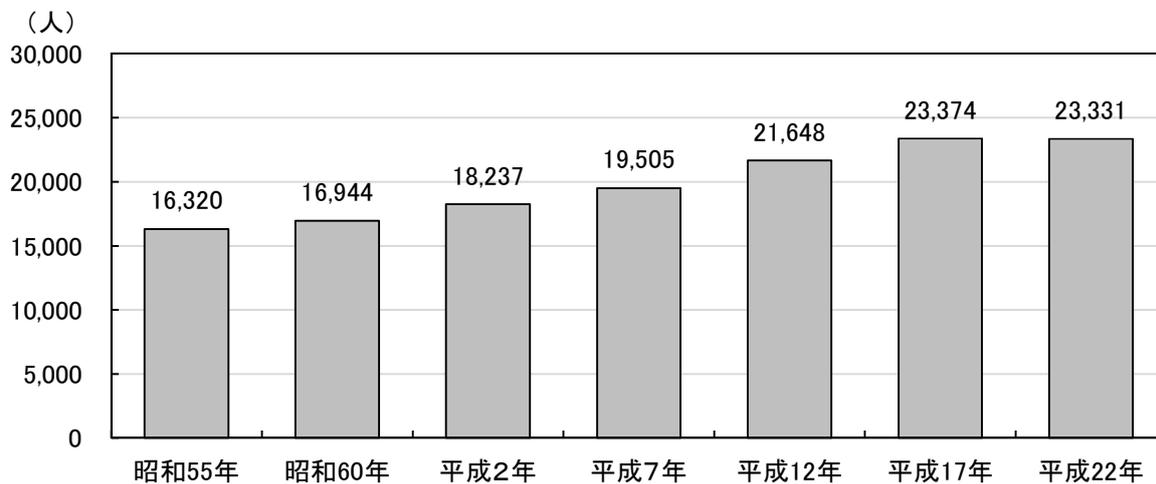
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

3. 女性の就労

(1) 労働力人口

本市の女性の労働力人口の推移については、平成 17 年まで増加していましたが、平成 17 年から平成 22 年ではほぼ横ばいで推移しています。

■女性の労働力人口の推移

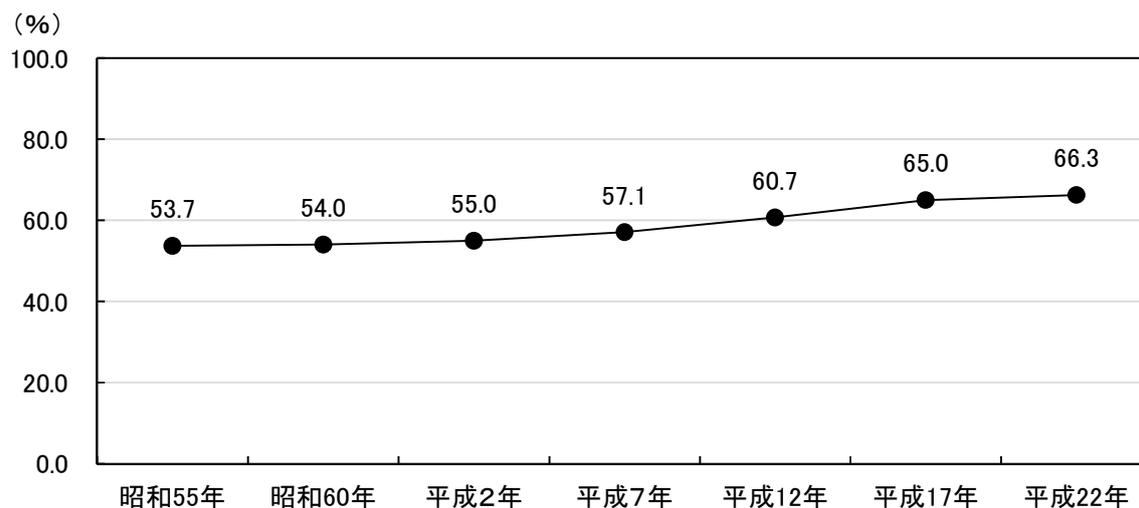


資料: 国勢調査

(2) 労働力率

女性の労働力率の推移については、昭和 55 年以降増加で推移しており、平成 22 年は 66.3% となっています。昭和 55 年から 12.6 ポイント上昇しています。

■女性の労働力率の推移



資料: 国勢調査

※労働力人口…生産年齢人口(15~64 歳人口)のうち、労働の意思と能力を有する人の数をいう。
就業者と完全失業者の合計数。

※労働力率…生産年齢人口に対する労働力人口の比率。

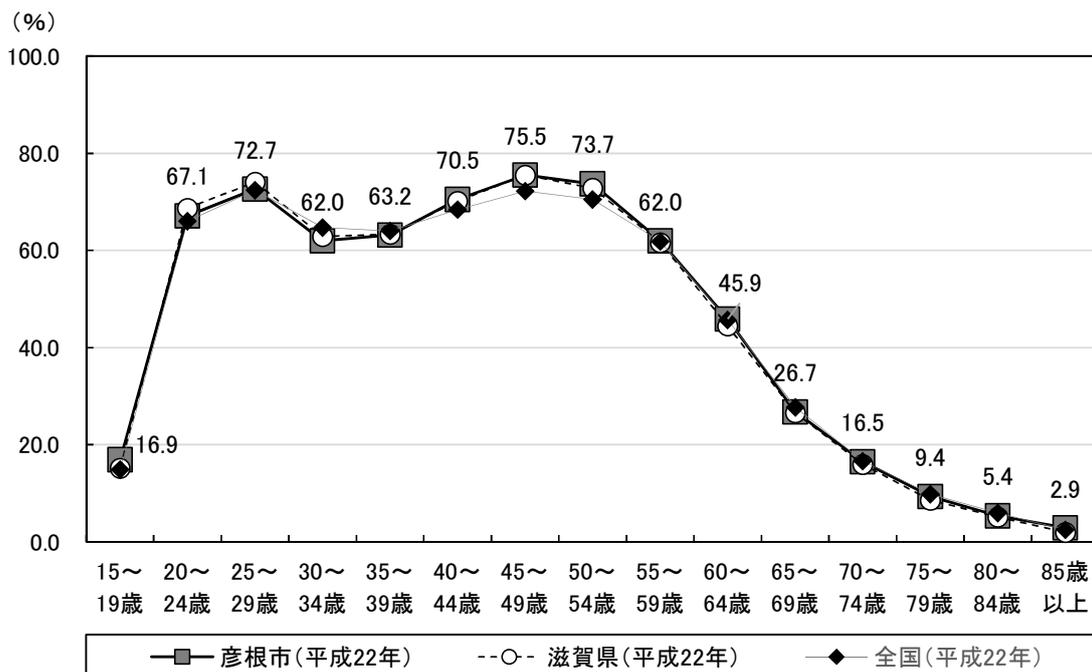
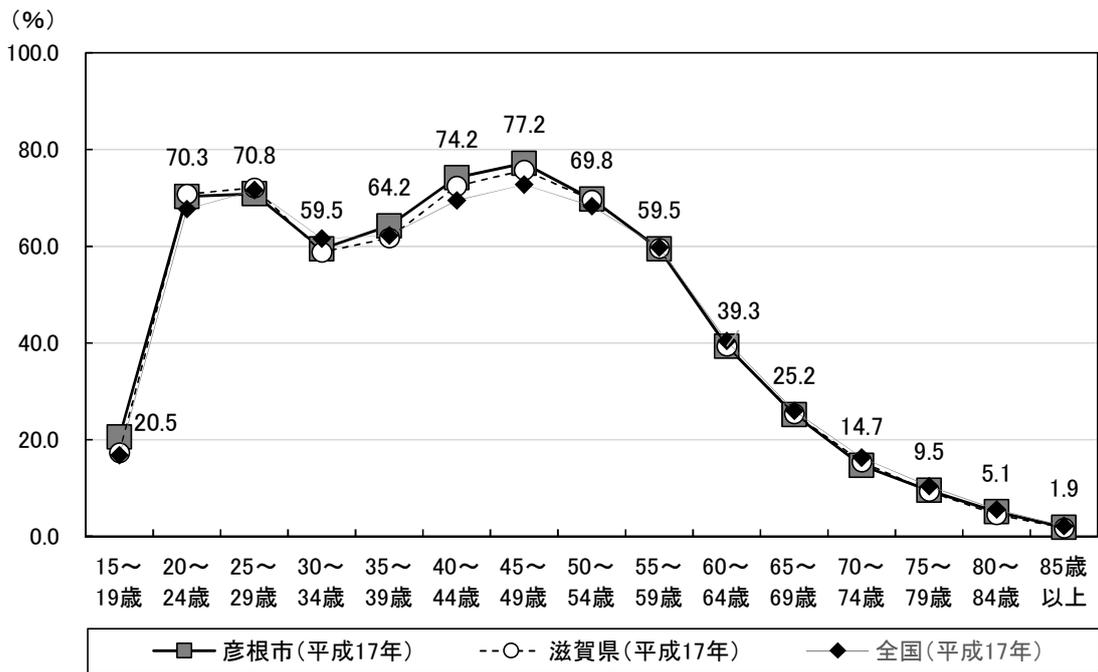
(3) 年齢階層別労働力率

本市の女性の年齢階層別労働力率をみると、平成22年では20歳代後半でピークを迎えた後、30歳代前半～後半で低下、その後再び上昇するというM字曲線を描いています。

平成17年と比較すると、15～19歳、40～44歳を除くすべての年齢で、割合が同率または上回る結果となっています。

また全国・県との比較では、平成17年では20歳代後半、50歳代前半～60歳代前半において全国・県をやや上回っている一方で60歳代後半～70歳代前半では全国・県をやや下回っています。平成22年では10歳代後半、30歳代後半～40歳代後半において全国・県をやや上回っています。

■女性の年齢階層別労働力率(平成17年・平成22年)



資料:国勢調査《平成17年、22年》グラフの数値は、彦根市

4. 保育の状況

(1) 保育所入所率

彦根市内保育所の平均の入所率は106.3%となっています。

■彦根市内保育所 入所児童数一覧

単位：人

	定員 A	入所児童数							入所率 B/A	定員 との 差 B-A
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計 B		
市立西保育園	110	3	15	23	29	30	30	130	118.2%	20
市立東保育園	120	6	15	16	23	33	31	124	103.3%	4
市立ふたば保育園	150	5	16	26	36	37	36	156	104.0%	6
公立計	380	14	46	65	88	100	97	410	107.9%	30
城南保育園	220	3	22	34	47	65	57	228	103.6%	8
日夏保育園	120	4	9	20	26	30	26	115	95.8%	△5
花田保育園	60	2	5	8	16	12	18	61	101.7%	1
多景保育園	60	0	6	12	16	15	16	65	108.3%	5
旭森保育園	150	5	14	17	32	47	45	160	106.7%	10
鳥居本保育園	90	3	12	15	13	22	17	82	91.1%	△8
東山保育園	60	2	6	11	17	13	22	71	118.3%	11
亀山保育園	60	3	9	10	15	19	19	75	125.0%	15
しあわせ保育園	90	4	10	15	27	29	22	107	118.9%	17
稲枝ふたば保育園	90	1	12	13	18	17	19	80	88.9%	△10
ことぶき保育園	70	5	1	8	16	17	19	66	94.3%	△4
みずほ保育園	120	4	11	20	17	27	33	112	93.3%	△8
ノゾミ保育園	90	3	14	11	16	29	26	99	110.0%	9
めぐみ保育園	90	3	11	18	13	31	31	107	118.9%	17
るんぴにー保育園	90	3	13	16	24	28	24	108	120.0%	18
彦根乳児保育所	85	8	25	26	24			83	97.6%	△2
どんぐり保育園	90	2	15	16	19	23	23	98	108.9%	8
森の子保育園	90	3	20	18	20	26	22	109	121.1%	19
旭森乳児保育園	45	9	18	18	13			58	128.9%	13
レイモンド大藪保育園	90	3	14	15	22	22	29	105	116.7%	15
ほいくえんももの家だいち	85	6	10	16	22	13	6	73	85.9%	△12
民間計	1,945	76	257	337	433	485	474	2,062	106.0%	117
合計	2,325	90	303	402	521	585	571	2,472	106.3%	147

資料：幼稚園・保育所関係統計資料(平成25年度版)《平成25年4月1日現在》

※入所児童数には、他市町からの広域入所児童を含む

(2) 幼稚園・保育所入園(所)状況

幼稚園・保育所の入園(所)状況を年齢別で見ると、平成20年との比較では、幼稚園で4・5歳児の入園率が低くなっています。一方、保育所ではすべての年齢において入所率が高くなっています。

■幼稚園・保育所 年齢別入園(所)児童数

単位：人

	平成20年								
	児童数	幼稚園		保育所		合計		その他	
		入園児童数	入園率	入所児童数	入所率	入園(所)児童数	入園(所)率	児童数	割合
0～2歳児	3,237	0	0.0%	641	19.8%	641	19.8%	2,596	80.2%
3歳児	1,046	333	31.8%	465	44.5%	798	76.3%	248	23.7%
4・5歳児	2,208	1,102	49.9%	1,098	49.7%	2,200	99.6%	8	0.4%
合計	6,491	1,435	-	2,204	-	3,639	56.1%	2,852	43.9%

	平成25年								
	児童数	幼稚園		保育所		合計		その他	
		入園児童数	入園率	入所児童数	入所率	入園(所)児童数	入園(所)率	児童数	割合
0～2歳児	3,282	0	0.0%	810	24.7%	810	24.7%	2,472	75.3%
3歳児	1,063	397	37.3%	525	49.4%	922	86.7%	141	13.3%
4・5歳児	2,189	1,003	45.8%	1,168	53.4%	2,171	99.2%	18	0.8%
合計	6,534	1,400	-	2,503	-	3,903	59.7%	2,631	40.3%

	比較増減(H20-H25)								
	児童数	幼稚園		保育所		合計		その他	
		入園児童数	入園率	入所児童数	入所率	入園(所)児童数	入園(所)率	児童数	割合
0～2歳児	45	0	0.0%	169	4.9%	169	4.9%	△124	△4.9%
3歳児	17	64	5.5%	60	4.9%	124	10.4%	△107	△10.4%
4・5歳児	△19	△99	△4.1%	70	3.6%	△29	△0.5%	10	0.5%
合計	43	△35	-	299	-	264	-	△221	-

資料：幼稚園・保育所関係統計資料(平成25年度版)

※保育所入所児童数は、彦根市からの広域入所の児童を含む

※「その他」は、在宅児童、認可外保育所利用児童等の数値

※幼稚園入園児童数は、各年5月1日

※児童数、保育所入所児童数は、各年4月1日

彦根市内幼稚園の年齢別入園児童数は、以下のとおりとなっています。

■彦根市内幼稚園 年齢別入園児童数一覧

単位：クラス・人

	区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		クラス数	児童数								
彦根幼稚園	3歳児	1	20	1	20	2	42	2	39	2	36
	4歳児	1	23	1	25	1	32	1	25	1	19
	5歳児	1	33	1	24	1	23	1	30	1	24
池州分園	3歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4歳児	1	23	1	18	1	11	1	21	1	17
	5歳児	1	22	1	24	1	19	1	13	1	22
高宮幼稚園	3歳児	1	20	1	20	1	20	1	21	1	20
	4歳児	2	50	2	44	2	36	1	33	2	48
	5歳児	2	43	2	48	2	43	2	40	1	32
平田幼稚園	3歳児	2	38	2	40	2	41	2	41	2	41
	4歳児	3	78	2	54	2	53	2	58	2	51
	5歳児	2	68	3	73	2	54	2	55	2	53
稻枝東幼稚園	3歳児	1	20	1	20	1	20	1	15	1	20
	4歳児	1	28	1	31	1	12	1	25	1	19
	5歳児	1	27	1	29	1	32	1	12	1	28
旭森幼稚園	3歳児	1	20	1	20	2	40	2	40	2	40
	4歳児	2	38	2	57	2	50	2	54	2	53
	5歳児	2	68	2	39	2	57	2	53	2	52
城北幼稚園	3歳児	1	20	1	20	1	19	1	20	1	20
	4歳児	1	20	1	19	1	22	1	18	1	20
	5歳児	1	27	1	20	1	24	1	24	1	17
金城幼稚園	3歳児	1	20	1	20	2	40	2	40	2	41
	4歳児	2	53	2	56	2	40	2	50	2	54
	5歳児	2	59	2	58	2	59	2	39	2	49
佐和山幼稚園	3歳児	1	20	1	20	1	21	1	20	1	20
	4歳児	1	34	2	40	2	47	2	37	2	40
	5歳児	2	39	2	37	2	43	2	50	2	36
城陽幼稚園	3歳児	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
	4歳児	1	26	1	27	2	45	1	30	2	37
	5歳児	2	48	1	29	1	26	2	43	1	31
市立計	3歳児	10	198	10	200	13	263	13	256	13	258
	4歳児	15	373	15	371	16	348	14	351	16	358
	5歳児	16	434	16	381	15	380	16	359	14	344
	計	41	1,005	41	952	44	991	43	966	43	960
聖ヨゼフ幼稚園	3歳児		42		54		29		45		40
	4歳児	4	39	4	42	4	53	4	31	4	51
	5歳児		46		35		38		49		31
みどり幼稚園	3歳児	3	81	3	114	3	106	3	113	3	99
	4歳児	3	118	3	89	3	117	3	114	3	108
	5歳児	3	91	3	117	3	85	3	115	3	111
私立計	3歳児	-	123	-	168	-	135	-	158	-	139
	4歳児	-	157	-	131	-	170	-	145	-	159
	5歳児	-	137	-	152	-	123	-	164	-	142
	計	13	417	13	451	13	428	13	467	13	440
市内計	3歳児	-	321	-	368	-	398	-	414	-	397
	4歳児	-	530	-	502	-	518	-	496	-	517
	5歳児	-	571	-	533	-	503	-	523	-	486
	計	54	1,422	54	1,403	57	1,419	56	1,433	56	1,400

資料：幼稚園・保育所関係統計資料（平成25年度版）《各年5月1日現在》

彦根市内保育所の年齢別入所児童数は、以下のとおりとなっています。

■彦根市内保育所 年齢別入所児童数一覧

単位：か所・人

	区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		施設数	児童数								
公立保育所	0歳児		9		11		12		12		15
	1歳児		40		48		49		48		47
	2歳児		56		63		69		66		65
	3歳児		82		84		83		85		87
	4歳児		85		100		94		97		100
	5歳児		101		90		98		93		97
	計	3	373	3	396	3	405	3	401	3	411
	1園あたり		124.3		132.0		135.0		133.7		137.0
民間保育所	0歳児		48		63		57		68		61
	1歳児		181		197		202		206		215
	2歳児		264		250		297		261		294
	3歳児		362		396		397		432		398
	4歳児		437		426		464		462		483
	5歳児		425		443		430		462		472
	計	17	1,717	17	1,775	18	1,847	18	1,891	19	1,923
	1園あたり		101.0		104.4		102.6		105.1		101.2
民間保育所 (乳児保育所)	0歳児		9		21		14		17		17
	1歳児		40		36		41		40		43
	2歳児		35		46		42		40		44
	3歳児		35		32		45		37		36
	4歳児		0		0		0		0		0
	5歳児		0		0		0		0		0
	計	2	119	2	135	2	142	2	134	2	140
	1園あたり		59.5		67.5		71.0		67.0		70.0
民間保育所計	0歳児		57		84		71		85		78
	1歳児		221		233		243		246		258
	2歳児		299		296		339		301		338
	3歳児		397		428		442		469		434
	4歳児		437		426		464		462		483
	5歳児		425		443		430		462		472
	計	19	1,836	19	1,910	20	1,989	20	2,025	21	2,063
	1園あたり		96.6		100.5		99.5		101.3		98.2
保育所合計	0歳児		66		95		83		97		93
	1歳児		261		281		292		294		305
	2歳児		355		359		408		367		403
	3歳児		479		512		525		554		521
	4歳児		522		526		558		559		583
	5歳児		526		533		528		555		569
	計	22	2,209	22	2,306	23	2,394	23	2,426	24	2,474
	1園あたり		100.4		104.8		104.1		105.5		103.1

資料：幼稚園・保育所関係統計資料(平成25年度版)《各年5月1日現在》

(3) 待機児童数

待機児童については、幼稚園の3歳（4月1日）で、平成20年以降増減を繰り返しながらも、近年は減少で推移し、平成25年は48人となっています。

保育所は4月より10月の待機児童数が多い状況となっています。全体（10月1日）では、平成24年まで増加で推移し、平成25年は微減がみられたものの、平成20年よりも95人増の140人となっています。特に0歳は、4月の0人から10月では38人に増加しています。

■待機児童数の推移

単位：人

		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
		4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1
幼稚園	3歳	87	-	63	-	85	-	38	-	55	-	48	-
	4歳	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	5歳	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	計	87	-	63	-	85	-	38	-	55	-	48	-
保育所	0歳	1	14	3	17	7	27	2	29	1	45	0	38
	1歳	3	12	9	16	9	37	9	31	31	47	13	45
	2歳	7	12	17	29	6	20	11	26	12	24	27	43
	3歳	6	7	9	19	1	10	8	16	21	27	6	14
	4歳	1	0	1	7	0	0	0	0	7	13	0	0
	5歳	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	18	45	39	89	23	94	30	102	72	156	46	140
合計	0歳	1		3		7		2		1		0	
	1歳	3		9		9		9		31		13	
	2歳	7		17		6		11		12		27	
	3歳	93		72		86		46		76		54	
	4歳	1		1		0		0		7		0	
	5歳	0		0		0		0		0		0	
	計	105		102		108		68		127		94	

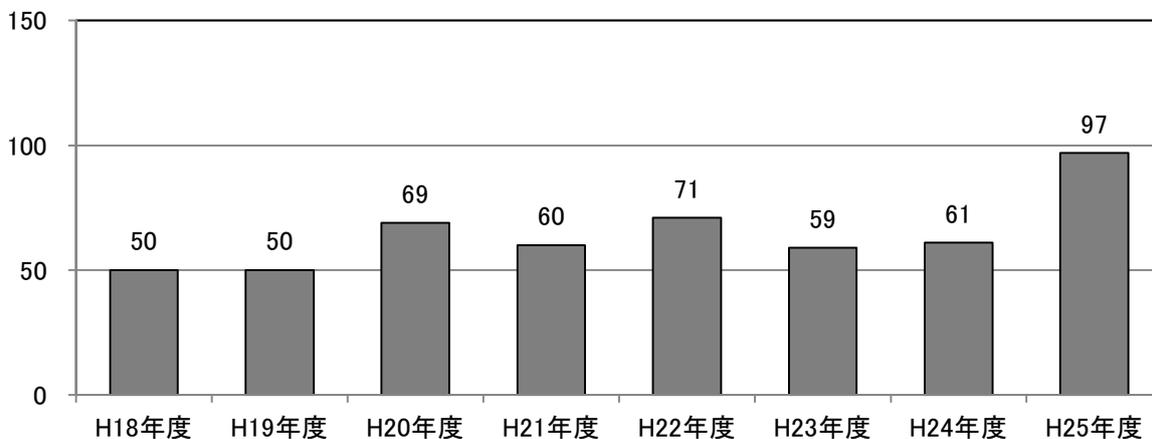
資料：幼稚園・保育所関係統計資料（平成25年度版）

5. 児童虐待の状況

(1) 通告件数

児童虐待通告件数の推移については、近年増加しています。

(件数)

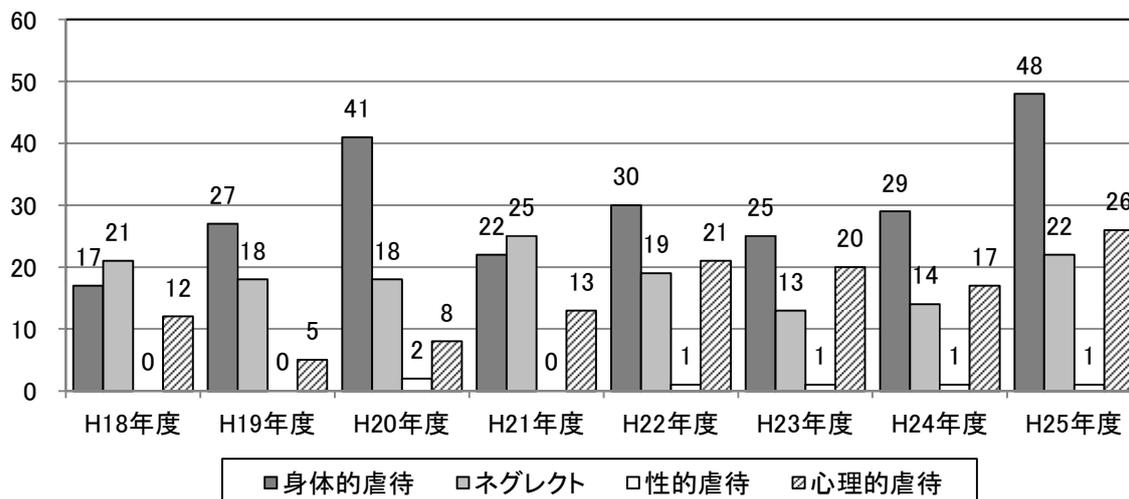


資料：子ども青少年課

(2) 種類別件数

児童虐待の種類別件数の推移については、身体的虐待やネグレクトは増減を繰り返していますが、心理的虐待では平成19年に減少したものの、それ以降は増加しています。

(件数)



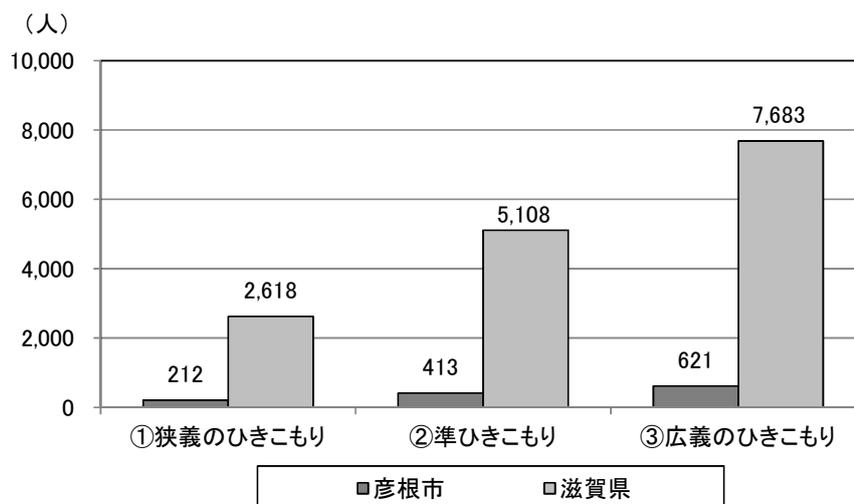
資料：子ども青少年課

6. ひきこもりの状況

(1) 推計数

ひきこもりの推計数について、内閣府が平成 22 年 2 月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」に基づきひきこもりの推計値を算出したところ、滋賀県では、狭義のひきこもりは 2,618 人、準ひきこもりは 5,108 人、広義のひきこもりは 7,683 人、本市では狭義のひきこもりは 212 人、準ひきこもりは 413 人、広義のひきこもりは 621 人と推計されます。

■ひきこもりの推計数



資料:子ども青少年課

※参考 住民基本台帳人口(平成 25 年 3 月 31 日現在)に基づく「ひきこもり推計数」

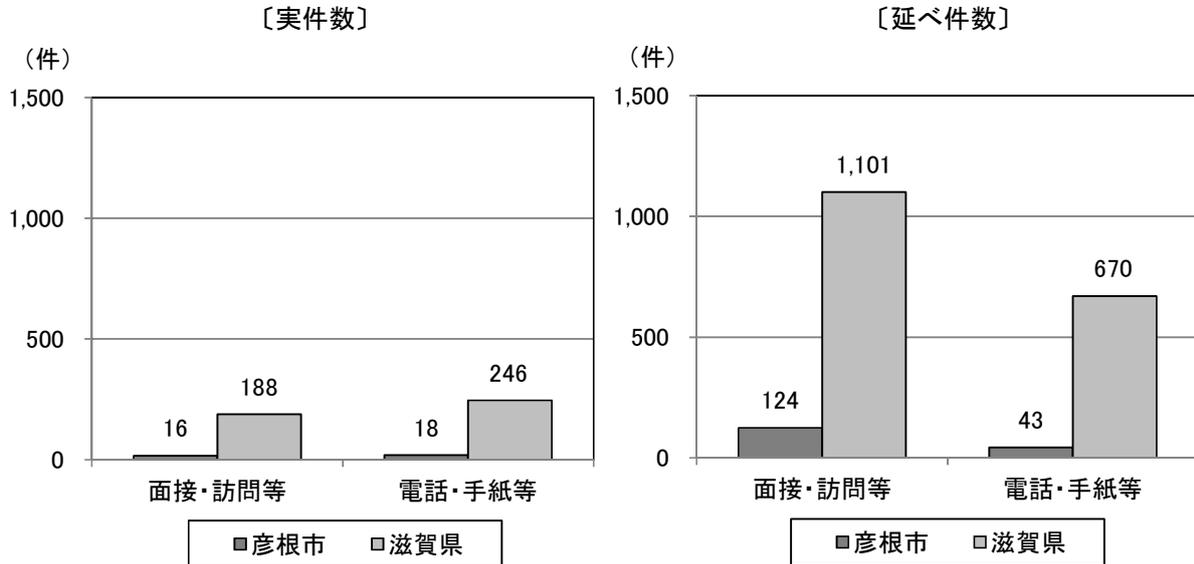
※参考 内閣府「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査 平成 22 年 2 月)」

①狭義のひきこもり 0.61%	0.40% ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	0.09% 自室からは出るが、家からは出ない
	0.12% 自室からほとんど出ない
②準ひきこもり	1.19% ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事的时候だけ外出する
③(狭義+準)広義のひきこもり	1.79% (合計)

(2) 相談件数

滋賀県ひきこもり支援センターで対応した相談件数では、本市は面接相談の実件数は16件、電話・手紙等の実件数は18件となっています。

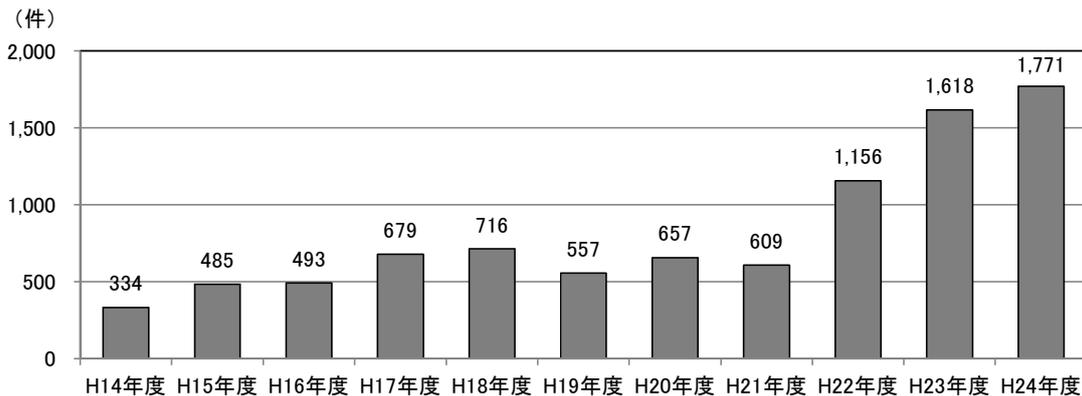
■滋賀県ひきこもり支援センターで対応した相談件数(平成24年度)



資料: 子ども青少年課

滋賀県精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数では、年度ごとに増減を繰り返していましたが、平成22年4月に精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置したことから、相談件数が大きく増加しています。

■精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の推移



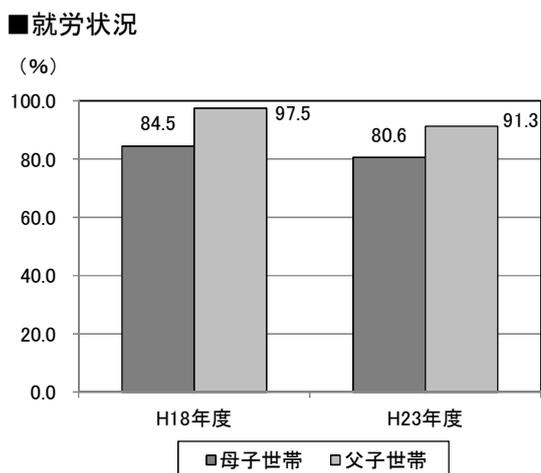
資料: 滋賀県健康福祉部障害福祉課

7. ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況

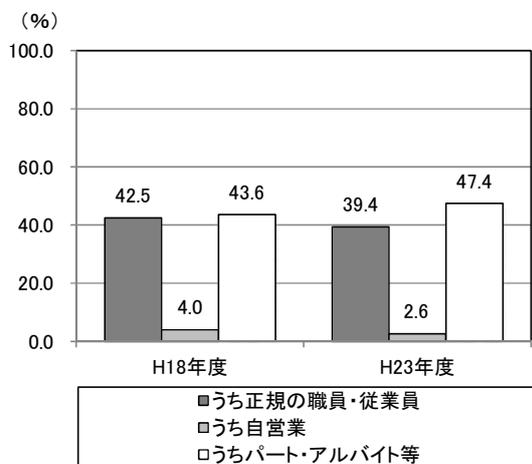
(1) 就労状況

平成 23 年に厚生労働省が実施した、全国母子世帯等調査の結果からは、母子世帯・父子世帯ともに就労している方の割合は減少しています。

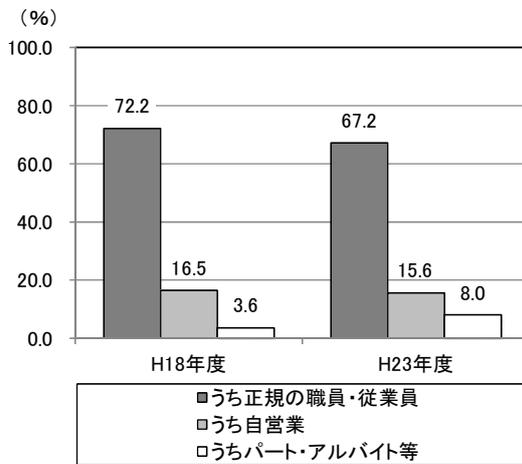
母子世帯・父子世帯における就労状況の内訳では、「正規の職員・従業員」は減少している一方で、「パート・アルバイト等」の割合が増加しています。



■就労状況(母子世帯)



■就労状況(父子世帯)



資料：平成 18 年度は前回調査結果、平成 23 年度全国母子世帯等調査結果(平成 23 年 11 月)

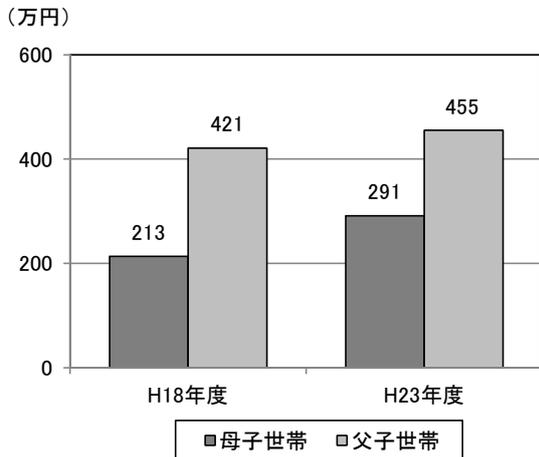
(2) 平均年間収入

平均年間収入（世帯の収入）は、母子世帯・父子世帯ともに増加しています。

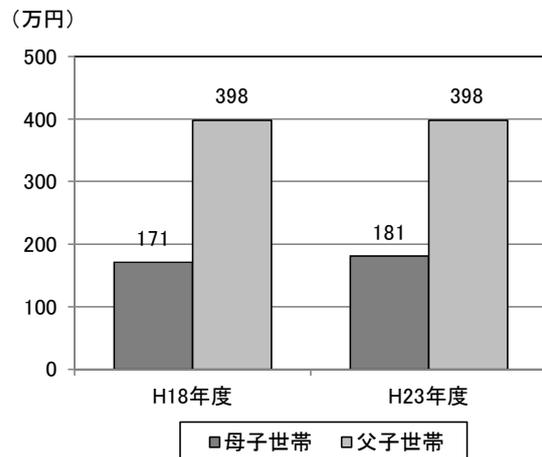
平均年間就労収入（母または父の収入）は、母子世帯では若干増加したものの、父子世帯では横ばいとなっています。

母子世帯の平均年間就労収入は、181万円であり、父子世帯の半分以下となっています。

■ 平均年間収入(世帯の収入)



■ 平均年間就労収入(母または父の就労収入)



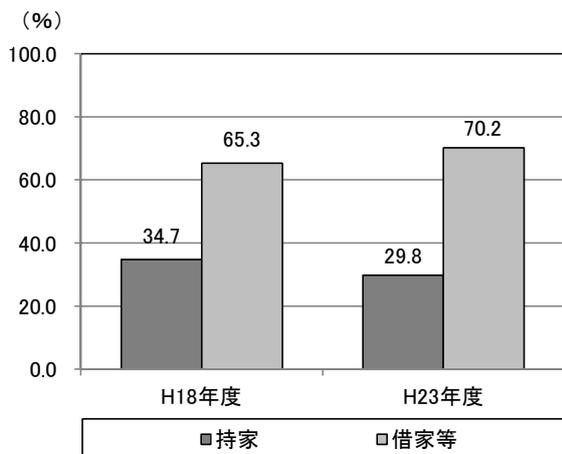
資料:平成18年度は前回調査結果、平成23年度全国母子世帯等調査結果(平成23年11月)

(3) 住居の所有状況

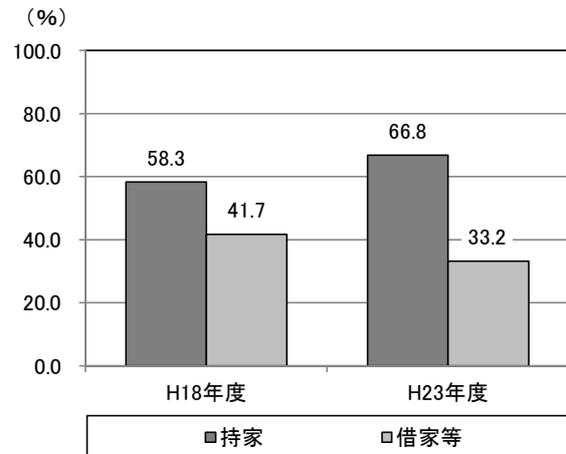
住居の所有状況については、平成23年度で持家は、母子世帯が29.8%、父子世帯が66.8%、借家等は、母子世帯が70.2%、父子世帯が33.2%となっています。

母子世帯では、持家の割合が減少し、借家等が増加しています。また、父子世帯では、持家の割合が増加し、借家等が減少しています。

■ 住居所有状況(母子世帯)



■ 住居所有状況(父子世帯)



資料:平成18年度は前回調査結果、平成23年度全国母子世帯等調査結果(平成23年11月)

8. 子ども・子育て、若者に関する市民の意識（抜粋）

（1）「子ども・子育て支援事業計画」策定にかかるニーズ調査

①調査の目的

平成 24 年8月、国において「子ども・子育て支援法」が制定され、各自治体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

彦根市では、この事業計画をとおして、子どもたちにとって、質の高い教育・保育・子育て支援を保障し、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組むこととしています。このため、市民の子育て支援に関する生活実態、意見などを把握するため、「子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」を行いました。

②調査概要

- 調査地域 : 彦根市全域
- 調査対象者 : 彦根市内在住の就学前児童の保護者（就学前児童用調査）
彦根市内在住の小学生の保護者（小学生用調査）
- 抽出方法 : 住民基本台帳より、就学前児童 2,000 人、小学生 1,000 人の合計 3,000 人を無作為抽出
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 調査期間 : 平成 25 年 11 月 1 日（金）～平成 25 年 11 月 15 日（金）
- 回収状況 : 【就学前児童用調査】有効回収数：897 有効回収率：44.9%
【小学生用調査】 有効回収数：416 有効回収率：41.6%

（2）若者の意識調査

①調査の目的

若者を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、若者の抱える困難が、「ひきこもり」や「ニート」「自殺」といった生きづらさとなって表れ、深刻な社会問題となっています。

若者は次の時代を担うかけがえのない存在であり、一人ひとりが大切にされ支えられながら、たくましく生きていけるよう、社会全体で見守り、育てていかなければなりません。

このため、若者の“自立”について、ともに考え若者が抱える困難な課題や新たなニーズを把握し、今後の子ども・若者施策に反映させていくため、調査を実施しました。

②調査概要

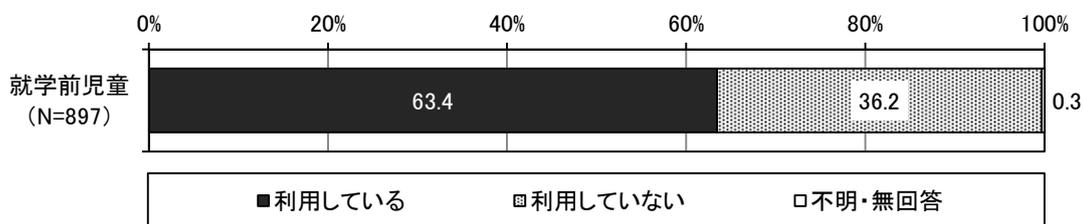
- 調査地域 : 彦根市全域
- 調査対象者 : 彦根市在住の 19 歳～39 歳の市民 500 人、彦根市の事業所に勤める 19 歳～39 歳の従業員、市内の大学に通学する学生 200 人
- 抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出、事業所・大学を通じて配布・回収
- 調査期間 : 平成 26 年 2 月 12 日（水）～平成 26 年 2 月 28 日（金）
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法および事業所を通じた配布・回収
- 回収状況 : 【市民】 有効回収数：137 有効回収率：27.4%
【事業所】有効回収数：138 有効回収率：69.0%

(3) 教育・保育事業の利用状況・利用に関する意識

①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

・定期的な教育・保育事業の利用の有無

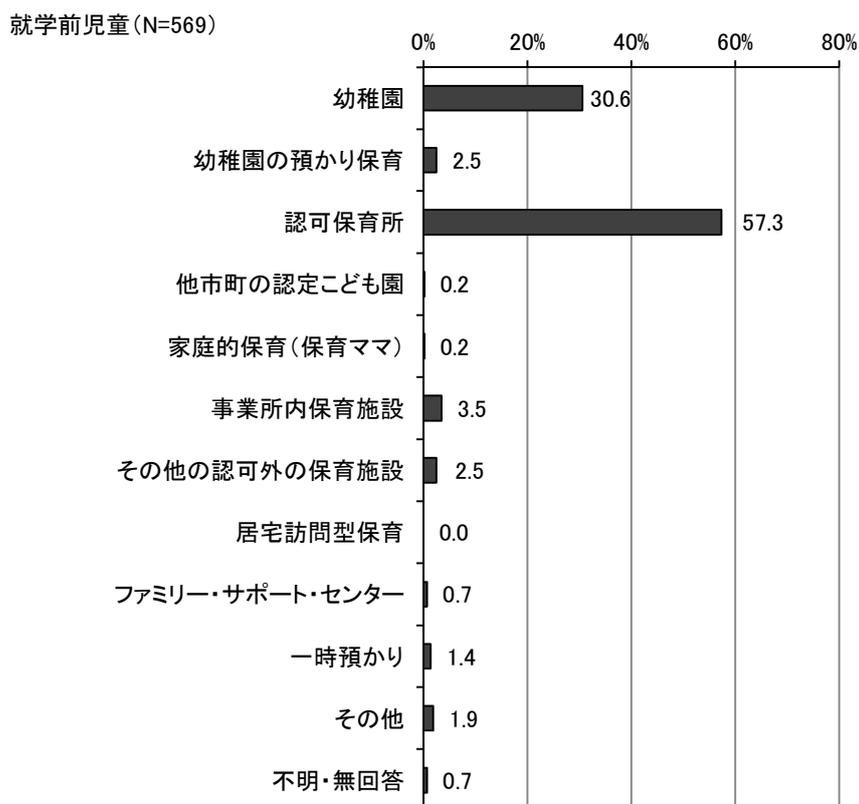
現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が63.4%、「利用していない」が36.2%となっています。



*ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。
具体的には、幼稚園や保育所など、下記に示す事業が含まれる。

・平日に利用している教育・保育事業

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が57.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が30.6%、「事業所内保育施設」が3.5%となっています。



- ・年齢別平日に利用している教育・保育事業（幼稚園・認可保育所）
年齢別でみると、すべての年齢で「認可保育所」の割合が最も高くなっています。

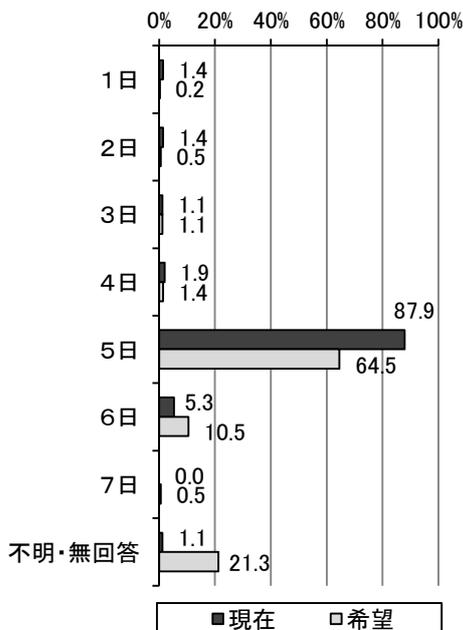
上段:度数 下段:%	合計	幼稚園	認可保育所
合計	569	174	326
	100.0	30.6	57.3
0歳	5	0	3
	100.0	0.0	60.0
1歳	46	0	29
	100.0	0.0	63.0
2歳	64	1	44
	100.0	1.6	68.8
3歳	95	26	58
	100.0	27.4	61.1
4歳	149	67	75
	100.0	45.0	50.3
5歳	129	56	63
	100.0	43.4	48.8
6歳	69	20	47
	100.0	29.0	68.1

- ・平日に利用している教育・保育事業の現在の状況と、今後の利用希望

平日に利用している教育・保育事業の現在の状況と、今後の利用希望についてみると、1週あたりの利用日数では、現在、希望ともに「5日」が最も高く、それぞれ87.9%、64.5%となっています。また、1日あたりの利用時間では、現在で「5時間」、希望で「8時間」が最も高く、それぞれ25.0%、19.5%となっています。

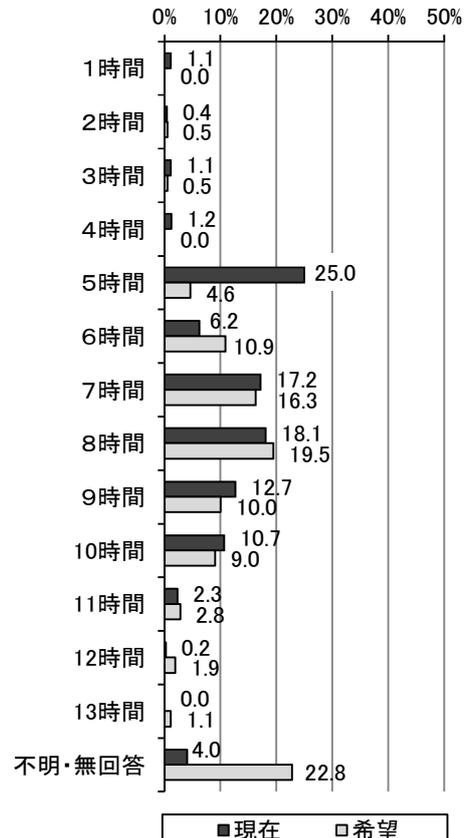
① 1週当たりの利用日数〈数量回答〉

就学前児童(N=569)



② 1日当たりの利用時間〈数量回答〉

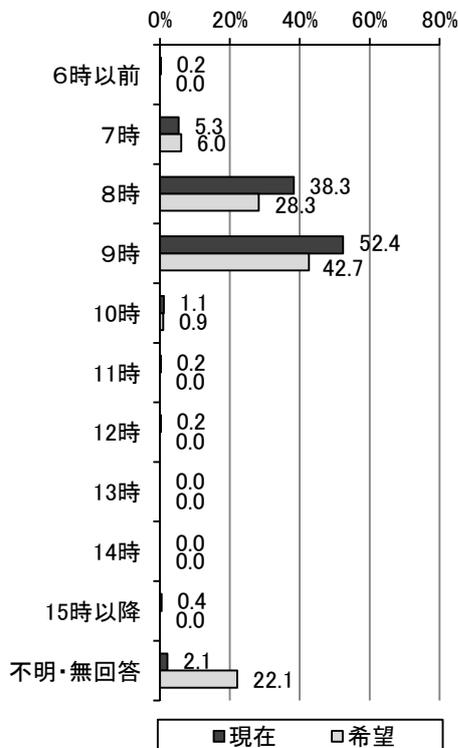
就学前児童(N=569)



利用開始時間では、現在、希望ともに「9時～」が最も高く、それぞれ52.4%、42.7%となっています。また、終了時間では、現在で「～14時」、希望で「～16時」が最も高く、それぞれ29.3%、23.7%となっています。

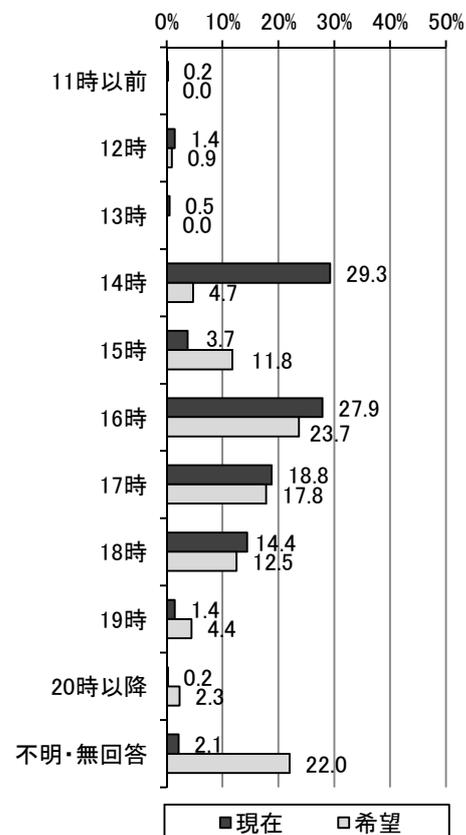
③利用開始時間〈数量回答〉

就学前児童(N=569)



④利用終了時間〈数量回答〉

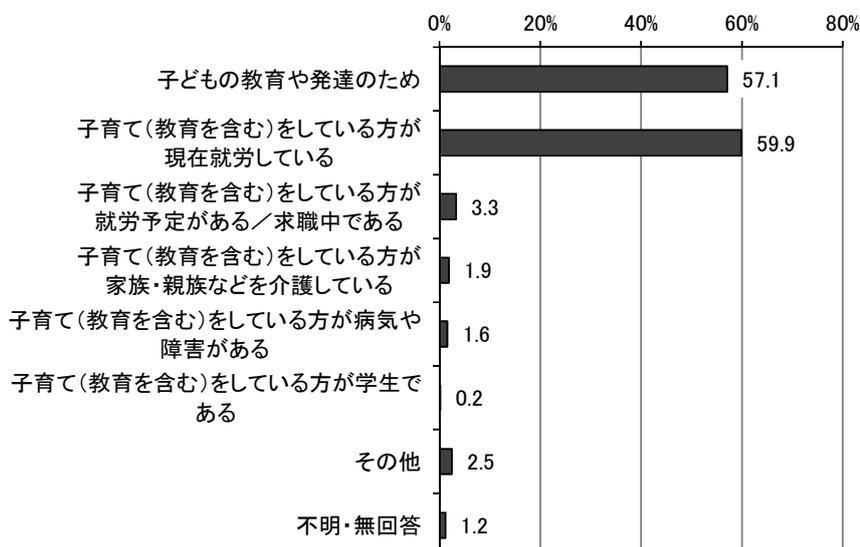
就学前児童(N=569)



・平日、教育・保育事業を利用している主な理由

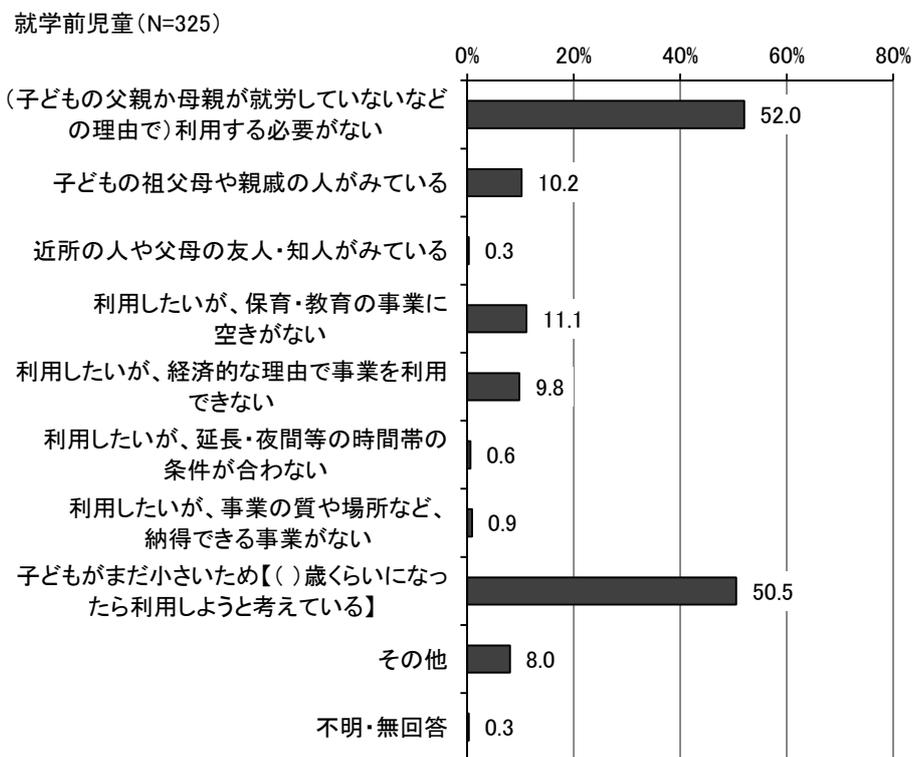
平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてみると、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が59.9%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が57.1%となっています。

就学前児童(N=569)



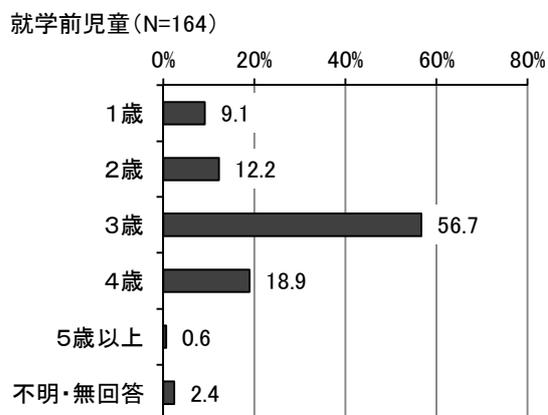
・利用していない理由

利用していない理由についてみると、「(子どもの父親か母親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が52.0%で最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため【()歳くらいになったら利用しようと考えている】」が50.5%となっています。また、【()歳くらいになったら利用しようと考えている】かについて、利用しようとしている年齢では「3歳」が56.7%と最も高くなっています。



◎利用したい時の子どもの年齢〈数量回答〉

《「子どもがまだ小さいため【()歳くらいになったら利用しようと考えている】」を選んだ方》



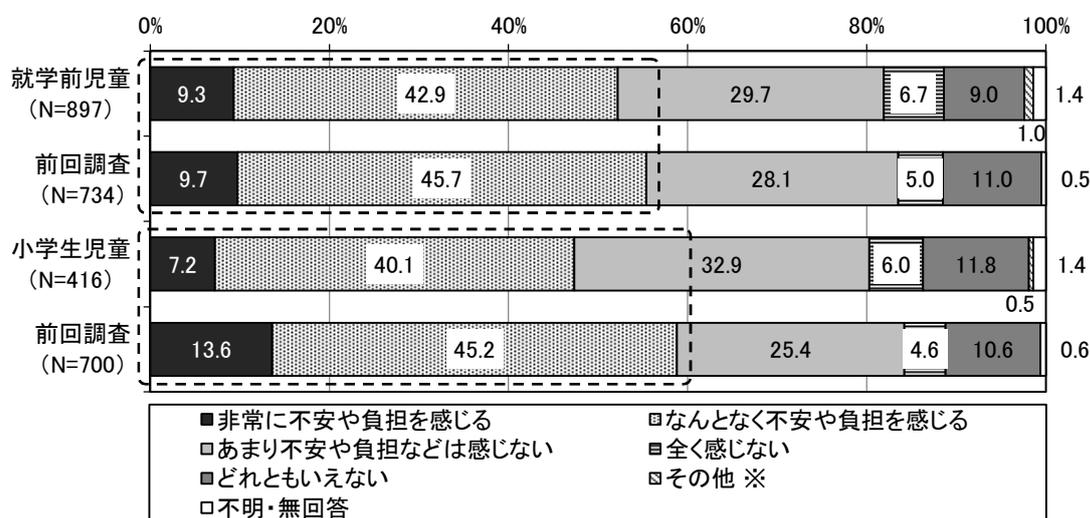
(4) 保護者の子育てに関する意識

①子育てに関しての不安や負担について

・子育てに関して不安や負担を感じている人の状況

子育てに関して不安や負担についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「なんとなく不安や負担を感じる」がそれぞれ 42.9%、40.1%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」がそれぞれ 29.7%、32.9%となっています。子育てに関して『不安を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）方は就学前児童で 52.2%、小学生児童で 47.3%となっています。

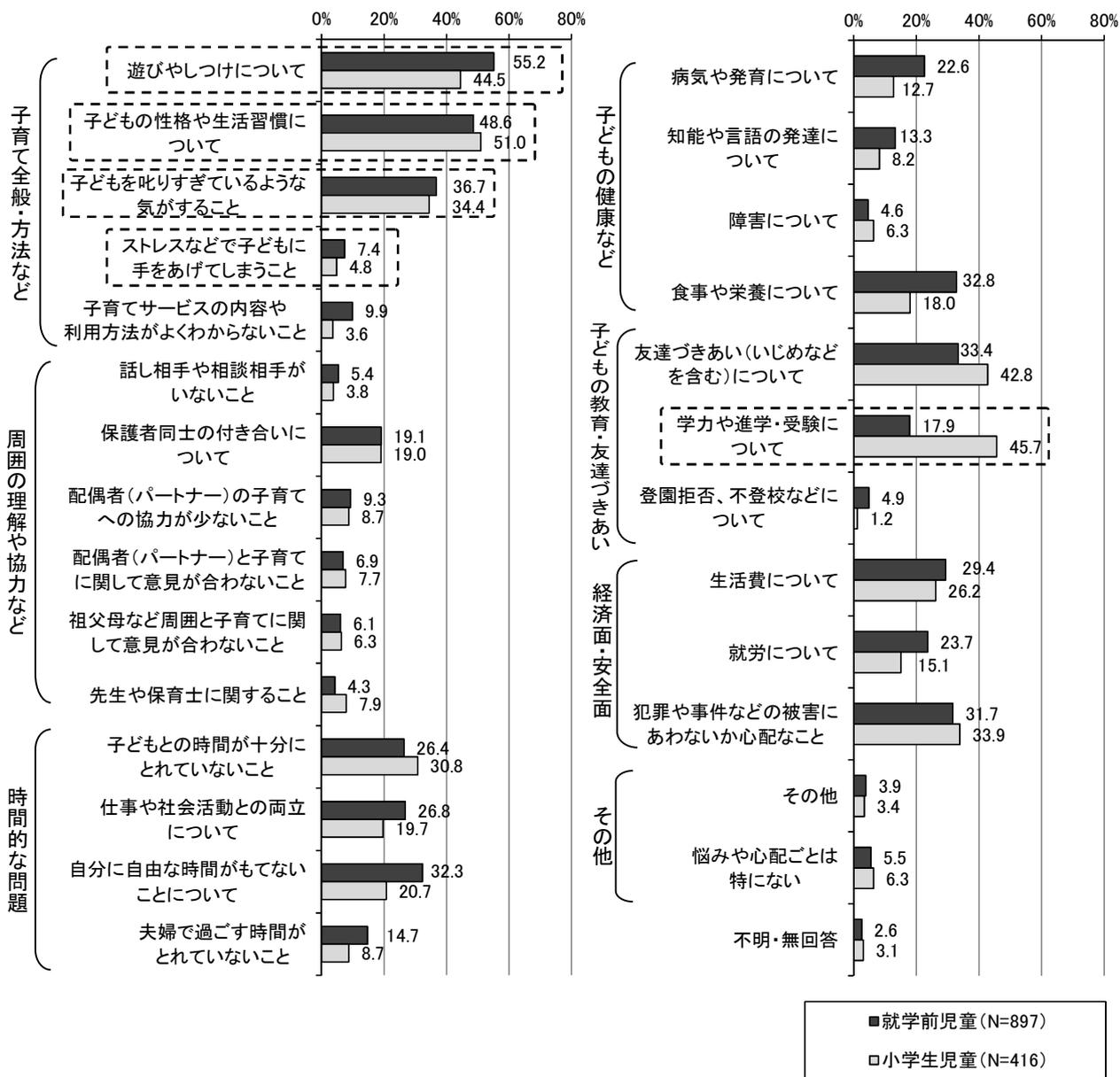
前回調査と比較してみると、『不安を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）割合が就学前児童で 3.2 ポイント、小学生児童で 11.5 ポイント減少し、『不安を感じない』（「あまり不安や負担などは感じない」と「全く感じない」の合計）割合が就学前児童で 3.3 ポイント、小学生児童で 8.9 ポイント増加しています。



※「前回調査」とは、「彦根市次世代育成支援行動計画策定に係る子育て支援に関するニーズ調査」(平成 21 年 3 月実施)を言います。

・子育てに関して日頃悩んでいること

子育てに関する悩みや心配ごとについてみると、就学前児童で「遊びやしつけについて」が55.2%、小学生児童で「子どもの性格や生活習慣について」が51.0%と最も高く、次いで、就学前児童で「子どもの性格や生活習慣について」が48.6%、小学生児童で「学力や進学・受験について」が45.7%となっています。また、「子どもを叱りすぎているような気がする」とも、就学前児童・小学生児童ともに高くなっており、「ストレスなどで子どもに手をあげてしまうこと」は、就学前児童で7.4%、小学生児童で4.8%となっています。

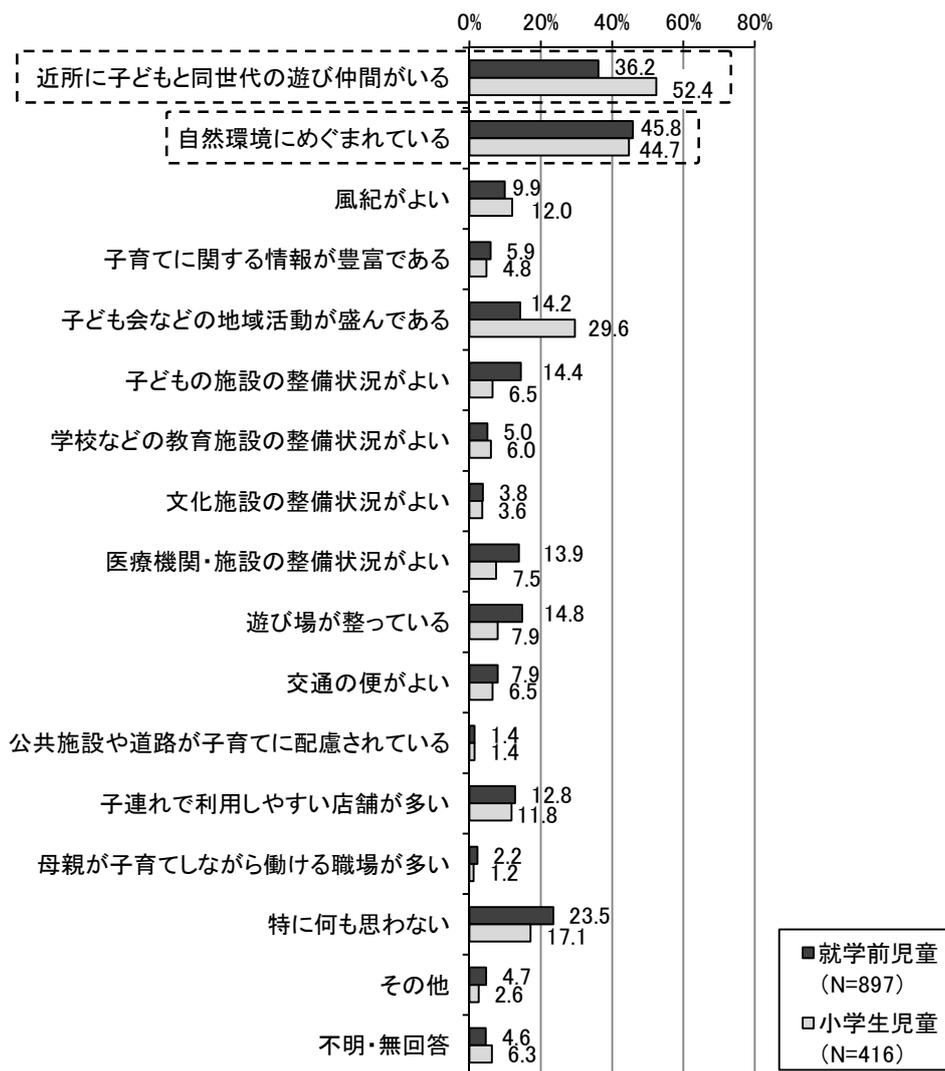


②子育て環境について

・彦根市の子育て環境

彦根市の子育て環境についてみると、就学前児童では「自然環境にめぐまれている」が45.8%と最も高く、次いで「近所に子どもと同世代の遊び仲間がいる」が36.2%となっています。小学生児童では「近所に子どもと同世代の遊び仲間がいる」が52.4%と最も高く、次いで「自然環境にめぐまれている」が44.7%となっています。

就学前児童・小学生児童ともに、自然環境や近所との環境に対しての評価は高い一方で、子どもの施設や教育施設、文化施設の整備状況といった行政施策に関することに対する評価は低くなっています。

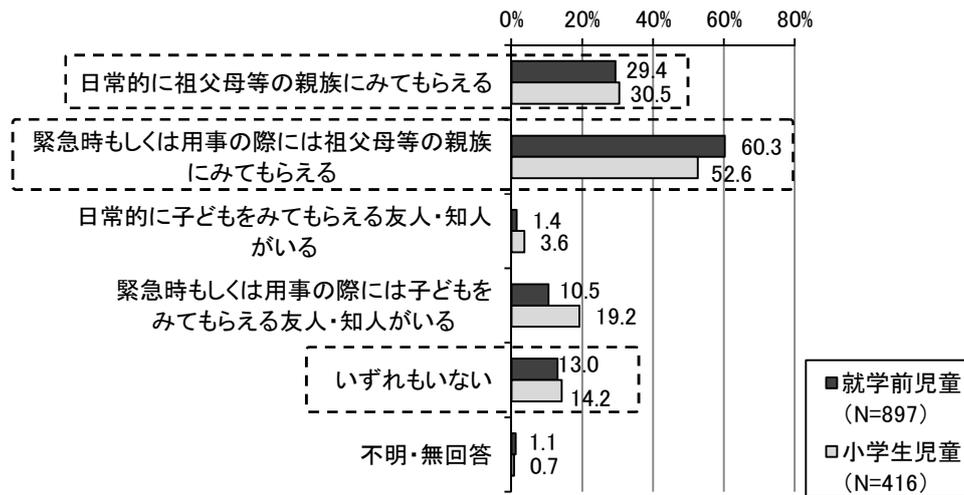


③地域での子育て・子育てについて

・お子さんを見てもらえる親族・知人の有無

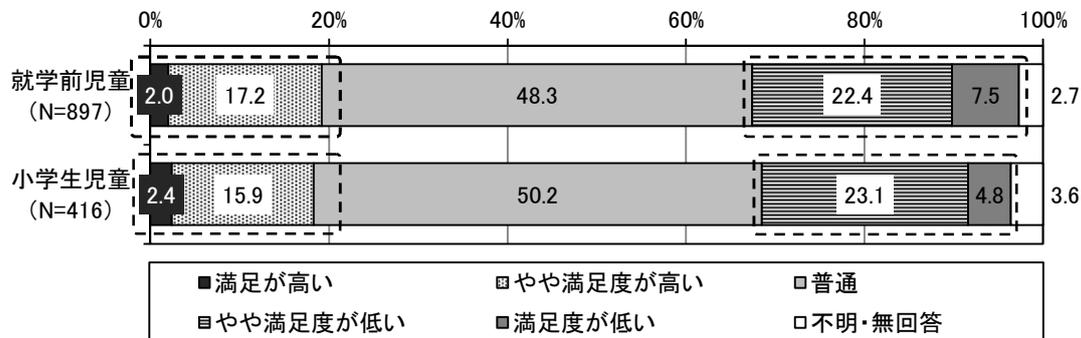
お子さんを見てもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で60.3%、小学生児童で52.6%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で29.4%、小学生児童で30.5%となっています。

一方で、「いずれもない」が就学前児童で13.0%、小学生児童で14.2%となっています。



・居住地域における子育ての環境や支援への満足度

居住地域における子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「普通」がそれぞれ48.3%、50.2%と最も高く、次いで「やや満足度が低い」がそれぞれ22.4%、23.1%となっています。『満足』（「満足が高い」と「やや満足が高い」の合計）は就学前児童で19.2%、小学生児童で18.3%となっています。一方、『不満足』（「やや満足度が低い」と「満足度が低い」の合計）は就学前児童で29.9%、小学生児童で27.9%となっています。

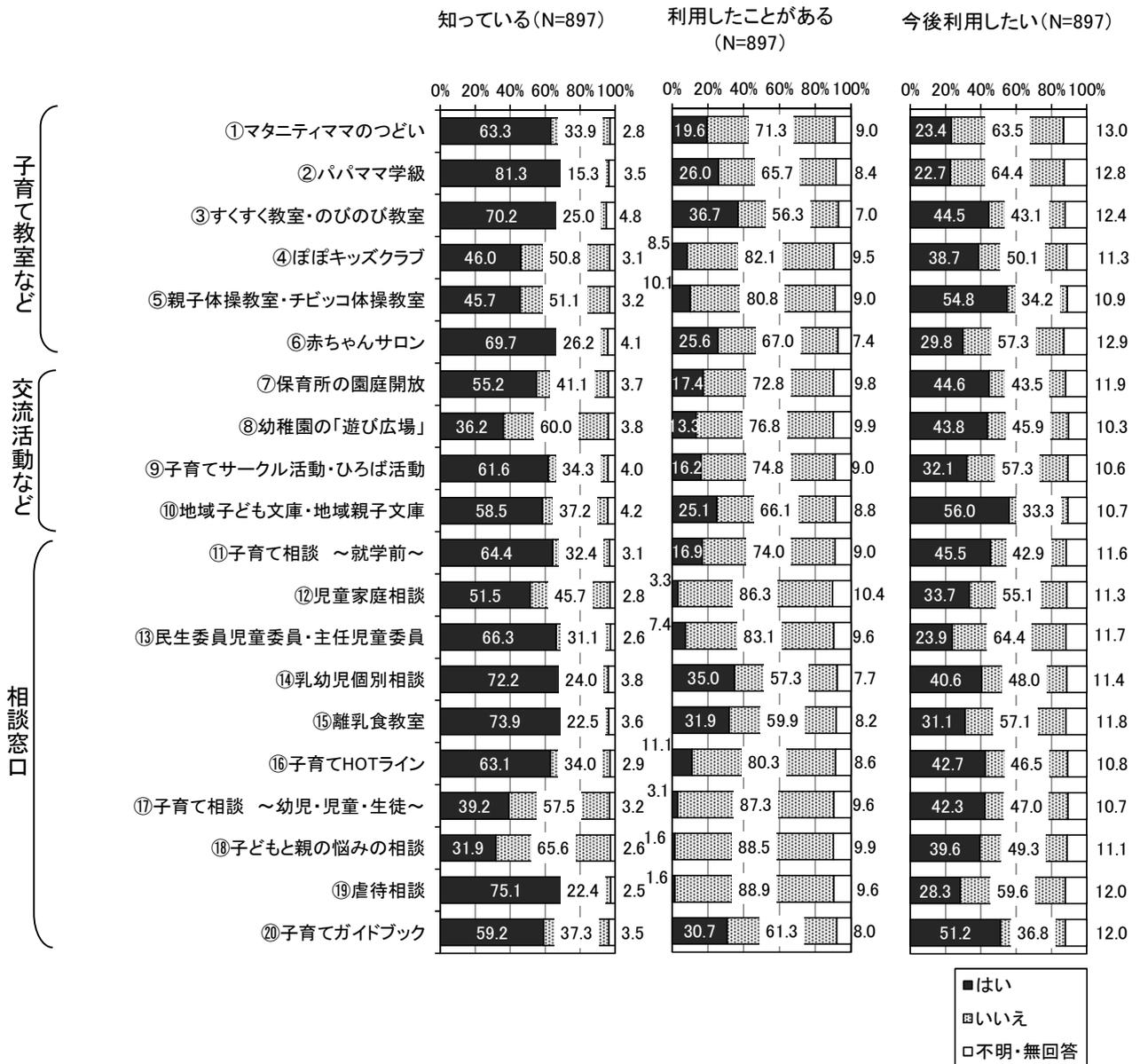


・子育て支援サービスの認知度、利用度等について

子育て支援サービスの認知度、利用度、利用希望についてみると、認知度【知っている】では、「はい」で『パパママ学級』が81.3%、『虐待相談』が75.1%、『離乳食教室』が73.9%となっています。

利用度【利用したことがある】では、「はい」で『すくすく教室・のびのび教室』が36.7%、『乳幼児個別相談』が35.0%、『離乳食教室』が31.9%となっています。

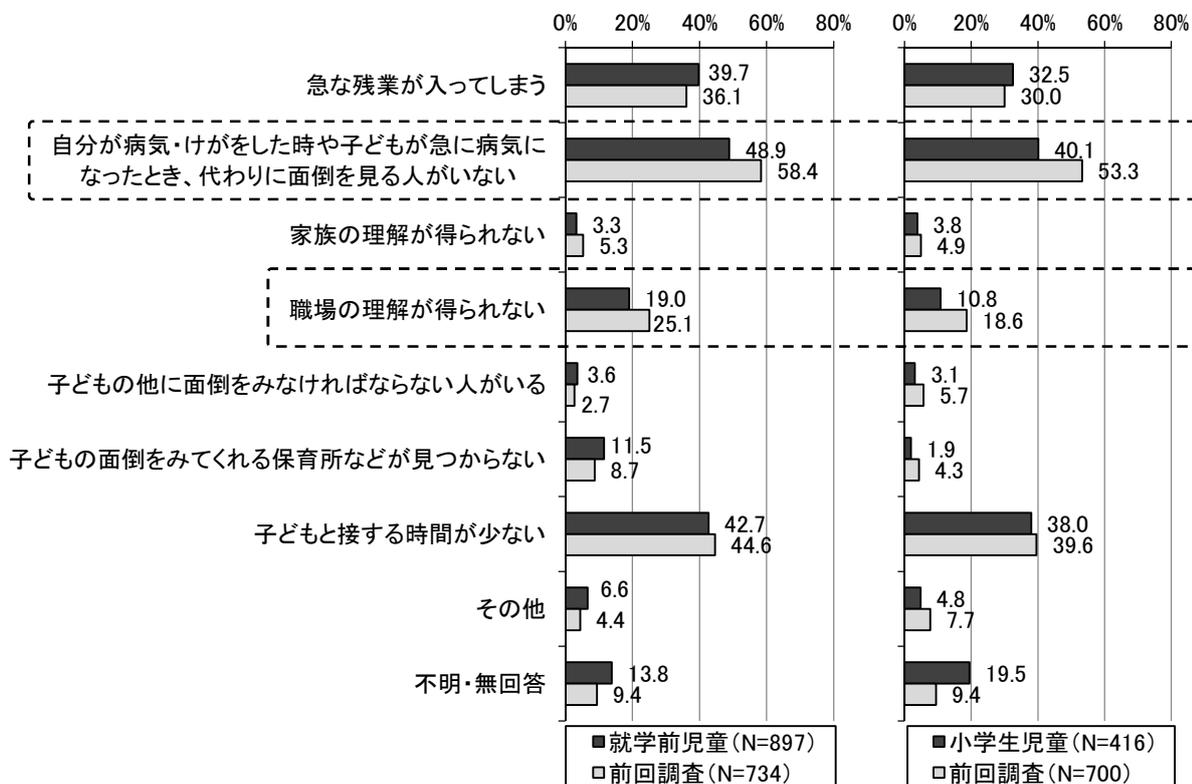
子育てに不安や負担を感じている人の割合は高い（P34、35参照）一方で、相談窓口を利用した人の割合は低くなっています。



④仕事と子育てについて

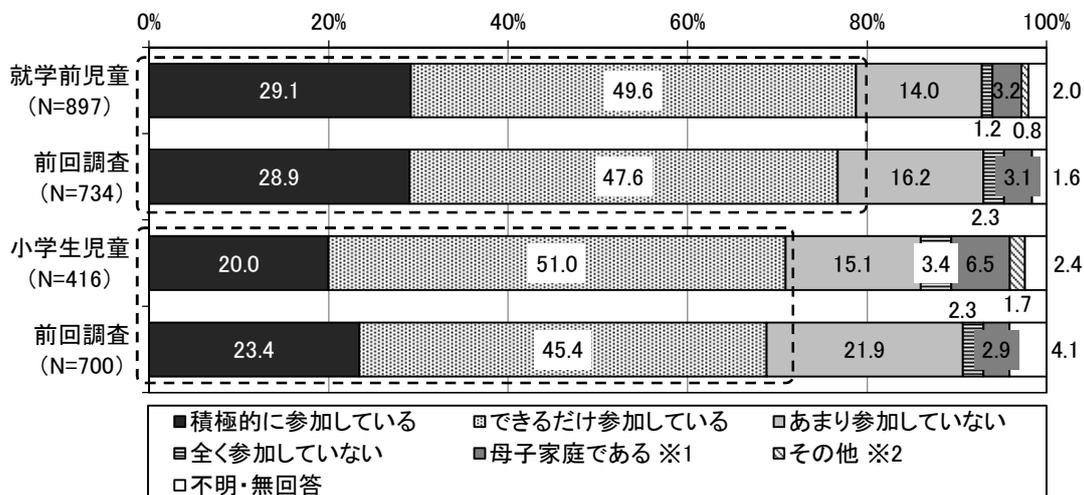
・仕事と子育てを両立させる上で大変だと思われること

前回調査と比較してみると、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になったとき、代わりに面倒を見る人がいない」割合が就学前児童で9.5ポイント、小学生児童で13.2ポイント、「職場の理解が得られない」割合が就学前児童で6.1ポイント、小学生児童で7.8ポイント、それぞれ減少しています。



・お父さんの子育て参加の有無

前回調査と比較してみると、『参加している』（「積極的に参加している」と「できるだけ参加している」の合計）割合が就学前児童、小学生児童ともに2.2ポイント増加しています。一方、『参加していない』（「あまり参加していない」と「全く参加していない」の合計）割合が就学前児童で3.3ポイント、小学生児童で5.7ポイント減少しています。



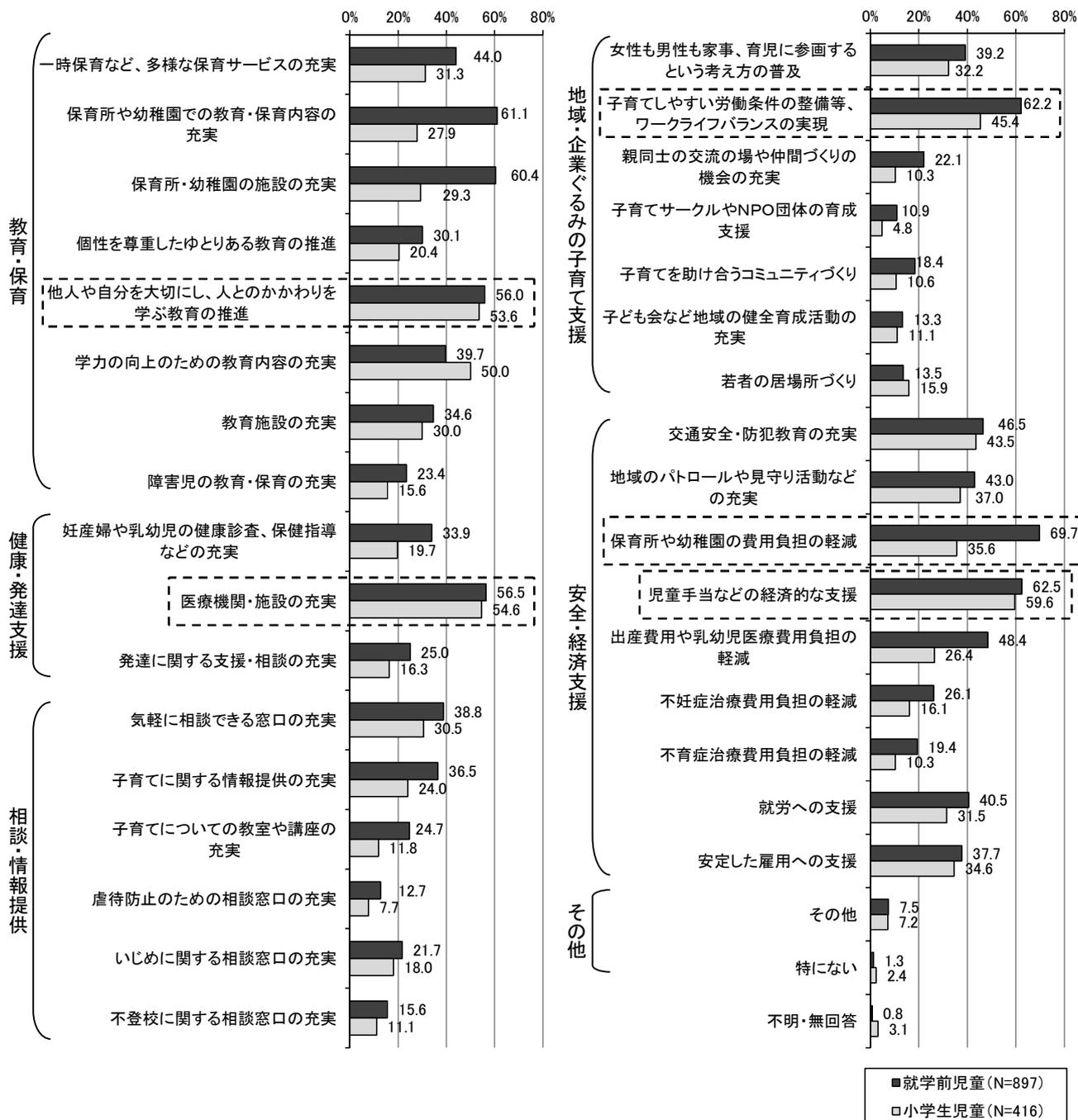
※1 前回調査は「該当者がいない」 ※2 「その他」は今回調査のみ

⑤子育てに関する支援や対策について

・彦根市のこれからの子育て支援施策で期待すること

彦根市のこれからの子育て支援施策で期待することについてみると、就学前児童では「保育所や幼稚園の費用負担の軽減」が69.7%と最も高く、次いで「児童手当などの経済的な支援」が62.5%、「子育てしやすい労働条件の整備等、ワークライフバランスの実現」が62.2%となっています。

小学生児童では「児童手当などの経済的な支援」が59.6%と最も高く、次いで「医療機関・施設の充実」が54.6%、「他人や自分を大切にし、人とかかわりを学ぶ教育の推進」が53.6%となっています。

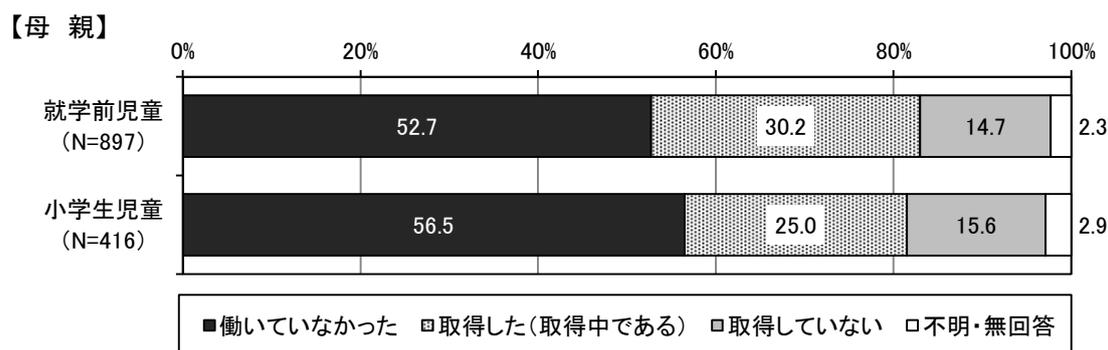
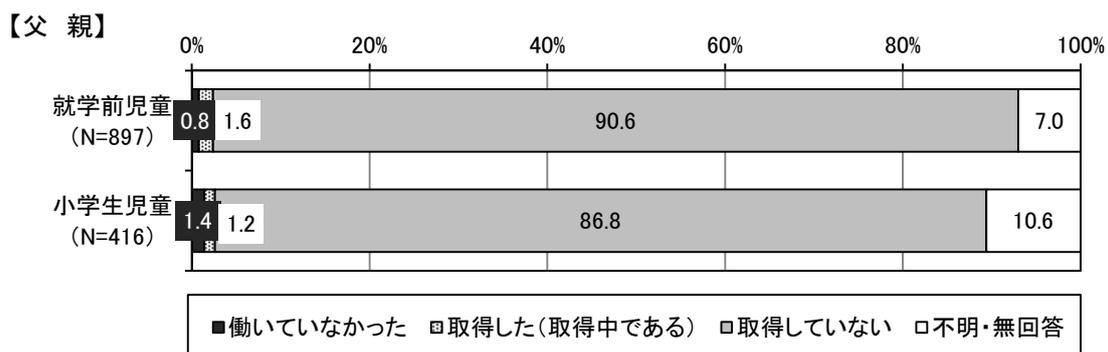


(5) 育児休業について

①育児休業の取得について

・子どもが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したかについて

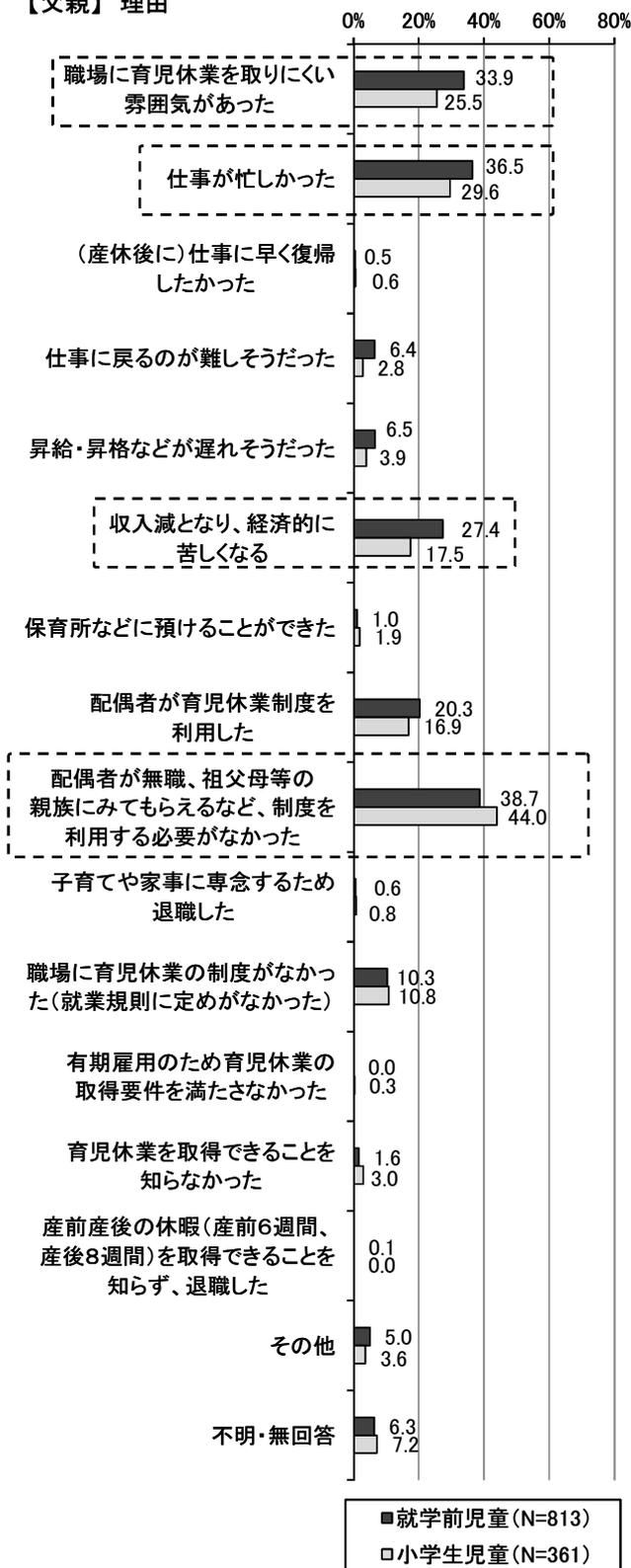
育児休業を取得の有無についてみると、【父親】では、就学前児童、小学生児童ともに「取得していない」がそれぞれ90.6%、86.8%となっています。【母親】では、就学前児童、小学生児童ともに「働いていなかった」がそれぞれ52.7%、56.5%と最も高くなっています。また、【母親】では、就学前児童で「取得した（取得中である）」は30.2%となっています。



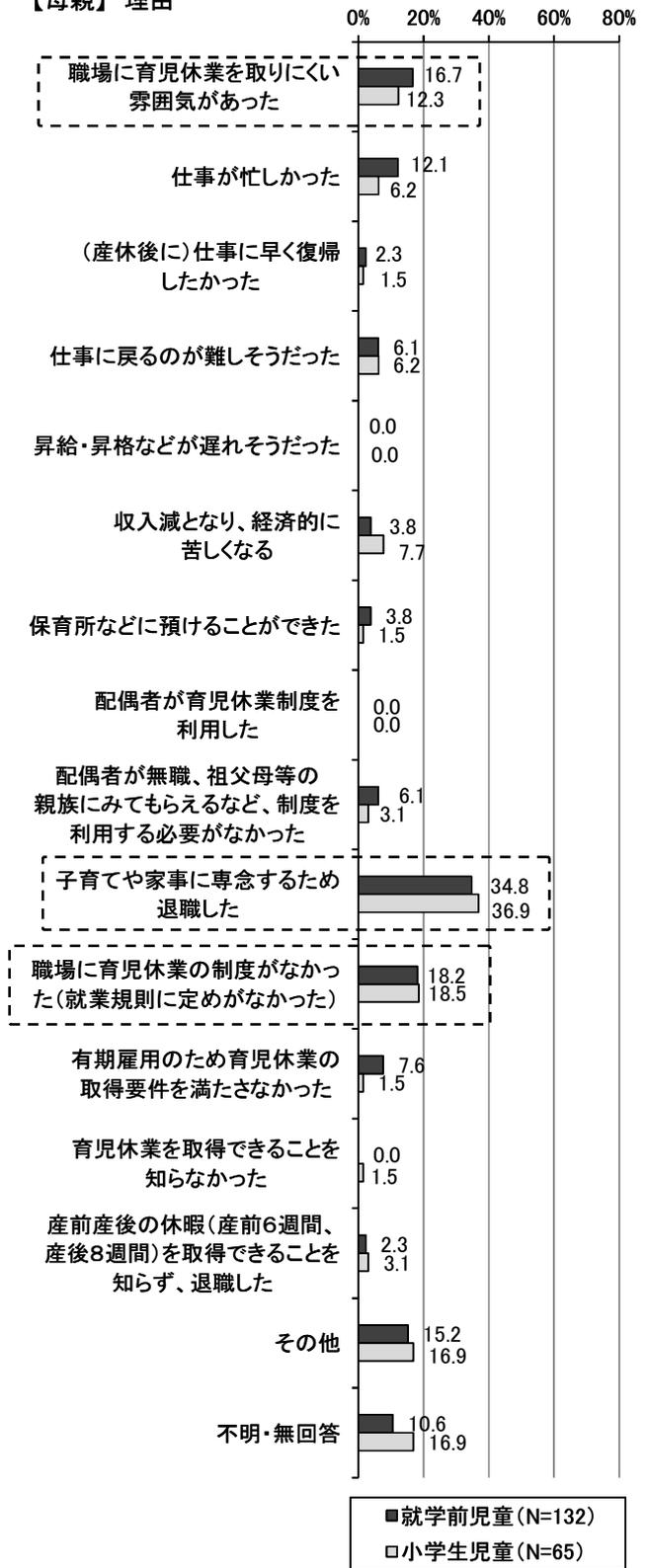
・取得していない理由について

取得していない理由についてみると、【父親】では、就学前児童、小学生児童ともに「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が最も高く、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合も高くなっています。【母親】では、就学前児童、小学生児童ともに「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が最も高く、「職場に育児休業の制度がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合も高くなっています。

【父親】理由



【母親】理由

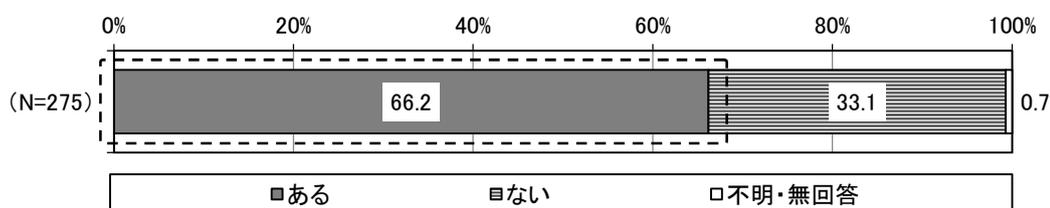


(6) 若者の意識や状況

①不安や悩みについて

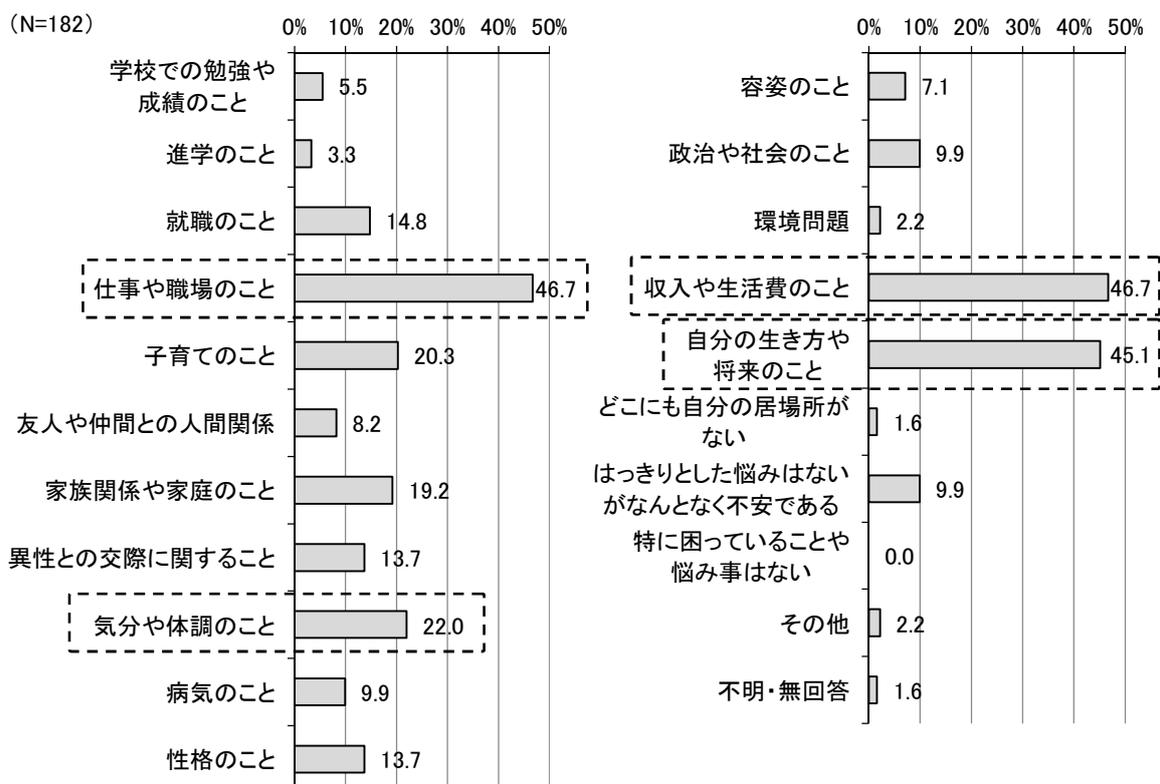
- ・現在悩みや心配ごと、困っていること

現在悩みや心配ごと、困っていることの有無についてみると、「ある」が 66.2%、「ない」が 33.1%となっています。



- ・現在悩みや心配ごと、困っていることの内容

悩みや心配ごと、困ったことの内容についてみると、「仕事や職場のこと」「収入や生活費のこと」がともに 46.7%と高く、次いで「自分の生き方や将来のこと」が 45.1%、「気分や体調のこと」が 22.0%となっています。



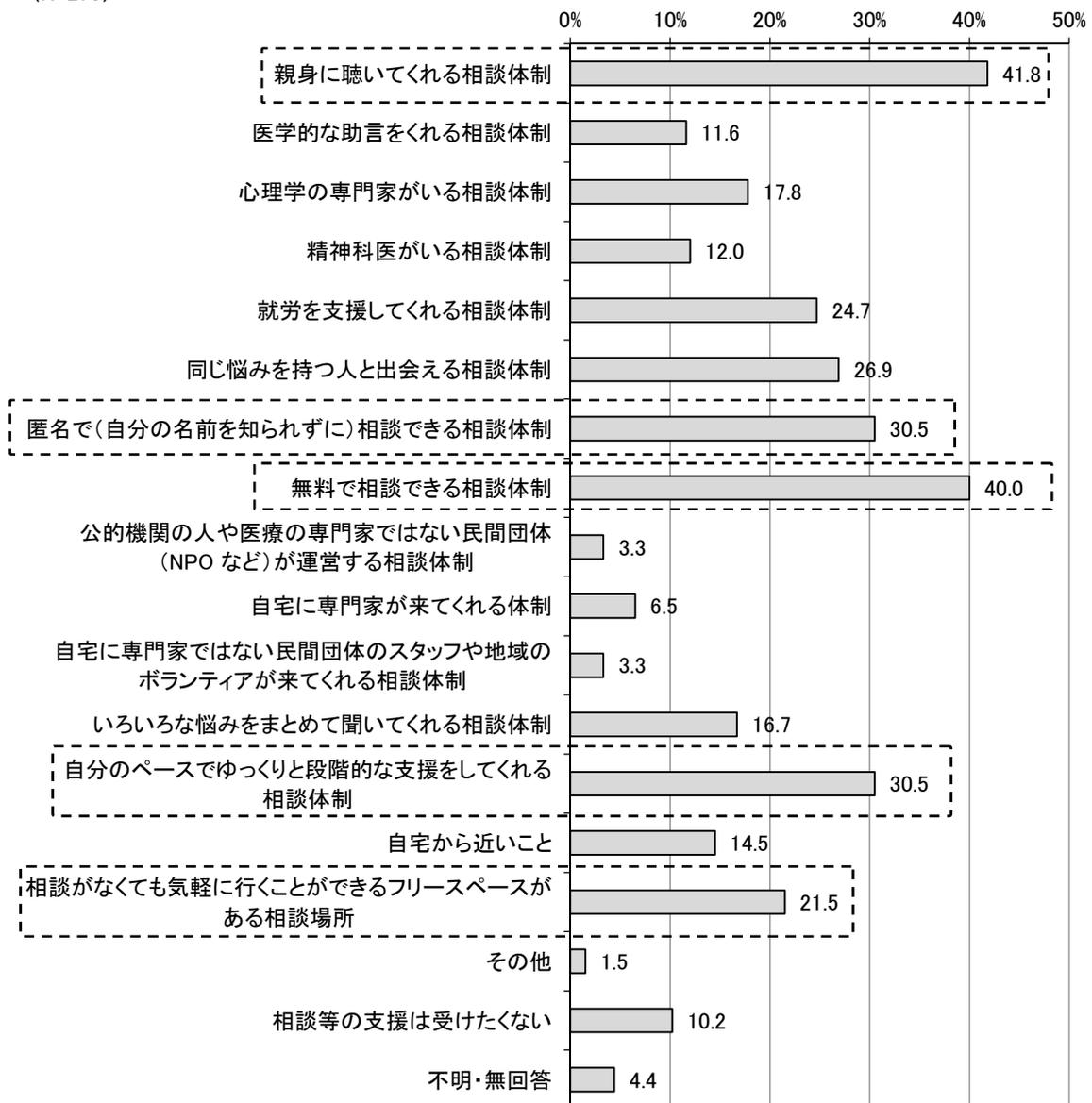
・悩みや心配ごと、困っていることに対応し、若者を支援していくために必要な相談体制

若者を支援していくために必要な相談体制についてみると、「親身に聴いてくれる相談体制」が41.8%で最も高く、次いで「無料で相談できる相談体制」が40.0%、「匿名で（自分の名前を知られずに）相談できる相談体制」「自分のペースでゆっくりと段階的な支援をしてくれる相談体制」がともに30.5%となっています。

一方で、「相談等の支援は受けたくない」が10.2%となっています。

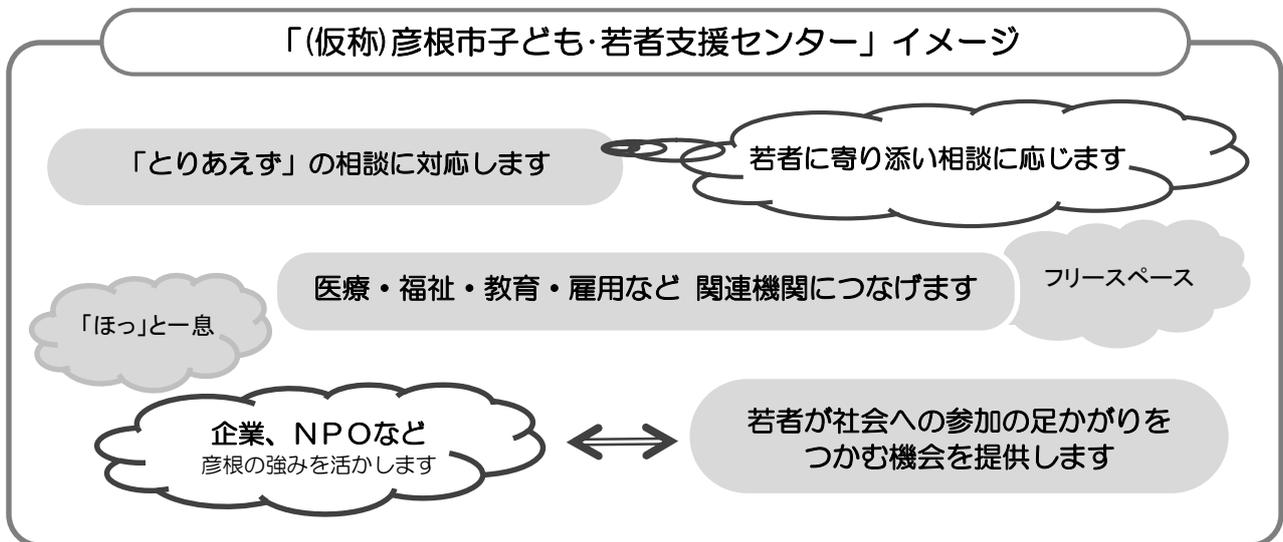
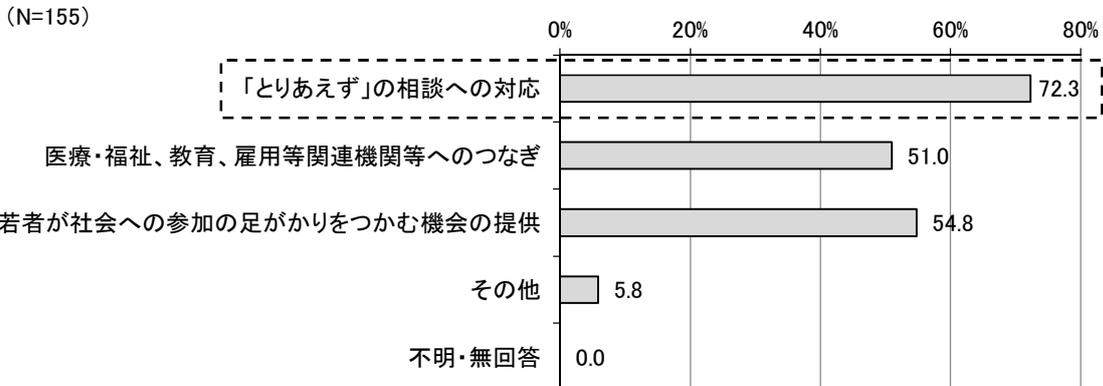
また、「相談がなくても気軽に行くことのできるフリースペースがある相談場所」が必要との回答も21.5%となっています。

(N=275)



・「(仮称)彦根市子ども・若者支援センター」に必要な機能

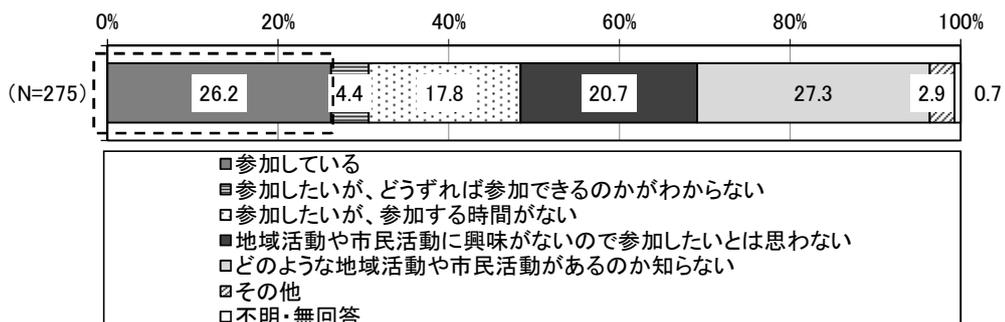
「(仮称)彦根市子ども・若者支援センター」に必要なと思う機能についてみると、「とりあえず」の相談への対応」が72.3%で最も高く、次いで「若者が社会への参加の足がかりをつかむ機会の提供」が54.8%、「医療・福祉、教育、雇用等関連機関等へのつなぎ」が51.0%となっています。



②日頃の活動について

・地域活動や市民活動への参加の有無

地域活動や市民活動の参加状況についてみると、「どのような地域活動や市民活動があるのか知らない」が27.3%で最も高く、次いで「参加している」が26.2%となっています。一方で、「地域活動や市民活動に興味がないので参加したいとは思わない」が20.7%となっています。

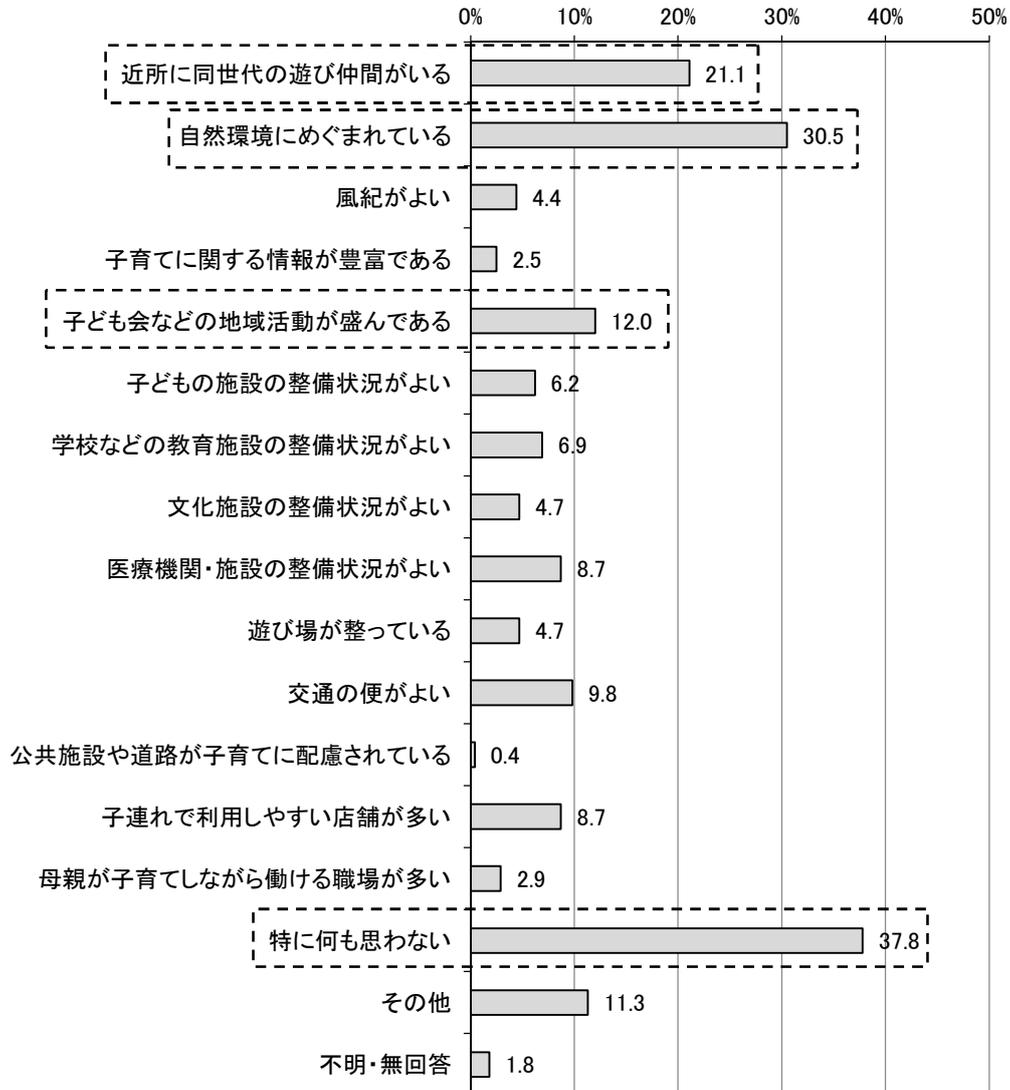


③子育て環境について

・彦根市の子育て環境

彦根市の子育て環境をどう思うかについてみると、「自然環境にめぐまれている」が30.5%、「近所に同世代の遊び仲間がいる」が21.1%、「子ども会などの地域活動が盛んである」が12.0%となっています。また、「特に何も思わない」が37.8%となっています。

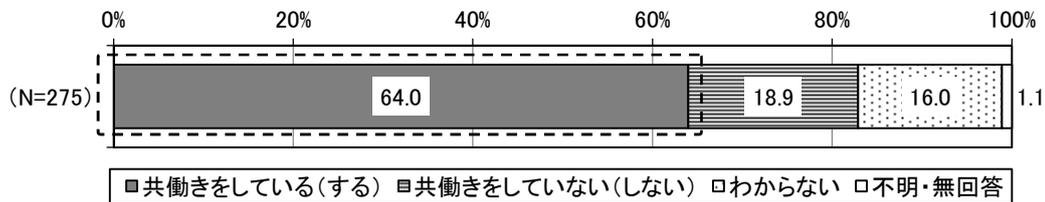
(N=275)



④子育てと仕事について

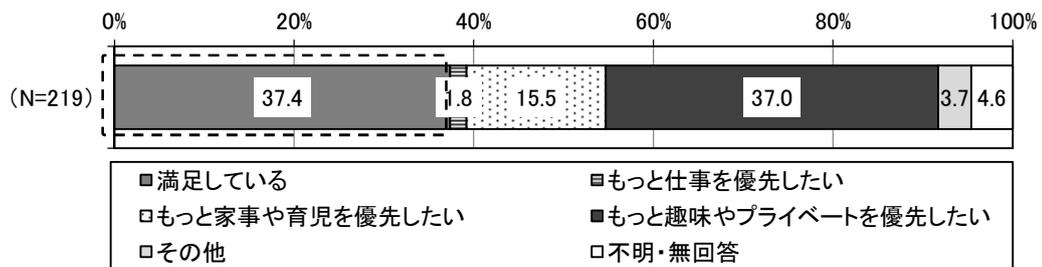
・現在共働きの状況

現在共働きをしている（未婚者は、結婚したら共働きをする）かについてみると、「共働きをしている（する）」が64.0%で最も高く、次いで「共働きをしていない（しない）」が18.9%、「わからない」が16.0%となっています。



・現在の仕事と家庭のバランス（優先度）

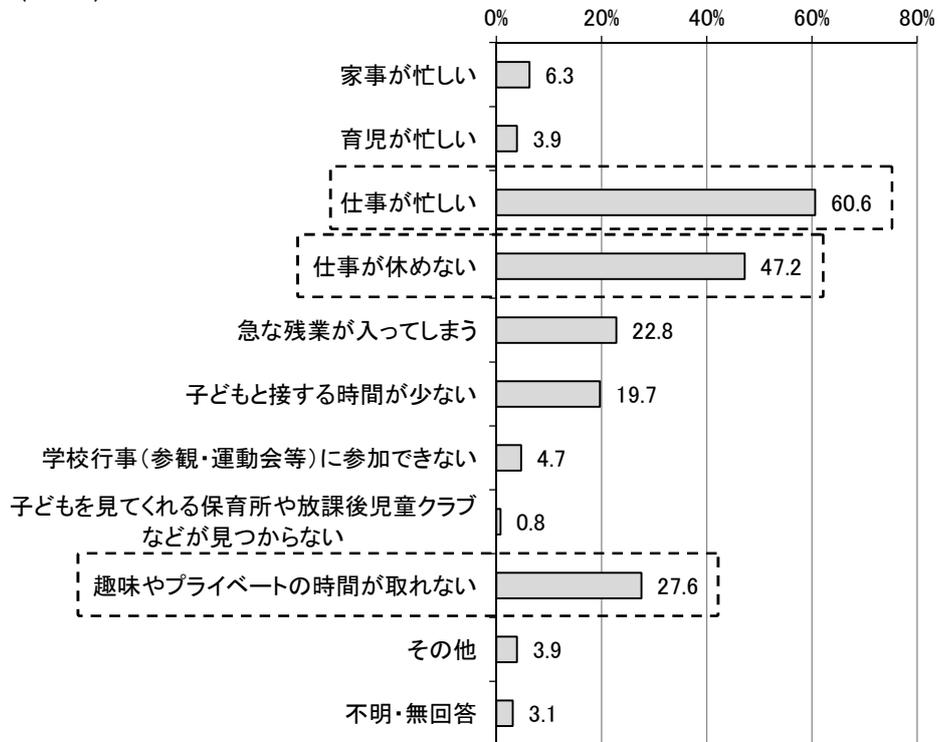
現在の仕事と家庭のバランス（優先度）についてみると、「満足している」が37.4%で最も高く、次いで「もっと趣味やプライベートを優先したい」が37.0%、「もっと家事や育児を優先したい」が15.5%となっています。



・現在の仕事と家庭のバランス（優先度）を崩す原因

現在の仕事と家庭のバランス（優先度）を崩す原因についてみると、「仕事が忙しい」が60.6%で最も高く、次いで「仕事が休めない」が47.2%、「趣味やプライベートの時間が取れない」が27.6%となっています。

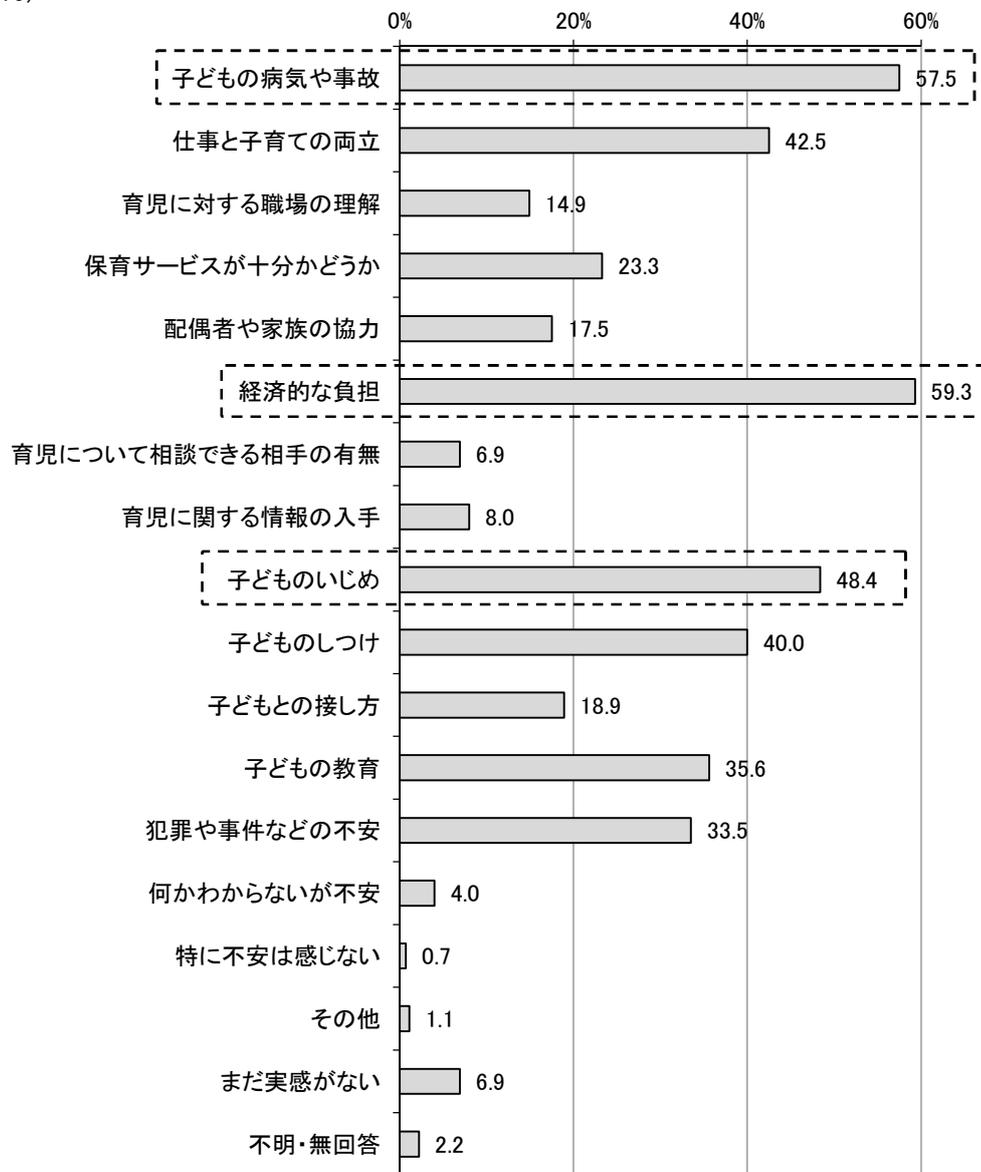
(N=127)



・子どもや子育てについての不安

子どもや子育てで、不安に感じることについてみると、「経済的な負担」が59.3%で最も高く、次いで「子どもの病気や事故」が57.5%、「子どものいじめ」が48.4%となっています。

(N=275)

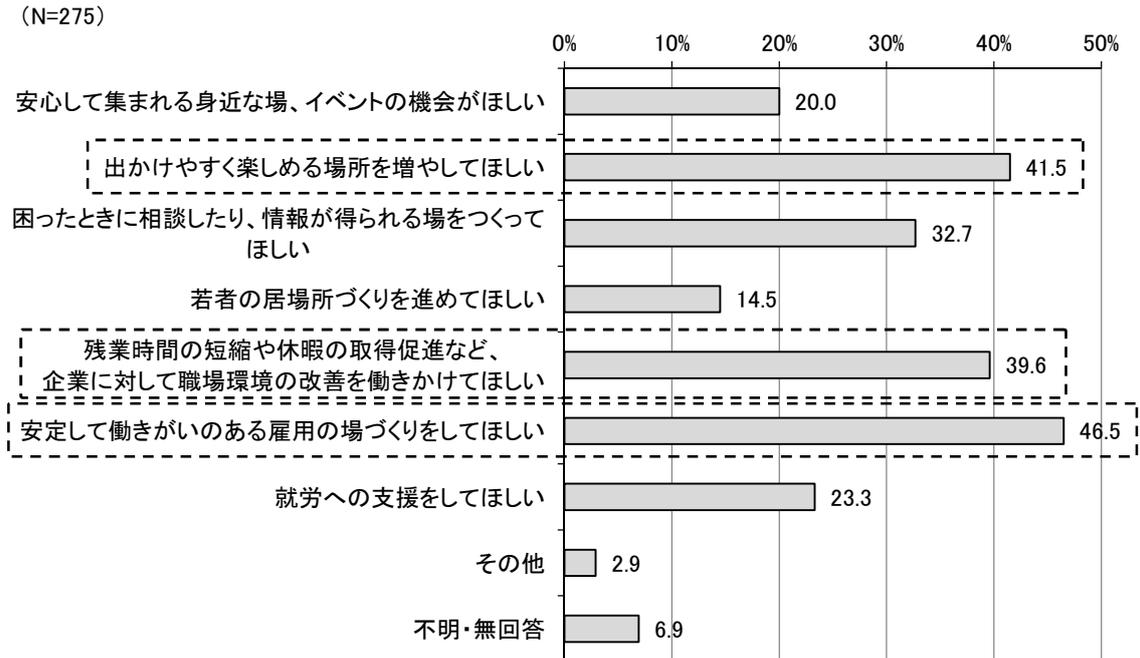


⑤若者に対する支援や対策について

・彦根市のこれからの若者支援で期待すること

彦根市のこれからの若者支援で期待することについてみると、「安定して働きがいのある雇用の場づくりをしてほしい」が46.5%で最も高く、次いで「出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が41.5%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が39.6%となっています。

「出かけやすく楽しめる場所」「困ったときに相談したり、情報が得られる場」「若者の居場所」といった『若者が集える場所』への期待が高くなっています。



9. 子ども・子育て、若者に関する課題

(1) 各種統計からの課題把握

◇人口・世帯など

- 平成 22 年までの国勢調査に基づく総人口は増加していますが、その後の住民基本台帳人口に基づく総人口は、ほぼ横ばいとなっています。15 歳未満人口が減少傾向にあることから、今後総人口も減少に転じることが予測されます。
- 核家族世帯が多く、家庭・地域での保育・教育機能の充実が求められます。
- 地域では単身世帯も増加しており、子どもや若者が様々な世代とふれあう機会が少なくなっていることがうかがえます。

◇就労状況など

- 女性の労働力率は増加傾向にあり、今後さらに働く女性の保育ニーズの高まりへの対応が必要です。また、年齢階層別労働力率をみると、平成 22 年では、平成 17 年と比べると 15～19 歳、40～44 歳を除くすべての年齢で、同率または上回る結果となっています。
- 共働き世帯が増加し、多様な就労形態が進む中で、必要とされる教育・保育ニーズと多様な就労形態に対応した保育・教育の受け皿が求められます。

◇教育・保育施設など

- 待機児童の発生や、認可保育所の定員超過の状態が続いており、今後共働き世帯などが増加する中で、保育が必要な就学前児童の受け入れ体制の確保が求められます。
- 幼稚園においても、3歳からの就園を希望する傾向が見受けられ、就学前の教育ニーズの高まりや、子どもの預け先として利用されている状況がうかがえます。一方で、4・5歳では幼稚園の入園児童数は減少傾向にあります。

◇若者・ひとり親など

- 児童虐待通告件数は、近年増加傾向となっています。
- ひきこもりについては、狭義のひきこもりは 212 人、準ひきこもりは 413 人、狭義のひきこもりと準ひきこもりを合わせた、広義のひきこもりは 621 人と推定されます。
- 母子家庭世帯においては、約 8 割の世帯で就労していますが、年間平均就労収入は 181 万円となっています。また、住居所有状況も、持家は 3 割弱となっています。

(2) アンケートなどからの課題把握

◇子育て不安など

- 前回調査と比較すると不安を感じる保護者は減少しています。しかしながら、遊びやしつけ、子どもの性格や生活習慣に悩みを抱えている人は多く、また相談窓口を知っていても、利用したことがある人の割合は低くなっており、気軽に相談できる体制の整備などが必要です。
- 小学生児童では、学力や進学・受験などの悩みも多いことから、家庭・地域・学校などの連携体制を強化していくことが求められます。

◇子育て環境など

- 保育所・幼稚園を利用している理由としては、保護者の就労のためと子どもの教育や発達のために利用している方が多くなっています。
- 保育所・幼稚園を利用していない方のうち、約半数は子どもがまだ小さいため利用しないと回答されています。この回答をされた方のうち、3歳くらいになれば利用しようと考えている方は過半数となっています。
- 自然環境や近所との環境に対する評価は高い一方で、子どもの施設や教育施設、文化施設の整備状況といった行政施策に関することに対する評価は低くなっています。
- 仕事と子育ての両立において大変なこととして、「病気やけがの際に代わりに面倒を見る人がいない」は、前回調査より減少していますが、「急な残業が入ってしまう」「子どもと接する時間が少ない」とともに高い割合となっています。
- 彦根市のこれからの子育て施策で期待することとして、教育・保育内容の充実や経済的な支援、健康・発達支援、地域・企業との子育て支援、安全・安心な子育て環境の整備が求められています。
- 育児休業を取得していない理由として、制度を利用する必要がなかった方が多い一方で、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり経済的に苦しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった」といった回答も多く、取りたくても取れない環境も要因となっています。

◇地域での子育て・子育てなど

- お子さんをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答された方が多い一方で、「いずれもない」と回答された方も1割強となっています。
- 子育て支援サービスの認知度は概ね高いものの、「利用したことがある」と回答された方の割合は、低くなっています。

◇若者の意識など

- 悩みや心配ごとについて、仕事や経済面のほか、将来に対する悩みが多くあがっています。
- 悩みごとや心配ごとに対しては、親身に聴いてくれる相談体制や「とりあえず」の相談への対応が求められています。
- 若者に対する支援については、雇用の場づくりや集まり楽しめる場、安心できる居場所づくりなど生活環境への整備が求められています。

(3) 子ども・若者を取り巻く主な課題

◇子ども・若者が健全に成長できる環境の充実

保育所・幼稚園や学校などの資源を活用し、子どもの育ちや子育て家庭の支援、若者の健全育成につながる支援を充実させる必要があります。また、全ての子ども・若者が健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校などの社会のあらゆる分野に関わる人々が、子どもや子育て中の保護者、若者の気持ちに寄り添い、支えることができるネットワークを構築する必要があります。

◇子ども・若者の成長に応じた切れ目のない支援の展開

保育所・幼稚園も含め、家庭・地域・学校などが連携し、子どもの発達と学びの連続性をもたせ、子ども・若者に対して、共通のビジョンを設定するなど、学校や関係機関などが子ども・若者の視点に立ち、ライフステージに応じた支援を展開する必要があります。そのため、乳幼児期の保育や教育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を図るとともに、若者に対しても、当事者と保護者の不安に対する相談支援などを充実する必要があります。

◇社会的に援助が必要な子ども・若者への支援の充実

障害のある子ども・若者やその家庭への支援や児童虐待、ニート・ひきこもり、非正規雇用割合の高まり、子どもの貧困など、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く様々な課題に対して、社会的な援助を必要とする子ども・若者への支援を充実させる必要があります。

◇安心して子ども・若者が暮らせるまちづくり

子ども・若者の健やかな成長に向けた、福祉・保健・医療体制の充実を図り、身近で安心して出産や養育ができる環境の整備が必要です。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を始めとする男女共同参画の社会づくりや、子どもが安全に過ごせる地域づくりなど、子ども・若者や子育て家庭に配慮した環境づくりが必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども・若者は次の時代を担うかけがえのない存在であるとともに、将来の彦根市に新たな活力を生み出す非常に大切な存在です。

しかし、少子化や核家族化、就労環境などめまぐるしく変化する現代社会においては、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子ども・若者の健全な育成に少なからず影響を与えています。そのような中で、子ども・若者が健やかに成長できるためには、これまで以上に、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校、事業所などが子ども・若者の視点に立ち、その権利を十分尊重した上で、子ども・若者を支える社会を構築していく必要があります。

そのためには、子ども・若者が地域において、いきいきとした生活を送ることができ、また、その可能性や創造性を育み、次の時代をよりよく切り開いていけるよう、子ども・若者の「育ち」を地域全体で支援していかなければなりません。

本市においては、本計画の前身にあたる「子どもきらめき未来プラン（彦根市次世代育成支援行動計画 後期計画）」において、子どもや親が元気であるために、家庭を取り巻く地域の人々もまた元気に子育て支援に参加し、お互いに協力し合うことが重要であると考え、「子ども親も地域も元気！ 子育ての輪を広げるまちづくり」を基本理念として掲げました。

本計画においても、子ども・若者、また、子ども・若者を取り巻くすべての人が、元気に子ども・若者の支援に参加し、お互いにつながり、協力し合いながら、ともに「育ち・育てる」環境をより一層充実していくため、以下の基本理念を掲げます。

子ども・若者の元気を応援するまち ひこね

2. 基本視点

子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

- すべての子ども・若者の「最善の利益」が実現されるよう、家庭や地域、学校など、あらゆる分野に関わる人々が、子どもや子育て中の保護者、若者の気持ちに寄り添い、支えることができる社会環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を包括的に支援するネットワークを構築します。

子ども・若者の育ちに応じた支援

- 子どもの発達と学びの連続性をもたせ、ライフステージに応じた支援を展開するとともに、子どもや子育て家庭、若者に関する情報提供や相談支援の充実に向けて、相談窓口の活用促進や地域子育て支援拠点の機能強化、若者の自立に向けた支援を行います。

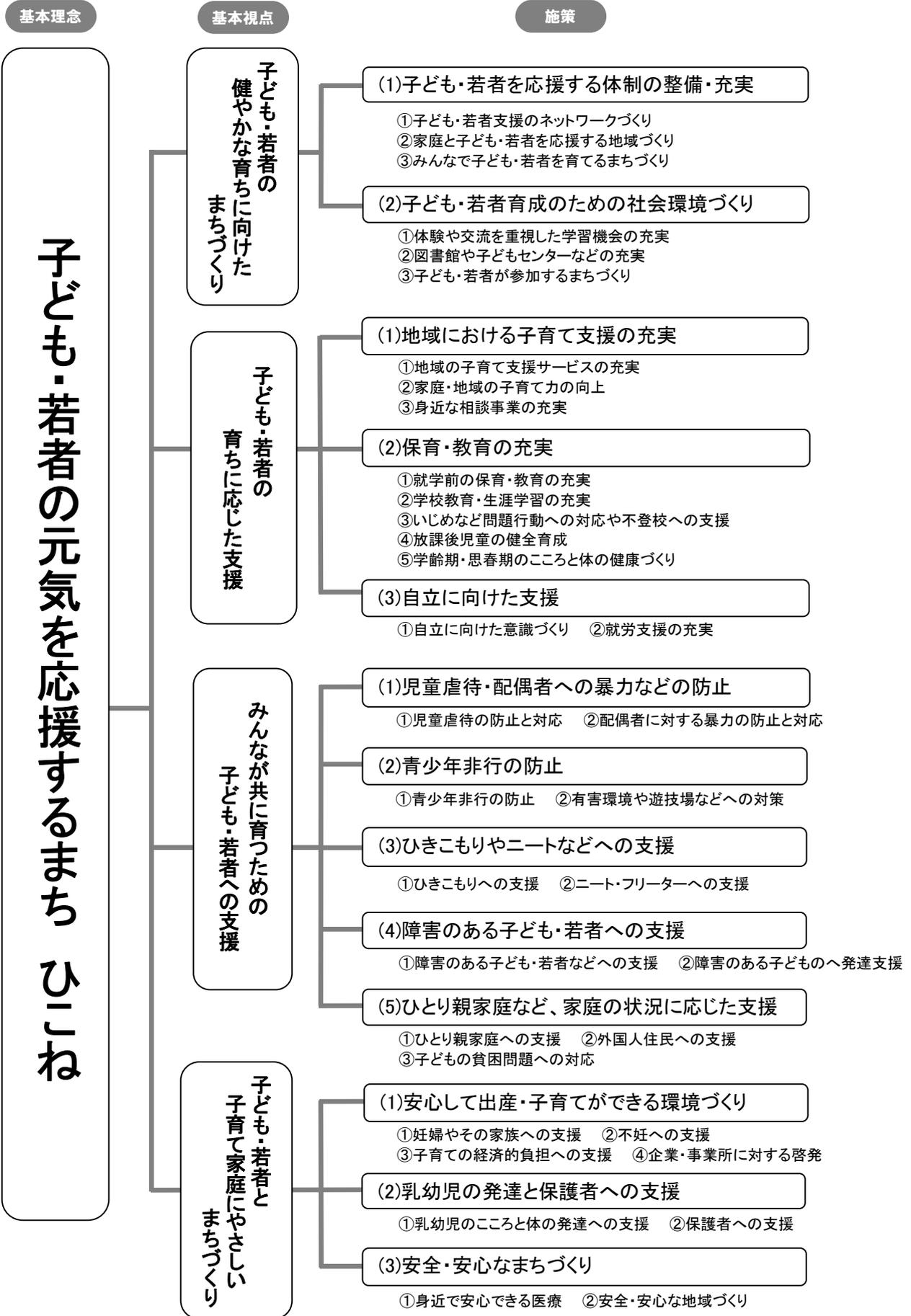
みんなが共に育つための子ども・若者への支援

- 子ども・若者の視点に立ち、児童虐待や子どもの貧困、ひとり親家庭への支援、障害のある子ども・若者やその家庭への支援など、特別な支援や社会的に援助が必要な子ども・子育て家庭などに対して、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。また、成長過程においてニートやひきこもり、生活困窮などに陥った若者に対しても、年齢によって異なる不安や悩みに対して、相談をはじめ、柔軟に対応できる支援を充実します。

子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

- 子ども・若者の健やかな育ちに向け、福祉・保健・医療の関係機関などと連携を図り、母子保健サービスの充実を図るとともに、身近で安心して出産や養育ができる環境の整備を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や子ども・若者が安全に過ごせる地域づくりを進めるなど、子ども・若者、子育て家庭に配慮したまちづくりを行います。

3. 施策体系



第4章 施策の展開

1. 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

すべての子ども・若者の「最善の利益」が実現されるよう、家庭や地域、学校など、あらゆる分野に関わる人々が、子どもや子育て中の保護者、若者の気持ちに寄り添い、支えることができる社会環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を包括的に支援するネットワークを構築します。

(1) 子ども・若者を応援する体制の整備・充実

①子ども・若者支援のネットワークづくり

施策	内容	主な取組主体
【1】 市民活動の ネットワーク化	子育て情報の共有化、共通理解、課題解決に向けた連絡調整を行うため、「子育て支援関係機関連絡調整会議」を開催し、円滑な事業推進を行うとともに、市民活動のネットワーク化を図ります。	子ども未来室
【2】 青少年の健全育成 に関わるネットワ ークの充実	青少年育成市民会議や各学区（地区）青少年育成協議会が関係機関・団体との連携を図りながら、地域住民と共に豊かな心をはぐくむ家庭づくりや地域における青少年の健全育成など、青少年にふさわしい環境づくりに向け運動を展開します。	子ども青少年課
【3】 子ども・若者支援 ネットワークの 整備	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対して、すでにある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、子ども・若者を育成するため、彦根市内の関係機関や各種団体が持つ知識や技能を活かした「（仮称）彦根市子ども・若者支援ネットワーク」を整備します。	子ども青少年課
【4】 （仮称）彦根市子 ども・若者支援セ ンターの設置	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の育成に取り組めるよう、「（仮称）彦根市子ども・若者支援センター（※P45 イメージ図参照）」を設置します。	子ども青少年課
【5】 プログラムの構築 と提供体制	仕事の技術習得やボランティア活動、職場見学・体験など、一人ひとりのニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服する適切なプログラムを構築します。	子ども青少年課

②家庭と子ども・若者を応援する地域づくり

施策	内容	主な取組主体
【6】 身近な地域での 声かけの促進	健やかな子ども・若者の育成を地域全体で支援するという視点から、地区の主任児童委員と民生委員児童委員が相談に応じます。また、身近な地域でのあいさつや声かけなどを促進します。	社会福祉課
【7】 民生委員児童委員 の活動への支援	民生委員児童委員に対して、子ども・若者育成支援に関する研修の充実を図ります。また、主任児童委員については、子ども・若者育成支援における市民のリーダー的存在として力を発揮してもらえるよう、研修、活動への支援を一層進めます。	社会福祉課
【8】 家庭の孤立化防止 への支援	子ども・若者、子育て家庭の孤立化を防止するため、民生委員児童委員など地域の関係団体・グループと連携を密にして個別訪問など子ども・若者支援活動を実施します。	社会福祉課 子ども青少年課 健康推進課

③みんなで子ども・若者を育てるまちづくり

施策	内容	主な取組主体
【9】 ともに関わり、 支えるまちづくり	子育てを応援するサービスの提供や地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく仕組みづくりをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう気運を盛り上げます。また、子ども・若者のこころの健康の維持・増進に努め、自殺予防などに取り組みます。	子育て支援課 子ども未来室 子ども青少年課 障害福祉課 健康推進課
【10】 各種団体への研修 などの支援、連携	青少年育成市民会議・PTA・子ども会指導者連合会など、子ども・若者支援に関わる各種団体に対して、研修、活動への支援を一層進めるとともに、連携強化を進めます。	子ども未来室 子ども青少年課 生涯学習課
【11】 子ども・若者を 支える人材の育成	子ども・若者のスポーツ活動や文化活動など様々な地域での活動を活発にするため、指導者や関係団体などの育成を推進します。	子ども未来室 子ども青少年課 生涯学習課 保健体育課
【12】 各種サークル活動 やNPOなどへの 支援	子育てサークルなど、自発的な交流・学習活動のニーズに合った支援を行い、組織や活動を支援します。また、これらの活動が広く地域に広まり、安定的な活動を継続するようNPOなどへの支援に努めます。	まちづくり推進室 子ども未来室
【13】 家庭づくりの推進	毎月第3日曜日の「家庭の日」を「家族ふれあいサンデー」と位置づけ、親子がともに過ごせる時間を確保し、対話やふれあいの中で、家族の一員としての役割意識や責任感を育てる機会をできるだけ多く持てるよう啓発します。	子ども青少年課

施策	内容	主な取組主体
【14】 男女共同参画の啓発	男女共同参画の理念を浸透させるため、市民啓発の拠点施設である男女共同参画センターウィズでは女性が社会進出するための様々な講座の開催や、「広報ひこね」「かけはし」「FMひこね」などあらゆる情報媒体を通じた情報提供を行います。また、男女共同参画地域推進員による出前講座では、ワーク・ライフ・バランスやまちづくり、ハラスメント、防災などを切り口に、性別役割分担意識の払拭をアピールするなど若者にも啓発を行います。	人権政策課
【15】 ボランティアの発掘や活用	地域に根付いた子ども・若者支援活動の機会を構築し、「地域の子ども・若者は地域全体で育てる」という意識を醸成します。また、地域ボランティアの発掘と、それらを必要としている市民・団体への連絡調整を充実します。	子ども青少年課 子ども未来室
【16】 生涯学習の場における教育	青少年育成市民会議が推進している「あいさつ運動」や地域行事を通して青少年の人間性や社会性を育むため、生涯学習の観点から様々な機会において、教育を行います。	子ども青少年課
【17】 家庭・地域・学校の連携強化と市民への啓発	家庭・地域・学校がそれぞれの機能を十分発揮しながら、お互いに連携を図るため、「青少年健全育成フォーラム」などの研修を開催するとともに、街頭啓発や広報活動を行い啓発に努めます。	子ども青少年課

(2) 子ども・若者育成のための社会環境づくり

①体験や交流を重視した学習機会の充実

施策	内容	主な取組主体
【18】 子ども・若者リーダーの育成	子ども・若者が、自然体験活動や奉仕活動などの様々な活動を通して、社会に積極的に参加できる機会を提供し、子ども・若者のリーダーを育成します。	生涯学習課
【19】 障害のある人や障害への理解を深める教育の推進	障害のある人や障害への理解を深めるために、学校などにおいて障害福祉の教育が実施され、促進されるよう、講師の選定ができるような障害者団体などに関する情報や、体験ができる障害福祉事業所の情報の提供や、車いすの貸出しなどを行います。	障害福祉課
【20】 自然体験学習の推進	びわ湖岸や河川、里山の多様な動植物にふれる自然体験学習を推進し、本市の自然環境の保全を担う未来の人材を育成します。	荒神山自然の家 学校教育課 生涯学習課

施策	内容	主な取組主体
【21】 食育の推進	「ひこね元気計画21（第2次）」に基づき、健康教室や保育所・幼稚園、学校を通じて保護者や子ども自身に対し食育を推進します。また、子どもが調理などの生活体験や農業体験などを通じ、食に関して学ぶ機会を提供し、関係者が互いに連携しながら取組を進め、地域や家庭などで実践につながることをめざします。	子育て支援課 健康推進課 農林水産課 保健体育課
【22】 歴史文化にふれる 学習の推進	城下町や宿場町などを礎に発展してきた本市の歴史や育まれた文化への理解を深め、小・中学生を対象に「直弼かるた」や「能舞台」、館所蔵の美術作品などを活用した体験学習などを促進します。	彦根城博物館
【23】 地域子ども教室の 推進	子ども・若者を社会全体で育む環境を醸成するため、地域の活動団体との連携を深めるとともに、地域人材を指導者とした「地域子ども教室」の拡大充実を図ります。	生涯学習課
【24】 スポーツ大会など の機会の充実	近年の青少年は体力低下傾向にあることから、スポーツ・レクリエーション大会、学区スポーツ大会、スポーツ教室などに、子どもたちが気軽に参加できるよう、機会の充実を図ります。	保健体育課 市民体育センター
【25】 文化芸術にふれる 機会の充実	子ども・若者が文化・芸術を発表する機会や上質な芸術にふれあう機会の充実を図り、未来の彦根の文化芸術活動をリードできる人材を育成します。	文化振興室

②図書館や子どもセンターなどの充実

施策	内容	主な取組主体
【26】 図書館や地域文庫 の充実	保護者や子ども・若者の生涯学習の拠点施設である図書館で、様々な学習ニーズに対応し、図書館に対するニーズの高度化・多様化にこたえるため、資料と専門職員の充実を図るとともに、湖東定住自立圏構想と連動しながら、図書館サービスのレベルアップを図ります。また、図書館から遠い地域や子どもたちに本を読む楽しさを伝えるため、たちばな号による図書の貸出を行うとともに、地域こども文庫・地域親子文庫を設置し、充実を図ります。	図書館
【27】 子どもセンターの 充実	子どもセンターにおいて、子どもたちが荒神山の豊かな自然の中で活発に遊び、学べるよう、遊具や設備の充実、天文関係の講座や自然科学教室、工作教室、将棋教室などの学習機会の提供に努めます。また、これらによって、異年齢の交流を促し、子どもたちの社会性や創造性を育みます。	子どもセンター

施策	内容	主な取組主体
【28】 児童館の充実	地域の児童福祉の拠点施設として市民の多様な活動を支援するとともに、様々な活動ニーズに応えるための施設の整備・充実を図ります。また、子ども向け講座の開催など、事業の充実に努めます。	子ども未来室 東山児童館
【29】 児童遊園・公園の充実	児童遊園などの各地区の公園・広場については、地区住民の意向や要望を聞きながら、住民が主体となって管理できるよう連携と協力体制の確立、維持管理に努めます。	子ども青少年課 都市計画課
【30】 地域総合センターの充実	各種子育て支援事業や相談業務などを通じて、子育て家庭の交流や親子のふれあいを促進するなど、地域総合センターの設備や事業の充実に努めます。	人権・福祉交流会館 東山会館
【31】 公民館の充実	公民館については、生涯学習の拠点施設として市民の多様な活動を支援するとともに、様々な活動ニーズに応えるための施設の整備・充実を図ります。また、子ども・若者向け講座の開催、公民館活動事業の充実に努めます。	生涯学習課

③子ども・若者が参加するまちづくり

施策	内容	主な取組主体
【32】 中学生広場の開催	市内の中学生が抱えている思いや願いに共感し、自分自身を見つめ直す機会として、「中学生広場」を開催します。また、中学生自身が実行委員として企画運営します。	生涯学習課
【33】 地域貢献活動の推進	子ども・若者たちが地域の行事や祭などに積極的に参加するよう呼びかけます。さらに、中学校においては、「中学生地域貢献プロジェクト」として、学校が地域の各自治会と連携を図り、中学生が地域の方々とふれあいながら活動し、地域に貢献する取り組みを推進します。	子ども青少年課 学校教育課
【34】 子どもフェスティバルの開催	子ども・若者の自由な発想や自主的な行動力を育成し、大人の関わり方（待つことと見守ることの重要性）を見直し、子ども・若者自らが企画運営に携わって創造性や企画力を身に付けるため、子どもフェスティバルを開催します。	子どもセンター

2. 子ども・若者の育ちに応じた支援

子どもの発達と学びの連続性をもたせ、ライフステージに応じた支援を展開するとともに、子どもや子育て家庭、若者に関する情報提供や相談支援の充実に向けて、相談窓口の活用の促進や地域子育て支援拠点の機能強化、若者の自立に向けた支援を行います。

(1) 地域における子育て支援の充実

①地域の子育て支援サービスの充実

施策	内容	主な取組主体
【35】 市民活動や施設の情報収集と広報	子育てサークルや民生委員児童委員、NPOなどの市民活動に関する情報や子どもに係る施設などの情報を収集し、一元化した上で、インターネット、「子育てガイドブック」、子育て情報チラシ「ほけっと」などで提供します。	子ども未来室
【36】 情報提供窓口の充実	子育てに関する相談や施設・サービスの紹介、情報提供を行う窓口の充実などにより、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行います。	子育て支援課 子ども未来室
【37】 地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センター事業として、子どもセンターを活動拠点とし、各種子育て支援事業、相談業務、ひろば事業の開催を通じて子育て家庭の交流と親子のふれあいを促進し、子育て家庭の孤立の防止を図ります。	子ども未来室
【38】 親子の交流の場づくり	子どもセンターの「きらきらひろば」や東山児童館の「チャチャひろば」、ウィズの「さくらひろば」など、親子のふれあう機会を創出します。	子ども未来室
【39】 就学前の子どもの健やかな体づくり	体操教室を開催し、いろいろな運動遊びやリズム体操などをとおして親子のスキンシップを図るとともに、健やかな体づくりを行います。	市民体育センター
【40】 園庭開放など保育所・幼稚園の支援	保育所・幼稚園の園庭などの施設を開放することにより、親子が気軽に遊びに来て子育てを楽しく学びながら交流できるよう図ります。	子育て支援課
【41】 病児・病後児保育	病気またはその回復期にあるため、集団保育などが困難な児童を一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	子育て支援課
【42】 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	緊急的な児童の保護や宿泊を伴う保育のニーズに対応するため、ショートステイ事業の充実を図ります。	子ども青少年課

②家庭・地域の子育て力の向上

施策	内容	主な取組主体
【43】 子育て講座の開催	家庭で子育てをする保護者を対象に、子どもの発達、救急救命や食育などのニーズに応じた内容を取上げ、子育てに関する講座を開催します。	子ども未来室
【44】 家庭教育の支援	子どもが人間性や社会性を身に付けられるよう、また、保護者同士が交流しながら子育てを学べるように、各地区公民館において「すくすく教室」「のびのび教室」などを開催して家庭教育支援を行います。	子ども未来室
【45】 絵本の読み聞かせによる親子のふれあい	ブックスタート事業を4か月・10か月の乳幼児健康診査に合わせて実施するとともに、スキルアップ講座の研修を経て、読み聞かせボランティアの育成を図ります。また、親子のふれあいのため、各家庭での読み聞かせを促すことで、親子のふれあいの機会を醸成します。	子ども未来室
【46】 ファミリー・サポート・センターの充実	サービス内容や利用方法などについて周知を図り、会員数の一層の増加を促進します。また、市民ニーズに応えるため、会員活動や会員のための研修を支援します。	子育て支援課

③身近な相談事業の充実

施策	内容	主な取組主体
【47】 身近な場所での相談体制の充実	保護者にとって身近な保育所・幼稚園などで、子育てに関する相談が気軽にできるように努めるとともに、福祉センターなどで関係機関との連絡調整を行い、保育所・幼稚園や子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じて相談・助言を行います。	子育て支援課
【48】 虐待相談など、多様な相談への対応	児童虐待相談を含む多様な相談に対し、きめ細かな対応を図るため、地域子育て支援センター、子育てHOTライン、家庭児童相談室などにおいて、専門職による身近な相談体制の充実を図ります。また、障害のある子どもが関係する虐待相談に関しては、保護者への支援を主体として虐待防止の対応をします。	子ども青少年課 子ども未来室 障害福祉課 健康推進課
【49】 地域での子育て支援	子育てに関する不安に適切に対応するため、相談窓口を充実するなど関係機関や地域との連携を強化します。また、子育てを地域全体で支えるため、地域住民や民生委員児童委員、学校、心理カウンセラーなどとの連携を図るなど、子育て支援活動を促進します。	子ども青少年課
【50】 子育て経験者・サポーターによる支援の充実	自らの経験を活かし、子どもとのふれあいや子育てに関するサポートを行える人材を育成し、市民協働による子育て支援を行います。	子ども未来室

(2) 保育・教育の充実

①就学前の保育・教育の充実

施策	内容	主な取組主体
【51】 保育・教育の 共通カリキュラム の作成	保育所や幼稚園など、どこに在籍していても質の高い保育・教育が受けられるよう、就学前の保育・教育の基本指針となる共通のカリキュラムを策定します。	子育て支援課
【52】 保育・教育の充実	保育所保育指針、幼稚園教育要領などの指針に基づき、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性、体力が育まれるよう、就学前の保育・教育を充実します。	子育て支援課
【53】 小学校との連携	小学生における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保育所・幼稚園と小学校との連携を推進します。	子育て支援課
【54】 人権保育・教育の 推進	保育所・幼稚園において、人権を大切にする心を育てる保育・教育の実践を推進します。	子育て支援課 人権教育課
【55】 保育士・幼稚園教 諭の人材確保	「保育所フェア」や「職場体験」を開催し、保育士などをめざす人の掘り起しや、再就職に向けた支援を行うとともに、働き続けられるように、処遇の改善に努め、人材確保を図ります。	子育て支援課
【56】 認定こども園の 整備	公立保育所・幼稚園の施設整備計画を策定し、老朽化に伴う整備更新や、待機児童対策としての増築に併せて、認定こども園として整備します。また、民間保育所や私立幼稚園の認定こども園への移行を支援します。	子育て支援課
【57】 待機児童対策とし ての保育所整備	待機児童の解消のため、民間保育所の増築などの施設整備を支援します。	子育て支援課
【58】 公立幼稚園の保育 時間の拡大と預か り広場の充実	水曜日に午後保育を実施し、保育時間を拡大するとともに、緊急時や短時間の就労などにより、延長保育が必要な保護者のニーズに対応するため、預かり広場の開設日数・開設時間を拡大します。	子育て支援課
【59】 一時預かり事業の 充実（保育所）	緊急時や短時間の就労などにより、一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の実施保育所数をさらに増やします。	子育て支援課
【60】 保育所・幼稚園の 安全管理体制の 強化	保育所・幼稚園の安全管理体制の強化や、職員への防犯意識の向上を図ります。また、子どもに対しても、防犯・防災の意識を育てるとともに、不審者や自然災害を想定した避難訓練を行います。	子育て支援課

②学校教育・生涯学習の充実

施策	内容	主な取組主体
【61】 未来を創る力の育成	国際化が進み、多文化共生が一層求められるこれからの社会において必要となる、対人関係能力や課題解決能力を育成するため、国際理解教育や英語教育、多文化共生教育の充実を図ります。	学校教育課
【62】 確かな学力・体力を育む教育の充実	知・徳・体のバランスのとれた学力・体力向上の推進や、学校支援員の配置、読書活動の支援など、確かな学力・体力を育む教育の充実を図ります。	学校教育課 保健体育課
【63】 子ども読書活動の推進	子どもの読書環境の整備、読書活動への支援を図ります。	学校教育課
【64】 福祉教育の推進・充実	小・中学校において、関係所属や団体との連携を図りながら、福祉教育・学習を推進します。	学校教育課 障害福祉課
【65】 教職員の連携・研修や情報交換	教育指導の方法・内容の改善策などの教育現場の問題解決に対し、教職員が互いの連携のもとに速やかに取り組めるよう、研修機会の充実や情報交換の場づくりを進めます。	学校教育課 教育研究所
【66】 家庭・地域への啓発と連携	子どもの健やかな成長を願い作成した「彦根教育 学びの提言 ひこねっこ学びの6か条 [い・い・な・お・す・け]」を家庭・地域に啓発します。	学校教育課
【67】 人権教育の推進	子どもたちが将来、人権尊重の実践的態度を備えた市民として十分な役割を果たせるように、人権教育を推進します。	人権教育課
【68】 学校支援地域本部事業の推進	家庭・地域・学校の連携による教育活動を支援します。支援活動を通じた地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
【69】 サイエンスプロジェクトの推進	地域に根付いた科学教育などの環境を提供し、理科に対する児童生徒の興味・関心を高めるとともに、それを支える指導者等の支援などを行います。	生涯学習課
【70】 学校での安全管理体制の強化	小・中学校の安全管理体制の強化や、職員への防犯意識の向上を図ります。また、子どもに対しても、防犯・防災意識の指導や、不審者や自然災害を想定した避難訓練を行います。	保健体育課

③いじめなど問題行動への対応や不登校への支援

施策	内容	主な取組主体
【71】 身近で多様な 相談体制の充実	子育てに悩む保護者の不安に應えるため、「ともづな教育相談」を充実させるとともに、保護者や子ども自身からの悩みの相談に対応できるよう、電話相談の開設および専門的人材の各学校への訪問体制の拡充を図ります。さらに、教育相談体制の充実を図るとともに滋賀県の電話相談「こころんだいやる」の活用や子ども家庭相談センターなど関係機関との連携を強化します。	教育研究所
【72】 支援が必要な 児童生徒への対応	不登校をはじめとする様々な学校不適応問題に対応するため、家庭・関係機関との連携のもとに各学校のきめ細かな教育相談事業の充実を図ります。	学校教育課 教育研究所
【73】 いじめなど 問題行動の防止	いじめなど問題行動の未然防止・早期発見・適切対応を行います。	学校教育課
【74】 ケースの 早期発見・対応	学校や地域において、児童虐待やいじめなどのケースの早期発見を支援するとともに、それを適切な対応に結びつけられるよう体制の充実を図ります。	子ども青少年課 学校教育課
【75】 不登校への支援	不登校の兆候に対して適切に対応できるよう、学校における指導体制と、家庭や地域、関係機関との協力体制を確立します。また、学校生活などについて児童生徒が相談しやすい環境を整備し、相談・指導体制の充実を図ります。	子ども青少年課 学校教育課 教育研究所
【76】 適応力の向上と 学校復帰への支援	学校に行きたくても行けない小・中学生を対象に、心の安定や生活への適応力向上を援助し、学校復帰をめざします。	教育研究所
【77】 教職員の資質や 専門性の向上	学校においていじめや不登校などの状況に適切に対応できるよう、教職員の情報交換の場づくりや研修の充実に努めます。	学校教育課 教育研究所

④放課後児童の健全育成

施策	内容	主な取組主体
【78】 放課後児童の 居場所づくり	保護者のニーズの多様化や放課後児童の健全育成などを踏まえ、放課後児童対策の在り方など、「放課後子ども教室」また、「放課後子ども総合プラン」の実施に向けて検討を行います。	生涯学習課
【79】 放課後児童クラブ の内容充実	対象学年の拡大や時間延長を運営主体や実施方策、体制や費用負担などを加味しながら総合的な視点から検討し、内容の充実に努めます。	生涯学習課

施策	内容	主な取組主体
【80】 放課後児童クラブ 指導員の資質の向上と人材確保	保育士資格や教員免許など専門資格を持つ指導員の確保に努めるとともに、個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるよう、指導員の資質を向上するため、各種研修を実施します。また、指導員の処遇の改善に努め、人材確保を図ります。	生涯学習課
【81】 放課後児童クラブ の施設の充実	利用が増加している小学校区において、空き教室の活用などを図りつつ、専用室の増設や設備の充実を進め、困難な場合は専用棟の整備を図ります。	生涯学習課
【82】 放課後児童クラブ の安全管理体制の強化	放課後児童クラブの安全管理体制の強化や、指導員への防犯意識の向上を図ります。また、子どもに対しても、防犯・防災意識の指導や、不審者や自然災害を想定した避難訓練を行います。	生涯学習課

⑤学齢期・思春期のころと体の健康づくり

施策	内容	主な取組主体
【83】 こどもすこやか 21の周知・啓発	規則正しい生活習慣への啓発を行うとともに、子どもたちの健康づくりのための指標を定め、計画的に取り組みます。	保健体育課
【84】 性に関する指導と 知識の普及	生命の大切さなどを含めた、体系的な性に関する指導を学校において推進します。また、避妊や性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	保健体育課
【85】 健康管理と 生活習慣指導	養護教諭と保健師などとの連携体制を確立し、学校保健の充実を図るとともに、子ども自身が健康の増進を図るため、栄養や運動、生活リズムに関する教育を進めます。	健康推進課 保健体育課
【86】 喫煙・飲酒・薬物 対策	タバコやアルコールの害についての教育を強化します。また、覚醒剤や薬物乱用の害についての指導を徹底強化します。	健康推進課 保健体育課

(3) 自立に向けた支援

①自立に向けた意識づくり

施策	内容	主な取組主体
【87】 職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するために職業体験を積極的に推進します。	学校教育課
【88】 社会参画の促進	若者が社会との関わり方について、目的意識をしっかりと持ち、社会人・職業人として自立していくことができるよう、社会参画の促進を図ります。	生涯学習課

施策	内容	主な取組主体
【89】 自立に困難を有する子ども・若者の包括的な支援体制の充実	すでにある多様な相談支援体制を充実するとともに、相互に事例を検討できる包括的な支援のネットワークづくりによって、自立に困難を有する子ども・若者一人ひとりの状況に即した対応を行います。	子ども青少年課 障害福祉課 発達支援室 学校教育課
【90】 社会とのつながりの創出	自立に困難を有する若者が、自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も得ながら、自主・自立性や社会性を獲得する機会を提供します。また、こうした取り組みを通して、若者の自立を支援する団体のネットワークづくりを推進します。	子ども青少年課
【91】 国際理解や多文化共生を学ぶ機会の創出	若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。	人権政策課

②就労支援の充実

施策	内容	主な取組主体
【92】 職業に関する知識、技能の育成	ものづくり人材を育成するため、優秀な若い技能者の技能を評価することを通して、若い技能者の技能研鑽への意欲を向上させ、社会における技能を尊重する気運を盛り上げます。	商工課
【93】 就労支援の充実	ヤングジョブセンター滋賀（彦根相談コーナー）と連携して、就職に関する相談や求人情報の提供などにより、自立に困難を有する若者の就職を支援します。	子ども青少年課
【94】 制度普及に向けた国への要望	育児休業制度などが事業主や就労者に一層普及・定着し、出産や子育てと継続的な就労が両立するよう、必要に応じて国に啓発の取組や制度の内容を充実させるよう、要望します。	人権政策課
【95】 技能取得など、就業・再就職に向けた支援	就業あるいは再就職に向け技能取得を考えている子どもの保護者や若者に対し、資格や技能取得に向けた支援の充実を図ります。また、子育て家庭の就労支援育児が一段落した後などに、就業、再就職や起業を希望する人に対し、セミナーの開催等の情報提供を行います。	子育て支援課 商工課

3. みんなが共に育つための子ども・若者への支援

子ども・若者の視点に立ち、児童虐待や子どもの貧困、ひとり親家庭への支援、障害のある子ども・若者やその家庭への支援など、社会的に援助が必要な子ども・子育て家庭などに対して、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。また、成長過程においてニートやひきこもり、生活困窮などに陥った若者に対しても、年齢によって異なる不安や悩みに対して、相談をはじめ、柔軟に対応できる支援を充実します。

(1) 児童虐待・配偶者への暴力などの防止

①児童虐待の防止と対応

施策	内容	主な取組主体
【96】 相談窓口の 情報提供	虐待の防止・発見について広く市民に理解と協力を求めています。また、保護者が家庭や子育ての不安や悩みからくるストレスをためこみ、児童虐待につながるようなことがないよう相談窓口の情報提供を充実します。	子ども青少年課
【97】 相談・対応体制の 充実	子どもへの虐待、育児放棄など問題を抱える家庭への訪問による相談を行うとともに、相談を適切な対応に結びつけるために、プライバシーの保護に配慮しながら、地域や関係機関・関係者による要保護児童対策地域協議会のより一層の充実を図ります。また、育児不安を抱える保護者に対して、保健師などの専門職による相談や訪問指導を行うことにより、虐待予防に努めます。	子ども青少年課 健康推進課
【98】 子どもの権利につ いての啓発	子どもの権利について、「広報ひこね」をはじめ各種広報媒体、広報機会を通じて多様な啓発活動を推進します。	人権政策課 子ども青少年課

②配偶者に対する暴力の防止と対応

施策	内容	主な取組主体
【99】 相談・対応体制の 充実	家庭児童相談や、ウィズの「こころの悩み相談」においてドメスティック・バイオレンス（DV）の相談を受け付けます。また、被害者保護などにかかわる関係各機関の体制充実と連携強化を図ります。	人権政策課 子ども青少年課
【100】 市民への啓発	DVの根絶に向けた市民啓発を行います。	人権政策課 子ども青少年課

(2) 青少年非行の防止

①青少年非行の防止

施策	内容	主な取組主体
【101】 非行防止活動の 充実	少年センターを中心に、地域、学校、警察など関係機関が一体となって地域合同補導、街頭補導などの補導活動、電話相談、メール相談などの相談活動、街頭啓発、非行防止教室などの啓発活動を行い、非行に走る青少年に初期の段階で、必要な注意、助言、指導などを行うことにより、青少年の健全育成・非行防止を推進します。	学校教育課 少年センター
【102】 立ち直り支援活動 の充実	非行を起こす可能性のある青少年や、非行や犯罪を犯してしまった青少年の立ち直りを支援するため、青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」において、個別指導で就職・就学などの支援を実施するとともに、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。	少年センター
【103】 家庭や地域への 啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを踏まえて見守ることができるよう啓発します。	子ども青少年課 少年センター
【104】 事業所などとの 連携	健全な青少年を育成するため、事業所などと連携して、「青少年健全育成に協力する店」のステッカーの掲示依頼や見守り活動などに取り組みます。	子ども青少年課

②有害環境や遊技場などへの対策

施策	内容	主な取組主体
【105】 携帯端末などへの 対策	携帯端末などの使用についての教育を行い、有害サイトなどの危険性を周知させます。さらに携帯端末などによる中傷、いじめなどの行為の防止・対応を図ります。	子ども青少年課 学校教育課
【106】 遊技場などへの 対策	学校や地域、関係機関と連携し、カラオケルーム・ゲームセンターなどにおいて子どもを見守り、パチンコ店などへ出入りしないよう指導するなど、非行防止を図るためのパトロールや指導および事業所への啓発に努めます。	子ども青少年課 少年センター
【107】 有害図書などの 販売についての 自主規制	市内の書店、コンビニエンスストアなどに対し、有害図書を子どもに「見せない、買わせない、触れさせない」ことを目的に協力を要請します。	子ども青少年課 少年センター
【108】 有害図書などの 回収	有害図書などを家庭に持ち帰らないよう、鉄道の駅に設置してある白ポストにおいて、回収を行うとともに、有害なビラの配布防止や看板の設置防止に取り組みます。	子ども青少年課

(3) ひきこもりやニートなどへの支援

①ひきこもりへの支援

施策	内容	主な取組主体
【109】 家族や関係者に対する相談・助言	ひきこもりやその傾向のある若者や家族に対して、専門職員による相談・助言を行います。	子ども青少年課 障害福祉課
【110】 社会復帰のための支援	対人関係能力の向上をサポートし、社会復帰のための支援に努めます。	子ども青少年課 障害福祉課
【111】 子ども・若者の居場所づくり	ひきこもりの子ども・若者が集う場を設け、自己と向き合い、社会的な参加が可能となった若者に就労・就学を通じた自立の機会を支援します。また、関係機関が連携し、チームで支援できる体制づくりなど、本人の居場所づくりを検討します。	子ども青少年課 少年センター
【112】 ひきこもりやニートへの支援	ひきこもりやニートと呼ばれる問題を抱えた若者に対しては、青少年立ち直りセンター「あすくる彦根」による個別支援に加え、ソーシャルスキルの向上や就学・就職に向けた相談、訪問、交流機会、社会参画への取組を含めたより多くの部局や機関が加わった支援体制を検討します。また、小・中学校での不登校を背景に引きこもりの状態が続く若者に対しては、教育機関と連携した少年期からの継続的な支援を行います。	子ども青少年課 障害福祉課 発達支援室 少年センター

②ニート・フリーターへの支援

施策	内容	主な取組主体
【113】 就業などに向けた支援	働く意欲を養い、職業能力の向上を図るとともに、短期的な就労や社会体験を積み重ねながら、正規の就業や社会への参画が可能となるよう誘導します。	子ども青少年課
【114】 職場適応と定着化の促進	学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう若者の割合は、依然高い状況にあることから、相談活動を充実し、就職後の職場定着支援を進めます。	子ども青少年課
【115】 高校との連携	進路の決まっていない高校中退者などに対して、早期の支援が実施できるよう、高校から「滋賀県地域若者サポートステーション（彦根サテライト）」への円滑な誘導や、(仮称)彦根市子ども・若者支援センターが必要に応じて自宅などへの訪問支援（アウトリーチ）を行うなど、ニート状態になることの未然防止を図ります。	子ども青少年課

(4) 障害のある子ども・若者への支援

①障害のある子ども・若者などへの支援

施策	内容	主な取組主体
【116】 相談・支援体制の 充実	障害のある子ども・若者、その家族の相談は、障害の内容によっては、重層的で多岐になることもあるので、専門職による相談に加え、関係機関と連携するなど、相談・支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
【117】 発達障害のある子 ども・若者への支援	発達障害のある子ども・若者、その家族に対して、早期に医療、保健、福祉、教育および労働などの関係機関が連携して、その特性に応じた支援を行います。	発達支援室
【118】 障害のある子ども ・若者の社会参加 への支援	障害のある子ども・若者が、社会に参加し、いきいきと暮らせるよう、様々な就労や社会参加のための支援、日中活動の場の提供、コミュニケーション支援、外出のための移動支援や相談支援などのサービスを提供します。	障害福祉課

②障害のある子どもへの発達支援

施策	内容	主な取組主体
【119】 早期療育の推進	障害のある子どもに対するサービスの充実と、保護者の障害に対する理解を深められるような相談・支援体制を充実させます。	子ども療育センター
【120】 障害児保育の充実	障害のある子どもの保育を充実するために、職員の資質の向上や保育士の配置などの体制整備を行うとともに、障害児保育を行うための保育環境の充実を図ります。	子育て支援課
【121】 特別支援教育の 推進	将来の自立した生活と社会参加の実現には、障害の種別や程度に応じた適切で一貫した教育を受けられることが重要であることから、相談・指導を充実させ、進路などに関して学校・関係機関などの連携を強化します。	子育て支援課 学校教育課
【122】 成長に応じた支援 の持続的提供	療育相談や精神発達相談、子育て教室などの相談体制の充実を図るとともに、専門的な支援ができる職員の確保に努めます。また、関係機関が連携してサービスの調を行い、成長に応じた生活支援などの持続的な提供を進めます。	子育て支援課 障害福祉課 発達支援室 子ども療育センター 健康推進課 学校教育課
【123】 放課後や余暇活動 の充実	障害のある子どもの学校休暇中や放課後における生活や活動の場を提供する、放課後等デイサービスや日中一時支援事業など各種サービスの充実に努めます。	障害福祉課

(5) ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援

①ひとり親家庭への支援

施策	内容	主な取組主体
【124】 相談体制の充実	ひとり親家庭への相談や援助体制の充実を図るとともに、福祉資金貸付などの支援制度に関する情報を提供します。	子育て支援課
【125】 高等技能訓練などの利用促進	看護師などの専門資格の取得を目的とし、養成機関でカリキュラムを受講する場合に、一定期間生活資金を支給するなど、経済的自立に向けて、就労支援を行います。	子育て支援課
【126】 自立支援プログラムの策定	就労に対して意欲のある母・父を対象に、個々の状況、ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定し、ハローワークなどと一体となり、就業までのサポートをします。	子育て支援課
【127】 利用負担の軽減	子育て支援事業の利用負担に対して、軽減に向けた取り組みを行います。	子育て支援課
【128】 住宅セーフティネットの充実	ひとり親家庭への住宅供給を行うことで、住宅セーフティネットとして充実に努めます。	建築住宅課

②外国人住民への支援

施策	内容	主な取組主体
【129】 子育て支援情報の周知	「広報紙」や「子育て支援ガイドブック」の翻訳や、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者からの相談に、くすのきセンターなどへ通訳を派遣するなど、子育て支援に関する情報などを外国人住民にも周知します。	人権政策課
【130】 母語教室の開催	母国語を体系的に学ぶことで、外国人住民親子間のコミュニケーションがとれるようになることや、外国人児童・生徒自らのアイデンティティを確立させ、学習や生活に意欲を持つことができるよう、支援します。	人権政策課
【131】 外国人児童生徒への就学支援	就学年齢期の外国人の就学を促進し、必要に応じて母語が分かる外国人児童生徒相談員を学校に派遣し、児童生徒や保護者への支援を進めます	学校教育課

③子どもの貧困問題への対応

施策	内容	主な取組主体
【132】 子ども・若者を取り巻く貧困問題への対応	国の大綱に基づき、経済的困難を抱える家庭への支援やひとり親家庭への支援を図るとともに、貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援します。また、子どもの貧困率について、継続的に調査を行い、その状況を把握するなど、必要な対応を進めます。	社会福祉課 子育て支援課
【133】 就学・就労など、生活困窮リスクの軽減	就学・就労など、社会環境による生活困窮リスクの軽減に向けて、早期的、継続的支援による子ども、若者の家庭・社会環境の改善を図るため、若者に特化した就学・就労支援の強化や「滋賀県地域若者サポートステーション（彦根サテライト）」「あずくる彦根」など、若者支援機関と一体となった支援の強化に取り組みます。	子ども青少年課 少年センター
【134】 「若者」に絞った支援プログラムの提供	彦根市と「滋賀県地域若者サポートステーション（彦根サテライト）」を中心とした「（仮称）彦根市子ども・若者支援ネットワーク」を整備し、概ね15歳から39歳の「若年無業者等」のうち、職業的自立をはじめとした将来に向けた取り組みへの意欲がある人と家庭へ、個別相談や学校との連携、各種支援プログラムの提供を行います。	子ども青少年課
【135】 就学に向けた経済的支援	子どもが経済的理由で希望する教育が受けられないことがないように、就学に要する諸経費などの援助を行います。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
【136】 学校教育による学力保障	学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導などの取り組みを行うため、教職員などの指導体制の充実を図ります。	学校教育課
【137】 学校を窓口とした関係機関との連携	児童生徒の家庭環境などを踏まえた、指導体制の充実を図ります。特に学校を窓口として、貧困家庭の子どもたちなどを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていけるよう、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課 子ども青少年課 学校教育課
【138】 地域における学習支援	放課後子ども教室や土曜日の教育支援活動など、放課後などでの学習支援の取り組みを推進します。その際、市内大学やNPO、フリースクールなどとの連携により、子どもの状況に配慮した支援の充実を図ります。	子育て支援課 子ども青少年課 生涯学習課
【139】 生活困窮世帯などへの学習支援	生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援事業を実施します。	社会福祉課 学校教育課

4. 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども・若者の健やかな育ちに向け、福祉・保健・医療の関係機関などと連携を図り、母子保健サービスの充実を図るとともに、身近で安心して出産や養育ができる環境の整備を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や子ども・若者が安全に過ごせる地域づくりを進めるなど、子ども・若者、子育て家庭に配慮したまちづくりを行います。

(1) 安心して出産・子育てができる環境づくり

①妊婦やその家族への支援

施策	内容	主な取組主体
【140】 家族の育児参加を促すための支援	妊婦やその配偶者・家族が、妊娠・出産・育児、父子手帳の活用法などについて学び、父親としての自覚を高め、父親や家族の育児参加を促します。	健康推進課
【141】 母子健康手帳の交付・活用	妊婦への母子健康手帳の交付によって、保健施策の内容・活用方法を啓発します。また、妊娠・出産・育児についてのパンフレットなどを配布し情報の提供に努めるとともに、保健指導を行います。また、父子手帳を同時に配布します。	健康推進課
【142】 妊婦健康診査	妊娠期の異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、妊婦が安心して妊娠・出産ができるように妊婦健康診査費用の助成を行います。	健康推進課
【143】 妊婦のつどいや 出産後の赤ちゃん サロンなど交流機 会の充実	妊婦が妊娠期の不安を解消し安心して出産に臨むことができるよう、妊娠週数に応じ、助産師や保健師などが開催します。また、妊婦同士の交流の機会として捉え、同教室への参加を通じた仲間づくりを進めます。さらに、出産後も気軽に相談や情報交換、交流ができるようなサロンを実施し、出産後の支援を図ります。	健康推進課
【144】 個別相談、個別 訪問の充実	妊婦が気軽に悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接など相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて助産師などによる訪問指導が受けられる体制の充実を図ります。	子ども青少年課 健康推進課
【145】 支援が必要な妊産 婦への対応とフォ ローの充実	不安を抱える妊婦や出産後育児することが困難と感じる保護者への相談を充実し、悩みの早期解決に向けた支援を進めます。また、心や身体の健康面で問題を抱える保護者への早期対応とフォローのため、適切な時期に訪問指導ができるよう保健所、医療機関との連携を強化します。	健康推進課

②不妊への支援

施策	内容	主な取組主体
【146】 特定不妊治療費の 助成	高額な治療費のかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている人に対して、治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
【147】 不妊専門相談セン ターの活用促進	広報、ホームページなどを活用しながら、不妊相談事業を行う不妊専門相談センターを紹介するとともに、利用促進を図ります。	健康推進課

③子育ての経済的負担への支援

施策	内容	主な取組主体
【148】 幼児教育の無償化	「第2期教育振興基本計画」などに基づく国の制度に合わせて、幼児教育の無償化に向けた取組を進めます。	子育て支援課
【149】 保育料や教育費の 負担軽減	各家庭の収入状況などに応じ、保育料や教育費の負担軽減に向けた取組を進めます。	子育て支援課 学校教育課
【150】 医療費の負担軽減	乳幼児福祉医療費助成事業については、県制度では助成対象とならない所得制限超過者への助成と、自己負担分の無料化を市制度として今後も維持しつつ、県に対して所得制限撤廃や自己負担の無料化を要望します。さらに、子育て環境を充実させるため、市制度により、小中学生に対する入院医療費の助成を行う、子ども医療費助成事業を実施します。	保険年金課

④企業・事業所に対する啓発

施策	内容	主な取組主体
【151】 雇用者・企業への 啓発と情報提供	市内の事業所を訪問し、就労環境において、妊娠、出産、育児中の従業員に対して配慮できるよう、啓発資料を配布するとともに、彦根地区雇用対策協議会において雇用や労務に係る研修会を開催します。また、市広報などを通して、就労環境に係る情報提供を行います。	商工課
【152】 働き方の見直しに ついての啓発	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理念のもと、男性も育児休業を円滑に取得することや、労働時間や有給休暇取得などの基準を遵守することについて働きかけ、ワーキングシェア、労働時間短縮、フレックスタイム制・テレワークの導入など、仕事と子育ての両立支援および若者が働きやすい環境づくりを図ります。	商工課 人権政策課

施策	内容	主な取組主体
【153】 育児休業制度の普及・啓発	子育てをしながら働き続けられるよう、企業が育児休業制度を導入することはもちろん、利用しやすい環境を整備することや、休暇取得後もスムーズに職場復帰できる制度を整備することについて、企業訪問を通じて、啓発活動を行います。	商工課 人権政策課
【154】 一般事業主行動計画の実施促進	就労と子育てを両立できる環境づくりを促進するため、市内の事業所を訪問し、啓発資料を配布するなど、事業者における「一般事業主行動計画」の策定および実施の促進を図ります。	商工課
【155】 優良企業の公表	彦根市内において、女性の能力を活用している場合はもとより、「仕事と家庭の両立を支援している」「働きやすい職場づくりを心がけている」「多様な働き方の推進により就業改善に心がけている」など、積極的な取組を行っている企業等を、男女共同参画推進事業者として表彰し、併せて、広報ひこねや市のホームページなどで公表します。	人権政策課

(2) 乳幼児の発達と保護者への支援

①乳幼児のこころと体の発達への支援

施策	内容	主な取組主体
【156】 乳幼児健康診査の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健康診査および歯科健診について、今後も受診を促すとともに、市民のニーズ把握や育児不安の軽減に努めるため充実を図ります。	健康推進課
【157】 予防接種の推進	子どもを疾病から守るため、引き続き正しい知識の普及や適切な接種時期の啓発を行い、接種率向上を図ります。	健康推進課
【158】 発達を支援する教室の充実	乳幼児の心身発達の支援や親子のふれあいを育む育児指導を行う、各種教室の内容を充実します。	健康推進課
【159】 個別相談の充実	心身発達の支援のため、医師、保健師、栄養士、発達相談員などが、専門的立場で発育・発達・育児などについての適切なアドバイスを行い、個別相談および面談の充実を図ります。	健康推進課
【160】 個別訪問の充実	虐待やDV、育児不安など母子を取り巻く支援の必要な対象が増加傾向にあることも踏まえ、乳幼児健康診査の未受診児や要支援児をはじめ、必要な乳幼児や保護者について個別訪問を実施し、充実を図ります。	子ども青少年課 健康推進課

②保護者への支援

施策	内容	主な取組主体
【161】 乳児家庭への訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を民生委員児童委員、主任児童委員などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	健康推進課
【162】 保健指導の充実	子育て期の保護者に対して、食生活や生活リズム、う歯予防などの生活習慣の見直しや子どもの健全な発育を支援するため、個別指導、健康教室、健康診査などあらゆる機会を通して啓発・指導の充実を図ります。	健康推進課
【163】 精神面のフォローの充実	保護者が子育てにおけるストレスや悩みを解消でき、積極的に子育てができるよう支援します。また、産後うつ病の早期発見・対応など新生児訪問などでエンジンバラ質問票などのツールを活用し、精神面でのフォロー体制の充実を図ります。	健康推進課
【164】 保護者支援グループの支援活動の推進	「Nobody's perfectプログラム」など、育児不安の軽減および育児の仲間づくりを目的とした保護者支援グループの支援活動を推進し、育児の孤立化を予防し、保護者同士で支え合い、育児力が高まることをめざします。	健康推進課
【165】 多胎児サークルの自主活動の推進	多胎児サークルが自主活動を展開できるよう、地域資源を活用しながら支援体制の充実を図ります。	健康推進課
【166】 支援の必要な保護者への対応	外国籍の保護者やひとり親家庭、極低出生体重児や障害のある子どもがいる家庭など、細やかな支援が必要と思われる保護者に対し、今後も訪問や相談を通じて個別に対応します。	健康推進課
【167】 母乳育児への支援	母乳育児の推進を図るため、気軽に相談・支援ができるように努めます。	健康推進課

(3) 安全・安心なまちづくり

①身近で安心できる医療

施策	内容	主な取組主体
【168】 定期的な会議、情報交換による連携	地域医療体制の確保・充実を図りつつ、医療機関との連携を強化するため、会議や情報交換の機会を積極的に設けます。	健康推進課
【169】 保健所との連携	経過観察や支援が必要な乳幼児へのフォロー、思春期の子どもや保護者への保健指導および不妊相談・助成などについて保健所との連携を強化します。	健康推進課
【170】 休日・夜間診療の充実	関係機関との協議、調整により、休日・夜間診療が維持・充実できるよう働きかけます。	健康推進課

施策	内容	主な取組主体
【171】 小児救急医療体制の確保	病院に勤務する小児科専門医などの不足により、小児救急医療体制の確保が困難な中、関係機関との協議、調整を図り、その体制の維持・充実を図ります。	健康推進課

②安全・安心な地域づくり

施策	内容	主な取組主体
【172】 防犯対策の強化・充実	子ども・若者を犯罪から守る地域の自主防犯体制の強化を図るとともに、子どもの見守り活動や安心できる居場所づくりなど、子どもも若者も安心できる地域の実現のため、地域の防犯体制の充実を図ります。	まちづくり推進室 子ども青少年課
【173】 子ども・家庭への防災意識の喚起、防災教育・防災訓練の実施	小・中学校において、学校・家庭・地域・関係機関との連携のもと、正しい防災知識、防災意識、自助・共助・公助の防災精神の取得をめざした教育と避難行動訓練を実施します。	保健体育課
【174】 通学路の安全確保	子どもたちが安全に安心して登下校できるよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき、おうみ通学路アドバイザーと連携し、通学路の危険個所の把握や改良を行います。	保健体育課
【175】 地域での子ども見守り活動	スクールガードをはじめ、地域の見守りボランティアと連携をとりながら、子どもの生命を交通事故や不審者から守る取り組みを進めます。また、「こども110番の家」が増えるよう、地域の協力を求めるとともに、協力市民や事業所に対して、いざというときの対処方法の指導などを行います。	子ども青少年課 保健体育課
【176】 交通安全教室の充実	保育所・幼稚園や学校において年齢層に応じた交通安全教室を開催します。	交通対策課
【177】 公共交通機関の整備・充実	ノンステップバスの導入など、生活に便利な公共交通を整備し、安心して外出できる地域づくりを進めます。	交通対策課
【178】 通学時の交通事故リスクの軽減	通勤などでの公共交通の利用を促進し、登下校時の自動車交通量を削減することで、交通事故リスクを軽減します。	交通対策課
【179】 「赤ちゃんの駅」の普及	乳幼児を連れた保護者が外出中に気軽に立ち寄っておむつ替えや授乳ができる施設を「赤ちゃんの駅」として周知し、子育て家庭の外出しやすい環境をつくります。	子ども未来室

第5章 教育・保育環境の整備

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

(2) 本市における「教育・保育提供区域」について

本市における「教育・保育提供区域」を設定するにあたり、小学校区（17区域）・中学校区（7区域）では、各区域が小さく、「量」の見込みは可能であっても、各区域で提供施設やサービス、児童人口に差が見られること、また、区域を超えた施設やサービスの利用も見られるなど、各区域内において「量」の調整や確保が難しいことが考えられます。そのため、今後も安定した教育・保育事業を展開するためには、ある程度集約された施設整備状況および人口単位をもとに設定する必要があることから、本市では市全域を1つの区域として設定しました。

■教育・保育提供区域の状況（平成25年4月1日現在）

単位：世帯・人・か所

	中学校区	世帯数 (H25.3.31)	0~5歳児人 (H20.4.1)	0~5歳児人 (H25.4.1)	H20-H25	幼稚園		保育所		計
						市立	私立	市立	民間	
教育・保育提供区域 〔市域全域〕	東中学校区	11,357	1,652	1,712	60	2	1	1	4	8
	城東	3,516	365	301	△64	-	1	-	1	2
	佐和山	3,711	564	578	14	1	-	1	1	3
	旭森	4,130	723	833	100	1	-	-	2	3
	西中学校区	4,688	579	697	118	3	-	1	2	6
	城西	2,570	358	378	20	2	-	1	2	5
	城北	2,118	221	319	98	1	-	-	-	1
	中央中学校区	7,471	930	942	12	2	-	-	1	3
	平田	2,754	271	259	△12	1	-	-	-	1
	金城	4,717	659	683	24	1	-	-	1	2
	南中学校区	8,994	1,498	1,309	△189	1	-	-	7	8
	城南	4,473	931	798	△133	-	-	-	3	3
	城陽	1,929	225	198	△27	1	-	-	3	4
	若葉	1,596	201	181	△20	-	-	-	-	-
	亀山	996	141	132	△9	-	-	-	1	1
	彦根中学校区	6,388	1,071	1,197	126	1	1	1	3	6
	河瀬	3,196	501	559	58	-	1	1	2	4
	高宮	3,192	570	638	68	1	-	-	1	2
	鳥居本中学校区	1,126	110	88	△22	-	-	-	1	1
	稲枝中学校区	4,560	651	589	△62	1	-	-	3	4
	稲枝東	2,620	442	378	△64	1	-	-	1	2
稲枝西	1,040	114	103	△11	-	-	-	1	1	
稲枝北	900	95	108	13	-	-	-	1	1	
計	44,584	6,491	6,534	43	10	2	3	21	36	

2. 教育・保育の事業量の見込みおよび提供体制の確保など

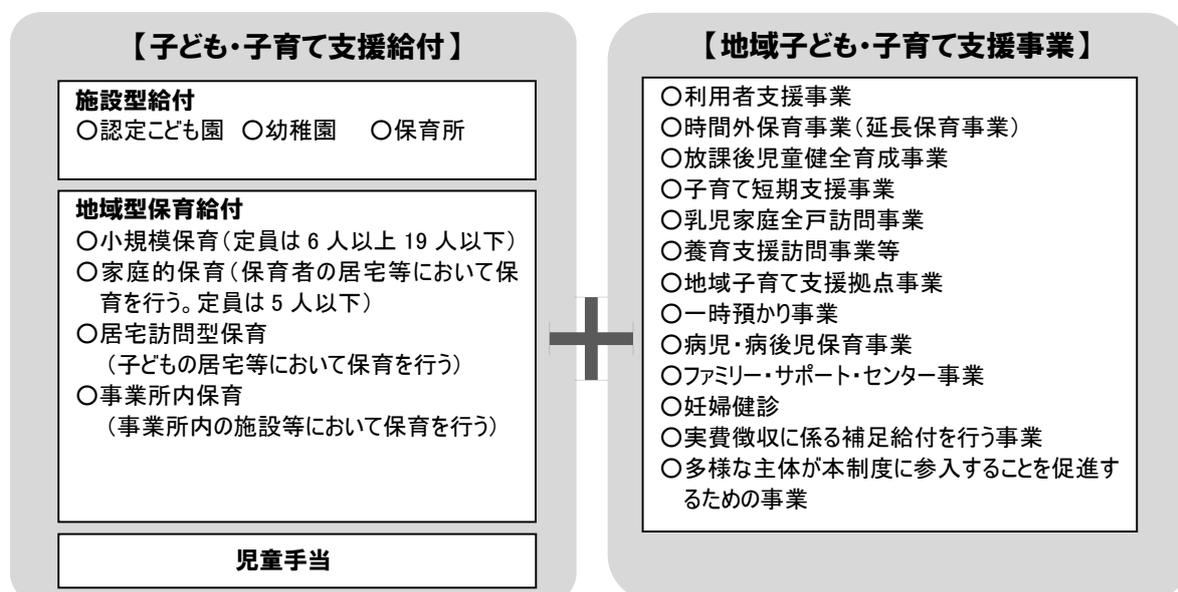
(1) 前提となる事項について

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分となります。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳児、学校教育のみの利用 (保育の必要性なし)	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



(2) 量の見込みの算出について

事業計画に定める量の見込みを算出する項目は彦根市全域で設定しています。

■本市における量の見込みの設定

区 分		
教育・ 保育	1号認定区分(3-5歳、教育のみ利用)	
	2号認定区分(3-5歳、保育の必要性あり)	
	3号認定区分(0歳、1-2歳の年齢区分ごと、保育の必要性あり)	
地域子ども・ 子育て 支援事業	①利用者支援事業	⑧一時預かり事業(幼稚園在園児を対象、その他)
	②時間外保育事業(延長保育事業)	⑨病児・病後児保育事業
	③放課後児童健全育成事業	⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
	④子育て短期支援事業(ショートステイ)	⑪妊婦健診事業
	⑤乳児家庭全戸訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑥養育支援訪問事業等	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	⑦地域子育て支援拠点事業	

(3) 教育・保育の提供体制の確保内容およびその実施時期

【1号認定：3－5歳（教育のみ）】

事業内容	幼稚園・認定こども園	提供体制	彦根市全域
確保方針の内容	公立幼稚園の老朽化に伴う整備更新や、待機児童対策としての増築に併せて、認定こども園に移行する。また、一時預かりを充実し、2号認定のニーズにも応える体制を確保する。		

単位(人)

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込(必要利用定員総数)		1,376	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
②確保の方策	特定教育・保育施設	/	1,380	1,380	1,340	1,230	1,080
	(確認を受けない幼稚園)	/	475	475	475	475	475
②-①		/	752	752	712	602	452

【2号認定：3－5歳（保育の必要性あり・教育希望が強い）】

事業内容	保育所、認定こども園	提供体制	彦根市全域
確保方針の内容	公立幼稚園の認定こども園への移行と、公立幼稚園での一時預かり(在園児対象)を順次充実(①3歳児からの預かり、②午後4時までの預かり、③水曜日の預かり、④夏休み等長期休暇時の預かり)することで、2号認定のニーズに応える体制を確保する。		

単位(人)

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込(必要利用定員総数)		1,745	2,045	2,045	2,045	2,045	2,045
うち教育希望が強い		/	228	228	228	228	228
②確保の方策	特定教育・保育施設	/	1,573	1,573	1,593	1,663	2,045
	うち公立幼稚園	/	0	0	0	0	272
②-①		/	△472	△472	△452	△382	0

※民間による保育所、認定こども園の整備が行われなかったことを前提とします。

【3号認定：0－2歳（保育のみ）】

事業内容	保育所、認定こども園、地域型保育事業	提供体制	彦根市全域
確保方針の内容	公立幼稚園の老朽化に伴う整備更新や、待機児童対策としての増築に併せて、認定こども園に移行し、見込み量を確保する。		

単位(人)

彦根市全域		実績	実施時期										
		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
①量の見込	必要利用定員総数	842		955		955		955		955		955	
	0歳児 1・2歳児	107	735	167	788	167	788	167	788	167	788	167	788
保育利用率(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)		26.4%		29.9%		30.2%		30.4%		30.7%		31.1%	
②確保の方策	特定教育・保育施設総数	/		842		842		882		962		1,042	
	0歳児 1・2歳児	/		107	735	107	735	116	766	149	813	167	875
②-①	②-①総数	/		△113		△113		△73		7		87	
	0歳児 1・2歳児	/		△60	△53	△60	△53	△51	△22	△18	25	0	87

【参考：公立幼稚園の認定こども園への移行 各年モデルおよび移行計画】

■認定こども園 モデル（1年目）

単位（人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	-	-	-	40	50	50	140
2号認定	-	-	-	-	10	10	20
3号認定	9	12	19	-	-	-	40
計	9	12	19	40	60	60	200

■認定こども園 モデル（2年目）

単位（人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	-	-	-	20	40	50	110
2号認定	-	-	-	20	20	10	50
3号認定	9	12	19	-	-	-	40
計	9	12	19	40	60	60	200

■認定こども園 モデル（3年目）

単位（人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	-	-	-	20	40	40	100
2号認定	-	-	-	20	20	20	60
3号認定	9	12	19	-	-	-	40
計	9	12	19	40	60	60	200

※幼保連携型認定こども園は、2号認定の定員を設定しなければなりません。

■認定こども園への移行計画

移行（開園）年度	移行園数	幼稚園定員	認定こども園定員	備考
平成 29 年度	1 園	180 人	200 人	
平成 30 年度	2 園	360 人	400 人	
平成 31 年度	2 園	360 人	400 人	
計	5 園	900 人	1,000 人	

（4）教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

公立幼稚園の老朽化に伴う整備更新や待機児童対策としての増築に併せて、認定こども園として整備します。

また、民間保育所や私立幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび提供体制の確保など

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容およびその実施時期

1) 利用者支援事業

事業内容	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。
確保体制	彦根市全域
確保方策の内容	子ども・子育て支援に係る情報提供や相談支援など、子育て支援課(福祉センター2階)で、利用者支援事業(基本型)を実施する。

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(か所)		-	-	-	-	-
②確保方策(か所)		1	1	1	1	1

2) 時間外保育事業(延長保育事業)

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所において保育を実施する。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○時間外保育事業(延長保育事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての保育所で延長保育を実施する。 量の見込みは、1園あたり45人と想定 $1,090 \text{ 人} \div 24 \text{ 園} \approx 45 \text{ 人}$ <p>【認定こども園の移行計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降、公立幼稚園を順次認定こども園に移行する。 平成29年度1園、平成30年度2園、平成31年度2園

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人)	1,090	1,125	1,125	1,170	1,260	1,350
②確保方策(人)	1,090	1,125	1,125	1,170	1,260	1,350
(実施保育所数)	24	25	25	26	28	30
②-①(人)	0	0	0	0	0	0

3) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	○放課後児童クラブ運営事業 ・各学校の状況に応じて、クラブ室として使用できるように余裕教室などに空調設備を設置するとともに、学校と施設を共有使用する。また、新たな施設の新築および現クラブ棟の改築を行い、定員を確保する。 ・放課後子ども教室については、総合的な観点から検討を重ねる。

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(人)	1～3年生	875	912	954	998	1,044	1,091
	4～6年生	43	281	281	281	284	281
②確保方策(人)	1～3年生	875	912	954	998	1,044	1,091
	4～6年生	43	78	246	281	284	281
②-①(人)		0	△203	△35	0	0	0

4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容	保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	○子育て支援短期利用事業 ・現在2施設と委託契約し実施しているが、今後委託先を増やし、利用ニーズに対応する。

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(人日)		0	32	32	32	31	31
②確保方策(人日)		0	32	32	32	31	31
②-①(人日)		0	0	0	0	0	0

5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。
確保体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)</p> <p>○妊産婦新生児訪問指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての乳児がいる家庭を生後4か月までに訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供することで、乳児家庭の孤立を防ぐ。民生委員児童委員、主任児童委員の訪問、新生児訪問など4か月までに対象者全員に出会えるよう実施する。

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児推計人口(人)		1,059	1,036	1,027	1,016	1,004	991
①量の見込(人) 〔民生委員児童委員、主任児童委員〕 〔新生児訪問:在宅助産師、保健師等〕		946	1,036	1,027	1,016	1,004	991
訪問率		89.3%	100%	100%	100%	100%	100%
②確保方策	実施体制(職員人数)		主任児童委員27人・各地区民生委員児童委員(新生児訪問・在宅助産師7人)				
	実施機関(人)		健康推進課				

6) 養育支援訪問事業等

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保する。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。
確保体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○児童虐待防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区担当の保健師と子ども青少年課職員が連携し、乳幼児期の保護者などに対し、養育について指導が必要と思われる世帯について訪問し支援する。また、養育環境などから判断して、児童虐待が危ぶまれるなど家事・育児などの支援が必要と認められる家庭について、民間事業者に委託し、ヘルパーや育児支援員の派遣を行う。 要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性の強化を図るために、研修会などを受講させる。

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児推計人口(人)		1,059	1,036	1,027	1,016	1,004	991
①量の見込	訪問世帯数	341	370	370	370	370	370
	延訪問件数	1,313	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410
②確保方策	実施体制(人)		健康推進課地区担当保健師 子ども青少年課地区担当				
	実施機関		健康推進課・子ども青少年課				
	委託団体等	—	2	2	2	2	2

7) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○地域子育て支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設である子どもセンター、彦根乳児保育所ともに、受入体制を充実させ、年次的な増を図る中で、最終年度では当初の約3倍増を図る。 ・新たに1拠点施設を平成29年度に開設し、受け入れの拡大を行う。

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人日)	1,344	4,699	4,651	4,620	4,571	4,515
②確保方策(人日)	1,344	2,220	2,770	3,780	4,400	4,515
(実施箇所)	2	2	2	3	3	3
②-①(人日)	0	△2,479	△1,881	△840	△171	0

8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>【幼稚園での預かり保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立・私立すべての幼稚園で一時預かりを実施する。 ・対象児童は、池州分園は4・5歳児のみとし、その他は3～5歳児で実施する。 ・1園あたりの利用人数 <ul style="list-style-type: none"> 平成27・28年度 週4日×39週×10人 1,560人日 平成29・30年度 週5日×39週×10人 1,950人日 平成31年度 週5日×39週×12人 2,340人日 <p>【幼稚園における預かり保育以外】</p> <p>○一時預かり等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1園あたり利用者数 <ul style="list-style-type: none"> ・週5日×52週×1日2人 年間520人日利用として算出 ・平成28年度 公立保育所2園で実施 <p>○湖東定住自立圏ファミリー・サポート・センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間288人日(平成25年度実績値) <p>【認定こども園の移行計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度以降、公立幼稚園を順次認定こども園に移行する。 ・平成29年度1園、平成30年度2園、平成31年度2園 ・「一時預かり等事業」は平成29年度以降公立幼稚園の認定こども園への移行に伴い実施する。

彦根市全域			実績	実施時期				
			平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込(人日)	1号認定	3,527	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
		2号認定		16,270	16,270	16,270	16,270	16,270
	②確保方策(在園児対象型)(人日)		3,527	18,720	18,720	21,450	19,305	19,110
	(実施箇所)		12	12	12	11	9	7
	②-①(人日)		0	300	300	3,030	885	690
一時預かり(その他)	①量の見込(人日)		3,300	12,192	12,192	12,192	12,192	12,192
	一時預かり事業(保育所での一時預かり事業)		3,012	9,360	10,400	10,920	11,960	13,000
	実施保育所		18	18	20	21	23	25
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)		288	288	288	288	288	288
	②確保方策(人日)		3,300	9,648	10,688	11,208	12,248	13,288
	②-①(人日)		0	△2,544	△1,504	△984	56	1,096

9) 病児・病後児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師が一時的に保育する。
確保体制	彦根市全域
確保方針の内容	○湖東定住自立圏病児・病後児保育事業 ・定員 4 人 ・休所日（土・日、祝日） ・定員 4 人×開所日数 241 日=964 人日

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(人日)	384	983	977	969	961	951
②確保方針(人日)		964	964	964	964	964
(実施箇所)	1	1	1	1	1	1
②-①(人日)	-	△19	△13	△5	3	13

10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
確保体制	彦根市全域
確保方針の内容	○湖東定住自立圏ファミリー・サポート・センター事業 ・提供会員を維持することで、現在の提供体制を確保するとともに、依頼会員となる対象者への事業周知を図りながら実施する。

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(人日)	1,415	1,385	1,377	1,385	1,386	1,374
(就学前一時預かり)	288	288	288	288	288	288
②確保方針(人日)		1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
(就学前一時預かり)		288	288	288	288	288
②-①(人日)		30	38	30	29	41

11) 妊婦健診事業

事業内容	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、身体測定、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
確保体制	彦根市全域
確保方策の内容	○妊婦健康診査事業 ・妊婦に対し、異常の有無を早期に発見し必要に応じて適切な指導を行うことにより、健康の維持増進を図る。厚生労働省の示す必要な検査項目については公費負担とし、医療機関委託にて実施。少子化対策として、子育て支援の一環であり、妊婦が費用の心配をせず、必要な回数の健診を受けられるよう、経済的負担および受診の促進のため妊婦健康診査費の助成を実施する。

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児推計人口(人)	1,059	1,036	1,027	1,016	1,004	991
①量の見込(受診券配布件数)	1,118	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1人あたりの健診回数	14	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人あたりの回数)	12,371	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
②確保方策	実施場所	全国医療機関				
	実施体制	滋賀県内は医療機関と県内市町と委託契約 (県外医療機関は償還払い) 事務については、健康づくり財団に委託				
	実施機関	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	委託団体等	通年実施				

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	世帯の所得状況などを勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育などを受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の、全部または一部を助成する。
確保体制	彦根市全域
確保方策の内容	低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育などを受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用など、実費負担の部分について、国の制度に合わせて補助を実施する。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などへの設置、運営を促進する。
確保体制	彦根市全域
確保方策の内容	市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者など、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入など、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施する。

4. 「教育・保育環境の整備」に関する数値目標

指標	現況 平成 25 年度	目標 平成 31 年度
公立幼稚園からの認定こども園への移行園数	0 園	5 園
利用者支援事業実施箇所数	0 か所	1 か所
時間外保育事業(延長保育事業)実施保育所数 (認定こども園を含む。)	25 園	30 園
放課後児童クラブ受入児童数	918 人	1,372 人
子育て短期支援事業(ショートステイ)受入施設数	2 か所	3 か所
乳児家庭全戸訪問の訪問割合	89.3%	100.0%
養育支援訪問件数	1,313 件	1,410 件
地域子育て支援センターの整備	2 か所	3 か所
公立幼稚園における水曜日の預かり広場の実施	未実施	10 園
保育所における一時預かり事業の実施 (認定こども園を含む。)	18 園	25 園
病児・病後児保育事業の実施	1 か所	1 か所
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	182 人	190 人
妊婦健康診査 受診回数	12,371 回	15,400 回

第6章 指標

本市における平成31年度の目標とする指標とその考え方については、平成31年度までの本市の児童数の推計値および平成25年度に実施したニーズ調査結果から導かれる各事業の利用希望量などを根拠としています。また、目標達成のために、各施策を着実に推進するとともに、本計画の「第7章 計画の推進に向けて」に示す手法によって、進捗状況の管理・評価を行うものとしします。

1. 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

指標	現況 平成25年度	目標 平成31年度	説明
(仮称)彦根市子ども・若者支援センターの設置	未開設	1か所	(仮称)彦根市子ども・若者支援センターの設置状況がわかります。
(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークの整備	未整備	整備	(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークの整備状況がわかります。
関係機関・団体の実施事業の提言反映状況	701事業	840事業	青少年健全育成事業の取り組み状況がわかります。

2. 子ども・若者の育ちに応じた支援

指標	現況 平成25年度	目標 平成31年度	説明
子育てサポーター登録者数 (4月1日現在)	64人	100人	子育てサポーターの育成への取り組みの進捗状況がわかります。
保育所待機児童の解消 (4月1日現在の待機児童数)	46人	0人	保育ニーズに対する充足状況がわかります。
児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得状況	小学校 65.2% 中学校 70.1%	小学校 80.0% 中学校 80.0%	数値は、全国学力・学習状況調査A問題(基礎・基本)の正解率を示します。 80%をめざすために、授業改善や学習補充、支援員の配置などに取り組みます。
新体力テスト総合評価平均値	小6 3.14点 中3 3.41点	小6 3.33点 中3 3.64点	目標値は平成25年度滋賀県平均得点を示します。 体育の始業時の予備運動を改善し、中休みなど運動しようとする環境を整え、体力向上を図ります。

3. みんなが共に育つ子ども・若者への支援

指標	現況 平成 25 年度	目標 平成 31 年度	説明
家庭相談件数	474 件	768 件	相談が必要な家庭への対応状況がわかります。
ひとり親家庭への就労支援件数	0 件	25 件	ひとり親家庭への就労支援の状況がわかります。
地域での学習支援教室の整備	0 か所	7 か所	学習支援教室の整備状況がわかります。 中学校区に 1 か所の整備をめざします。

4. 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

指標	現況 平成 25 年度	目標 平成 31 年度	説明
むし歯のない 3 歳児の割合 (3 歳 6 か月児歯科健診受診結果)	80.4%	90.0%	子どもの口腔状態は、保護者の子どもへのかかわりや食生活も影響することから、保護者の養育状況を量る指標になります。 個別指導、健康教室、健康診査などの機会を通して、啓発・指導を充実します。
夜 9 時まで(夜 9 時を含む)に寝ている子どもの割合 (3 歳 6 か月児健診時の問診結果)	54.1%	59.0%	適切な生活リズムが身についているかを見る指標です。 子どもの生活リズムは、家庭環境も影響し、保護者の理解と努力が必要であることから、乳幼児健康診査などにおいて、保護者が生活リズムを振り返る機会をつくり、適切な生活リズムが身につけられるよう助言を行います。
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業所数	87 事業所	100 事業所	市内事業所の次世代育成対策への取り組みの進捗状況がわかります。
小学校区単位で結成される自主防犯活動団体結成数	13 団体	17 団体	自主防犯活動団体の結成状況がわかります。

5. 教育・保育環境の整備（再掲）

※目標の数値については、本計画「第5章」を参照してください。

指標	現況 平成 25 年度	目標 平成 31 年度	説明
公立幼稚園からの認定こども園への移行園数	0 園	5 園	認定こども園への移行の進捗状況がわかります。
利用者支援事業実施箇所数	0 か所	1 か所	利用者支援事業への取り組みの進捗状況がわかります。
時間外保育事業(延長保育事業)実施保育所数(認定こども園を含む)	25 園	30 園	時間外保育事業(延長保育事業)への取り組みの進捗状況がわかります。
放課後児童クラブ受入児童数	918 人	1,372 人	放課後児童クラブのニーズに対する取り組みの実施状況がわかります。
子育て短期支援事業(ショートステイ)受入施設数	2 か所	3 か所	子育て短期支援事業への取り組みの進捗状況がわかります。
乳児家庭全戸訪問の訪問割合	89.3%	100.0%	乳児家庭の全戸訪問への取り組みの実施状況がわかります。
養育支援訪問件数	1,313 件	1,410 件	養育支援訪問への取り組みの実施状況がわかります。
地域子育て支援センターの整備	2 か所	3 か所	地域子育て支援センターの整備への進捗状況がわかります。
公立幼稚園における水曜日の預かり広場の実施	未実施	10 園	水曜日の預かり広場の実施への取り組みの進捗状況がわかります。
保育所における一時預かり事業の実施(認定こども園を含む)	18 園	25 園	一時預かり事業への取り組みの進捗状況がわかります。
病児・病後児保育事業の実施	1 か所	1 か所	病児・病後児保育事業への取り組みの実施状況がわかります。
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	182 人	190 人	提供会員の確保への取り組みの進捗状況がわかります。
妊婦健康診査 受診回数	12,371 回	15,400 回	妊婦健康診査の受診回数の状況がわかります。

第7章 計画推進に向けて

1. 市の推進体制

子ども・若者に関する施策は、様々な分野が関係し、多岐に及ぶため、計画策定担当課（子育て支援課・子ども青少年課）が中心となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組み、本計画を着実に推進します。

2. 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育および地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策などをはじめ、各施策や事業などについて、「彦根市子ども・若者会議」において、Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）のプロセスを踏まえた「PDCAサイクル」に基づき、計画の進行管理および評価を行います。

また、その結果によっては、計画に記載する施策の見直しを行うなど、計画の柔軟性を確保します。事業の継続・拡大についても、必要な事業費を毎年度の予算編成の中で検討し、精査するとともに、事業手法の見直しや、国・県の補助制度の活用などの財源確保、適切な受益者負担についても随時検討することとし、効果的・効率的な事業実施に努めます。

3. 市民・事業所・市との連携

本計画の施策・取組は、すべて市が実施するものではなく、市民や事業所の協力が欠かせない分野もあることから、市民・事業所・市との協働を推進します。

（1）市民・事業所との協働

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業などの主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報などの媒体を通して、計画の周知・啓発を進めるとともに、協働のための会議の場を設けるなど、既存の活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

なお、多様化するニーズに対応するため、限られた財源を有効に活用し、効果的・効率的な事業実施に努めるとともに、施策や課題ごとに、市が主たる役割を果たすべき分野、市と市民・事業所が協働で実施する分野、市民・事業所が主体的に取り組む分野などを検討し、その役割分担を適時に整理してまいります。

（2）市の役割

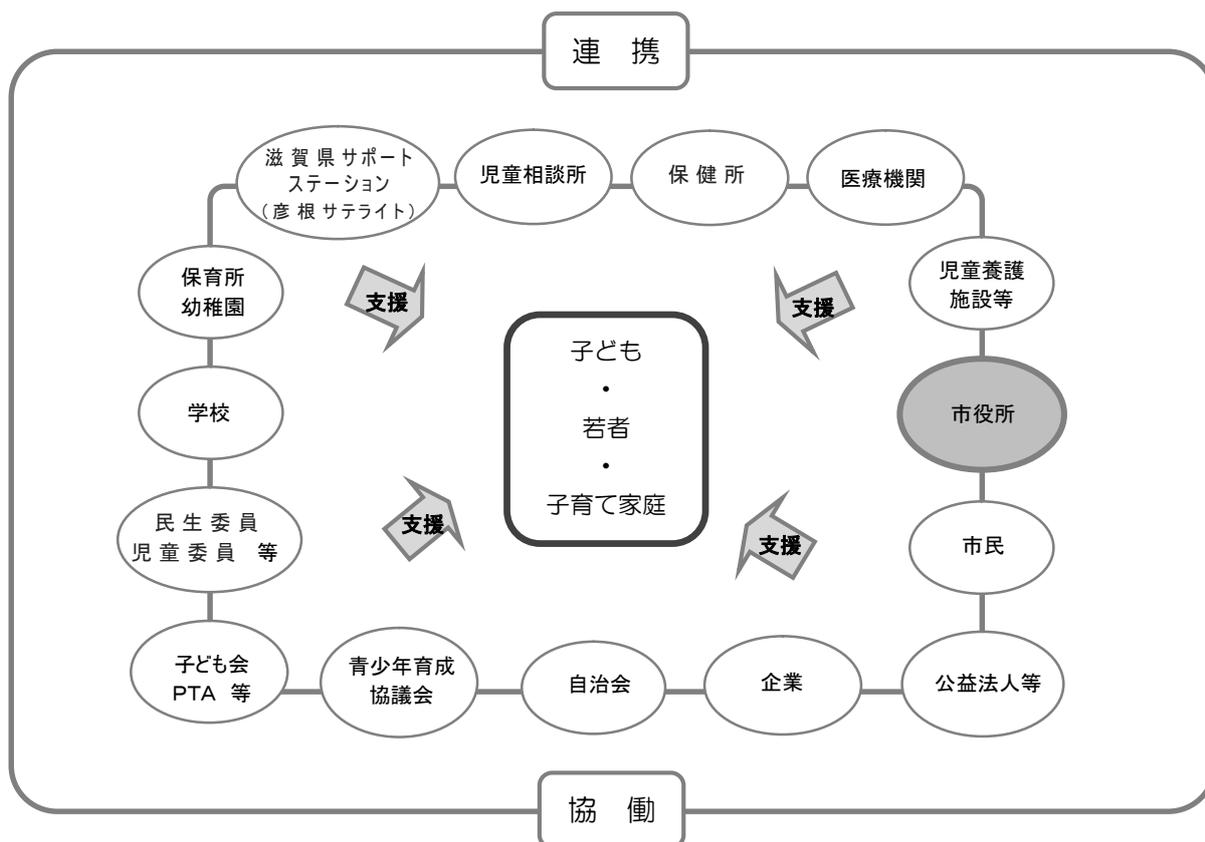
待機児童の解消に向けた施設整備や、児童虐待への対応、障害のある子どもやひとり親家庭への支援、子どもの貧困への対応など、セーフティネットの構築については、市が主体的に施策の推進を図ります。特に、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援や施策については、県との連携のもと、着実な事業展開を図ります。

また、身近な地域で多様なニーズに応えるためには、地域で様々な活動実績のある市民団体やNPO、企業などと市が協働し、サービスを提供することが考えられます。この場合、市は、サービス提供者と協議し、関係機関が連携するための場の設定や、情報提供、広報の協力、財

政的な支援など、後方からの支援を行います。

なお、本計画においては、第4章で施策の展開、第5章で教育・保育環境の整備、第6章で目標値を示しています。これらの施策の実施や目標値の達成のためには、支援体制の充実が必要であり、保育士や保健師、看護師、臨床心理士といった専門的職員の確保に向けて取り組むとともに、各種施策の展開にあたっては、必要に応じて、国・県に対して要望してまいります。

■子ども・若者とその家族を支える地域ネットワーク(イメージ図)



資料編

1. 彦根市子ども・若者会議条例

(設置)

第1条 子どもおよび若者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、彦根市子ども・若者会議(以下「子ども・若者会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・若者会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項各号に掲げる事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもおよび若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・若者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもおよび若者に関する施策に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・若者会議に会長および副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・若者会議の会務を総理し、子ども・若者会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・若者会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、会長および副会長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・若者会議は、会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・若者会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、前項の委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前条(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項および第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・若者会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・若者会議の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成26年度より、会議の名称を「彦根市子ども・子育て会議」から「彦根市子ども・若者会議」に変更しています。

2. 彦根市子ども・若者会議 委員名簿

氏名	所属団体等	備考
漢見 覚恵	青少年育成活動経験者	
池山 呂華	大学職員	
井上 康	彦根市保育園保護者会連絡協議会	
大石 直美	彦根市PTA連絡協議会	
大原 友代	市内私立幼稚園	
小椋 秀男	株式会社 平和堂	
川崎 敦子	NPO 法人芹川	
黒川 隆徳	彦根市民生委員児童委員協議会連合会	
児玉 恵子	彦根市保育協議会	
柴田 雅美	NPO 法人 Links	
菅野 道英	子ども家庭相談センター	
瀬 吉伸	彦根地区労働者福祉協議会	
高橋 信二	NPO 就労ネットワーク滋賀	副会長
竹下 秀子	滋賀県立大学	会長
田島 麻佐子	NPO 法人保育サービス ドリーム	
寺脇 桂子	湖東健康福祉事務所	
野田 清美	彦根市母子福祉のぞみ会	
福井 久美子	NPO 法人 NPO ぽぽハウス	
三原 宏之	彦根市小・中学校校長会	
山仲 幸	滋賀県高等学校長協会湖東ブロック	

※50音順・敬称略

委員を交代された前委員（所属団体等は委嘱当時）

氏名	所属団体等	備考
櫛 敏	滋賀県高等学校長協会湖東ブロック	
大橋 浩	彦根市保育園保護者会連絡協議会	
松山 貞邦	彦根市民生委員児童委員協議会連合会	

※50音順・敬称略

3. 彦根市子ども・若者会議委員 各部会委員名簿

氏名	所属団体等	子ども・子育て支援部会	子ども・若者育成支援部会	備考
漢見 覚恵	青少年育成活動経験者		○	
池山 邑華	大学職員	○	○	
井上 康	彦根市保育園保護者会連絡協議会	○		
大石 直美	彦根市 PTA 連絡協議会	○	○	
大原 友代	市内私立幼稚園	○		
小椋 秀男	株式会社 平和堂	○	○	
川崎 敦子	NPO 法人芹川	○	○	
黒川 隆徳	彦根市民生委員児童委員協議会連合会	○	○	
児玉 恵子	彦根市保育協議会	○		
柴田 雅美	NPO 法人 Links		○	
菅野 道英	子ども家庭相談センター	○	○	
瀬 吉伸	彦根地区労働者福祉協議会	○		
高橋 信二	NPO 就労ネットワーク滋賀		○	子ども・若者育成支援部会 部会長
竹下 秀子	滋賀県立大学	○		子ども・子育て支援部会 部会長
田島 麻佐子	NPO 法人保育サービス ドリーム	○		
寺脇 桂子	湖東健康福祉事務所	○	○	
野田 清美	彦根市母子福祉のぞみ会	○	○	
福井 久美子	NPO 法人 NPO ぽぽハウス	○	○	
三原 宏之	彦根市小・中学校校長会	○	○	
山仲 幸	滋賀県高等学校長協会湖東ブロック		○	

※50 音順・敬称略

4. 計画の策定経過

年 月 日	経 緯
平成 25 年 8 月 9 日	平成 25 年度 子ども・子育て会議（第 1 回） 会場：彦根市福祉保健センター 集団指導室 ＜議事事項＞ 1 会長・副会長の選出 2 部会の設置について 3 （仮称）彦根市子ども・若者プランの策定方針について 4 彦根市次世代育成支援行動計画 平成 24 年度事業実績について 5 （仮称）彦根市子ども・若者プラン ニーズ調査の実施について
9 月 19 日	平成 25 年度 子ども・若者育成支援部会（第 1 回） 会場：彦根市福祉保健センター 集団指導室 ＜議事事項＞ 1 ニーズ調査【19 歳～39 歳用】について 2 今後のスケジュールについて 3 （仮称）彦根市子ども・若者プラン（子ども・若者計画部分）策定検討会の設置について
10 月 2 日	平成 25 年度 （仮称）彦根市子ども・若者プラン策定等検討会（第 1 回）
10 月 9 日	平成 25 年度 （仮称）彦根市子ども・若者プラン策定等検討会（第 2 回）
10 月 22 日	平成 25 年度 （仮称）彦根市子ども・若者プラン策定等検討会（第 3 回） 会場：彦根市福祉保健センター 面談室 ＜議事事項＞ 1 （仮称）彦根市子ども・若者プラン（子ども・若者計画部分）策定に向けたイメージについて
11 月 29 日	平成 25 年度 子ども・若者育成支援部会（第 2 回） 会場：彦根市福祉保健センター 集団健診室 ＜議事事項＞ 1 （仮称）彦根市子ども・若者プラン（子ども・若者計画部分）のイメージについて 2 ニーズ調査【19 歳～39 歳用】について
12 月 20 日	平成 25 年度 子ども・子育て会議（第 2 回） 会場：彦根市障害者福祉センター 多目的室 ＜議事事項＞ 1 子ども・子育て支援新制度について（資料提供） 2 市内幼稚園・保育所の現状について 3 子ども・子育て支援新制度実施に伴うニーズ調査の結果について（中間報告） 4 子ども・若者支援にかかるニーズ調査の実施について
平成 26 年 3 月 26 日	平成 25 年度 子ども・子育て支援部会（第 1 回） 会場：彦根市福祉センター 集団健診室 ＜議事事項＞ 1 教育・保育の提供区の設定について 2 子ども・子育て支援新制度実施に伴うニーズ調査の結果について（概要） 3 新制度施行に伴う条例の制定について

年 月 日	経 緯
平成 26 年 6 月 30 日	平成 26 年度 子ども・子育て支援部会（第 1 回） 会場：彦根市福祉センター 31 会議室 <議事事項> 1 ニーズ調査の結果について 2 提供する教育・保育の量の見込みについて 3 新制度施行に伴う条例の制定について 4 （仮称）彦根市子ども・若者プラン 構成案について
8 月 19 日	平成 26 年度 子ども・子育て支援部会（第 2 回） 会場：彦根市障害者福祉センター 多目的室 <議事事項> 1 新制度施行に伴う条例の制定について（報告） 2 提供する教育・保育の量の見込みについて 3 子ども・子育て支援新制度 確保方策について
10 月 15 日	平成 26 年度 子ども・若者育成支援部会（第 1 回） 会場：彦根市福祉センター 31 会議室 <議事事項> 1 ニーズ調査の結果について 2 子ども・若者に対する支援体制の検討について
11 月 6 日	平成 26 年度 子ども・若者会議（第 1 回） 会場：彦根市福祉センター 集団健診室 <議事事項> 1 次世代育成支援行動計画「子どもきらめき未来プラン」の平成 25 年度実績について 2 子ども・子育て支援部会、子ども・若者育成支援部会からの報告 3 （仮称）彦根市子ども・若者プランの策定について 4 （仮称）彦根市子ども・若者プランの名称について 5 今後のスケジュールについて
12 月 2 日	平成 26 年度 子ども・若者会議（第 2 回） 会場：彦根市福祉センター 31 会議室 <議事事項> 1 彦根市子ども・若者プランの策定について
12 月 25 日	平成 26 年度 子ども・若者会議（第 3 回） 会場：彦根市福祉センター 集団健診室 <議事事項> 1 彦根市子ども・若者プランの策定について
平成 27 年 1 月 21 日～ 2 月 20 日	意見公募の実施

5. 用語解説

あ

アイデンティティ

自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。自分は何者であり、何をなすべきかという個人の心の中に保持される概念

預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる事業

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

う歯

口腔内の細菌が糖質から産生される酸によって、歯が溶かされる疾患をう蝕といい、細菌による感染症と位置付けられている。う蝕された歯をう歯（むし歯）という。

エジンバラ産後うつ病質問票

産後うつ病を発見するために開発された自己記入式質問票で、全10項目の質問に点数をつけ、その合計点数で産後うつ病かどうかを調べる。

NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization）

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体

時間外保育事業（延長保育事業）

認定こども園・保育所などにおいて、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業

家庭児童相談室

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に設けられている相談・指導などを行う機関。社会福祉主事、家庭児童相談員が配置されている。

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、「学校教育法」第1条に規定する幼稚園および「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。日本の人口維持に必要な合計特殊出生率は約2.07~2.08とされる。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

子ども・子育て関連3法

以下の①②③の法律を意味する。

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備等：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子どもおよび子どもの保護者に対する支援

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

子どもの貧困

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在および生活状況

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることとしており、平成21年7月1日に成立し、平成22年4月1日から施行されている。

子ども・若者計画

不登校、ひきこもり、ニート等、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、このような状況の中ですべての子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、困難を有する子ども・若者の支援を社会全体で総合的に推進する計画のこと。

コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

さ

産後うつ

産後に発症するうつ病で、10～20%に生じるとされている。1日中気分が沈む、日常生活の中で興味や喜びが感じられない、赤ちゃんに何の感情も湧いてこない、食欲もなく体重が減る、不眠・睡眠過多などがサインとなる。

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、教育・保育施設に対する財政措置。従来の財政措置では、教育・保育施設に対し、異なる財源のもと施設への経費や保護者への助成金が支給されてきたが、この制度では「施設型給付費」という共通の給付に一本化し、支給を行う。私立幼稚園は同給付費の支給を受けるか否かを選択することができ、支給を受けない場合は従来の財政措置を受けることが可能。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業

時間外保育事業

保育所において、通常の保育時間を超えて児童を保育する事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律（以下「次世代法」という）

次世代法に基づき、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだが、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、次世代法が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長となった。

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設のひとつで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉の脅しや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

児童手当

児童の養育者に対して支給される手当

児童扶養手当

父母が離婚するなどして、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童の養育者に対して支給される手当

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業

食育

平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけている。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

スクールガード

あらかじめ各小学校に登録した地域住民の方が子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティア

性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

ソーシャルスキル

対人関係における、挨拶・依頼・交渉・自己主張などの技能。社会的スキル

た

多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業

男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

地域子ども教室

すべての家庭の子どもが放課後や休日を安全に過ごす遊び場として小学校の空き教室などを利用する制度。利用登録は必要だが、出入りは自由で、地域の大人が世話役として活動する。

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業（延長保育事業）、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなどの事業

地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターなどで、乳幼児および保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

地域型保育事業、地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育など（地域型保育事業）への給付

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的としている。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の 4 つの保育事業を「地域型保育事業」として市町村が認可し、地域型保育給付の対象とする。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

ドメスティックバイオレンス（DV）

夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）者から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。DV と略される場合もある。

な

ニート

就労、求職、就学のいずれもせず、就労のための訓練も受けていない若者

認定こども園

小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」などの機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業

妊婦健診事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

ノンステップバス

出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バス

は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの脳機能の障害を指す。通常、低年齢からみられる脳機能の障害。社会性やコミュニケーション能力の発達に偏りがあつたり、興味・関心の範囲が狭かったり、反復行動、想像力の未発達などの特徴がある。

ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師などが緊急的な対応などを行う。

フリースクール

何らかの理由から学校に行くことができない、行かない、行きたくても行けないという子どもたちが、小学校・中学校・高校の代わりに過ごす場所。不登校やひきこもりをはじめ、軽度の発達障害、身体障害、知的障害などの事情を抱えるたくさんの子どもたちを受け入れ、学びの場を提供する。

フレックスタイム制

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業および終業の時刻を決定することができる労働時間制。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的である。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組み

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事などで昼間保護者のいない子どもたちを対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで、放課後健全に充実した時間がおくれるよう、遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業

や

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育および家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。(株式会社等の参入は不可)

※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満 3 歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

養育支援訪問事業等（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業）

要保護児童連絡協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

ら

ライフステージ

生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、各々の段階

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業

量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

労働力人口

生産年齢人口（労働に適する年齢すなわち満 15 歳以上の人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数をいう。就業者と完全失業者の合計数で表される。

労働力率

生産年齢人口に対する労働力人口の比率

わ

ワークシェアリング

労働者同士で雇用を分け合うこと。各々の労働時間を短くする時短によるのが典型的な方法である。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを提唱する考え方

彦根市子ども・若者プラン

発行：彦根市
編集：彦根市福祉保健部 子育て支援課
住所：〒522-0041
滋賀県彦根市平田町 670 番地
TEL：0749-23-9597
FAX：0749-26-1768
発行年月：平成 27 年 3 月
